

日本書紀通釋卷之三十四

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第九

氣長足姬尊

神功皇后

氣長足姬尊。御名義次に出。○神功皇后。集解云。文選到三司馬記室。踐曰。神功無紀。濟曰。高祖如神妙之功。無能紀述也。隋書煬三子傳曰。聖略神功。載造區夏。とあり。さて此御證を。省きては神后とも申奉りしこと。天平勝寶三年に撰へる懷風藻に出たり。この事は神武紀證號の下に云り。

氣長足姬尊。稚日本根子彦大日日天皇之曾孫氣長宿禰王之女也。母曰葛城高類媛。足仲彦天皇二年立爲皇后。幼而聰明叡智。容貌壯麗。父王異焉。

神功皇后紀

氣長宿禰王。記を按に。開化天皇の御子日子坐王。娶近淡海御上。祝以伊都久天之御影神之女。息長水依比賣母弟袁都都比賣命。生子山代之大筒木真若王。此王娶同母弟伊理泥王之女母泥能阿治佐波毗賣。生子迦邇米雷王。此王娶丹波之遠津臣之女高材比賣。生子息長宿禰王。此王娶萬城之高額比賣。生子息長帶比賣命。次虛空津比賣命。次息長日子王。三とあり。此餘にも息長宿禰王。娶河俣稻依。氣長宿禰王の御名。氣長は地名にて。諸陵式に息長墓在近江國坂田郡と見えたる處なり。萬葉十三。師名立。都久麻左野方。息長之遠智。同郡也。天武紀。與近江軍戰息長。橫川。田郡橫川領宮。などあり。

此王の祖母袁都都比賣命は。近江國なる息長に住坐りければ。其縁によりて。父の迦邇米雷王も其國に坐々けん。さて此王も即て其氣長にて生立なとし玉ひて。御名には負しけん。氣長足姫尊。記傳云。御父の名に同じ。彼地にして生立坐しにやあらむ。此姫尊即卷六十九年崩云。是日追尊。皇太后曰。氣長足姫尊。息長日子と申しかは。此も生時よりの御名なりしこと著し。彼息長日子の例を以思へば。帶は足の意なり。三代實錄十七に。此姫尊も。本は息長日女命と申せしを。崩坐て後。足日女とは加へ申せるにやあらむ。 帶は足の意なり。三代實錄十七には大帶日姫とあり。めつらし。さて天皇之曾孫とあるは記と合はず。記にては五世御孫也。もし曾孫とあるを息長宿禰王の事としてもなほ合はず。彼王も天皇の玄孫なればなり。と云れたり。釋紀には。氣長宿禰者。開化天皇之玄孫也。曾孫者只表末孫之義。故訓之比々古也。とあり。曾孫和名抄に孫之子爲曾孫。和名比々古とあり。比は重の轉にて。孫の子なるゆゑ然云へり。 ○萬城高類媛。和名抄大和國萬下郡高類鄉あり。此地によれる名なり。さて此媛の世系は。記明宮段に。新羅國王之子天之日矛。泊多遲摩國。即留其國。而娶多遲摩之股尾之女名前津見。生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐近。此之子多

遲摩比那良岐。此之子多遲摩毛理。次多遲摩比多詞。次清日子。此清日子娶當摩之咩斐。生子酢鹿之諸男。次妹背竈由良度美。故上云多遲摩比多詞。娶其姪由良度美。生子萬城高類比賣命。此者息長帶比賣命之御祖とあり。記傳に。但馬國にて生れたる人と聞えたるに。大和の高類をしも名に負へるは。其地に移居れるにやあらむ。と云り。○容貌。本に容貌とあり。集解に容貌原倒據。古本一改とあるに从る。さて八幡愚童訓に。御長九尺御齒一寸五分とあり。

九年春二月。足仲彥天皇崩於筑紫樞日宮。時皇后傷。天皇不從神教。而早崩。以爲知所崇之神。欲求財寶國。是以命群臣及百寮。以解罪改過。更造齋宮於小山田邑。

二月の下に。或本戊申二字あり。六日也。前紀に合へり。○解罪改過。記云。爾驚懼而坐。殯宮。更取國之大奴佐。而種々求。生剝。逆剝。阿離。溝埋。尿戶。上通下通婚。馬婚。牛婚。雞婚。犬婚之罪類。爲國之大被云々。かく國の大被し玉ふは。更改めて神の命を請奉らんか爲なり。○更造齋宮云々。此齋事を通證に。延喜曰。下文穴門山田邑。式是門國豐浦郡志宮神社。志宮即齋宮也。一說筑前國有山田邑。與香椎村一相隣。其國有傳稱。聖母屋敷者。蓋齋宮舊跡也。有神祠云々。と記して。是門國の事と爲し。筑前國なるを一説と引れたるは誤なり。もとよりこれは筑前にて

の事なるを。いかで長門の忌宮（事とは一に誤られたりけん）。前にも齋宮は造玉へりしかとも。復改めて造り玉へるなり。この小山田の齋宮の事は。當國人か小山田邑齋宮考證と云ものに。今當國糟屋郡小山田村に。聖母屋敷と云るかありて其地なり。と云るを。こゝにまた岡吉胤は。齋宮考と云を著して其説を辨し。同郡山田村内に伊野村と云るあり。其處に大神宮の御社あり。其なりと云り。其説に云。謹て齋宮の古蹟を釋ね奉るに。當國粕屋郡山田村に齋宮と稱る社あり。又同郡小山田村にも齋宮と稱るあり。何れも往古の事跡を古老の口碑に傳へ。或は地所の字に稱し。或は社傳の縁起に録し。各其説を確守して。其眞疑妄りに定め難しといへとも。右兩社恐らくは上古齋宮の地にあらざるへし。小山田なるは。慶長寛永の段別帳に。古宮聖母邸（御所。大正。百寮。朝倉。土。器屋敷。齋田など多かり）。其他の字などあるをおもへは。當昔より傳へし説も無きにあらねと。今の社を齋宮と稱へしは。もと三郎天神と稱へし社なるを。（城前神社に。小山田村の産。神三郎天神とある是なり）。文政年間。谷山村の神官某。地名に依て其説を主張し。右天神宮を齋宮なりとして。忌宮と扁せし額を掲げて。齋宮の古趾とすれとも。鳥居の額には。今尙天神宮と篆書に扁せり。所傳の神鏡神器等。いさゝか有之といへとも。皆百年以後の物品にて。徴するに足る者なし。山田なるは小山田に比すれば。土地清曠なりといへとも。斯（また）降神齋奉の地とは定め難し。其疆界平坦にして。四方皆野畦田園。前に一派の河水あり。其地を聖母邸といひ。其社を聖母宮と稱へて。古來神功皇后を祭鎮したる社なり。（中）香椎宮の縁起に。香椎村に隣て東一里餘とあるに。遠近方角能く符へるにて。齋宮の在所。先今の山田村

なる事を思ひ定むへし。さて此山田村なる聖母邸より。四五町を距て。伊野と云る村あり。是も以前は山田の中にして。別村をならさる事。古老の口碑に存するのみならず。地勢を見ても瞭然たり。今にも伊野山田と同村の如く稱し來れる事は。人の知る處なり。山田も今は上下に分りつれとも。伊野。上山田。下山田。名子。を併せて。山田河内と唱るにて。伊野より名子に至るまで。便ち山田なりし事をも知るへし。さて其伊野は忌野の義にて。古昔は荒野なりしと云古老の傳説あるを思へは。（今は百二家村となりつれとも。慶長元和のころは。二十四月ありしと云古蹟あるにても。其野原なりし事を推して知るへし）。同所に今猶大神宮の御社ありて。神威赫々諸人の信仰大方ならず。是則齋宮の古趾たる事を確定せり。其地たるや。前は平坦の地に屬して。山田。谷口。名子の諸村を見霽し。左右には斷崖高く峙立。後ろには伊野山雲に聳て群山に突出せり。宮殿の側には。古木杉松蒼蔚として。千古の緑を顯はし。瑞垣の下には。伊野満山より湧出る所の清水漲り流れて。岩石に滌き。恰も五十鈴川を見らたんが如し。然らば皇后先香椎の行宮を發轅ありて。多々羅河を溯り。今の山田の村中に陣營を張て。諸部諸卒を配置し給ひ。親ら二三の大臣を率ゐて。其川の水源とも謂つへき山間清潔の域に。齋場を建て忌籠らせ給ひし事を想像し奉るに。其景象嚴然として。今猶目撃中に在か如し。其齋宮を建させ給ひし野なれば。是を忌野と云ひしを。今は伊野村と稱し。其山を伊野山と稱す。又宮山神路山の號あり。又權現山とも稱へしは。佛語をから。かの四柱の神の神異を顯はし給ひし所由を以て。しか稱へしにもあらん。（古來は此山を神體とせしよりしか稱へしとも云り）。其最高處をトミカタケと云は。

遠見か嶽の義なり。此山の絶巔に登れば。兩柏屋。御笠。那珂。早良。志摩。怡土。宗像等の郡々は更にも
 いはず。西北の海上遙に見わたされて。壹岐對馬より。五島平戸の島山も。一望中に髣髴たり。天正十四
年薩兵立花城を攻し時。此山上に斥候を置しといふ。さては當昔仲哀天皇神託を怪み坐して。高山に御登臨ありしといふも。必此山上
 なるへくそ思ふ。今伊野の御山とも尊ひ稱るは。大御神の鎮り坐る山なればなり。また齋宮山の義
 にてもあらん。かく考へ定むれば。皇后の此山麓に齋宮を建させ給ひしも。少縁ならぬ事とおほえて
 嚴尊し。さて齋宮の在所は。今の神宮より少し下りて。神宮の第宅あり。其前の田島民屋の地までを別
 所と字し。又神屋敷といふ。其處より少し離れて古宮と唱ふる社地あり。今何れと決し難けれど。此
 二三町の方域に外ならざる事皓著なり。さて其齋宮に顯はれ坐し撞賢木殿之御魂天疎向津媛尊。稚
 日女尊。事代主命。住吉大神の四柱を祭り鎮めて。大神宮と崇め奉りしを。後には大御神の尊號のみ高
 くして。伊勢大神宮を遷し奉りしか如くなりて。山田村の外宮さへ建立して。伊勢の山田に摸擬する
 事となれりし也。かゝれば今の大神宮。即齋宮の古蹟たる事顯然なれば。彼四柱の神靈を安置し奉る
 事勿論なり。然るに猶能考れば。往古は四所に祭りしと思えたり。そは今の大神宮の地を距る事。十五
 六町卯の方の山間に。幡生薄神社といへる社あり。今は杉の大樹を神實とせり。其谷をウスギ谷と云
 ふ。其處に隣れる地をハタと云ふ。是書紀に幡萩穂出吾也云々とあるに據れば。ハタス、キなるへ
 きを。ハタウスギと唱へ誤れるならん。又大神宮の地を距る事。十一二町巳の方の河岸に。楯匣神社

あり。屏を立たるか如き大岩を神實とす。其巖間をクシヤと云。書紀に於天事代於虛事代玉鏡入彦云
 々とあるを思へは。玉鏡より出たる鏡なるへし。又大神宮の地に隣りて水取神社あり。是書紀に水葉
 稚之出居神云々とある神なり。さては天疎向津媛尊を本社として。上に云る神屋敷古宮の兩所間に
 鎮祭したりしを。今の地に遷し奉りて。他の三神をも合祭せしなるへし。舊神宮豊丹生某曰。維新の
 始め竊に神體を窺ひ奉りしに。第一座は古鏡に坐て。天照大御神の御靈代なるへし。次に三柱の古き
 神像坐り。一柱は女體なれば。栲幡千千姫命なるへし。一柱の男體は手力雄神なるへく申傳へしに。
 今一柱の男神なるは思ひ得ず。といへり。此説を聞て予か考説の謬らざるを知れり。總て伊勢の皇大
 神宮に擬し奉りしより。如斯る説も起れるなるへし。女體の神像は則稚日女尊にて。男體二柱は事代
 主神住吉神なる事明けし。さて皇后は四柱神の御敷を得給ひ。先此齋宮に於て。征韓の偉略を確定し
 給ひしにて。今に三韓退治御評議の場と云所の。土人の口碑に存するも。亦浮説ならざる事を保證せ
 り。上に擧る水取神社は。伊野村の産神にして。彌豆波能賣神。住吉大神。志賀大神を祭るといへり。
 さて今の山田村なる聖母邸と稱るは。則皇后の御本陣にして。當時群臣百寮を駐め置せ給ひし古蹟な
 り。具原氏は。彼嶽邑に。大神宮の御社絶にしあどに。再び鎮り坐しも故あるよしに云々。とまでは思ひ考
へられしを。只山田村の聖母邸にのみ沈着して。大神宮の齋宮たる事に。心つかれさりしは遺憾也と謂へし。聖母宮の舊記に。
 右御宮より東。人家の左右を長路館この館いかなる義と稱す。古へ御籠りの節。群臣百寮の御殿の跡
 と申傳へ。また此宮の西に古門と字したる田あり。是古へ關門を置せられし跡なり。是より少し南に

馬上留と云る道筋あり。是下馬の場所と覺えたり。又瓦田と云るは土器を調へし地なり。桑田といへるは御膳を進りし地なり。尤も齋宮のは伊野村と久原界の山の麓に。御田と云田五段ありと云。是なるへし。かくて神功皇后の御本陣を營ませ給ひしに依て。後には是を聖母邸と稱へ。その遺跡に皇后を祀りて。聖母宮と崇め奉りしなり。又其宮所より一町許南に。サイノ神と稱へし竹藪あり。是審神者を祭りし所なりといふ。又五六町下りて突兀たる山あり。俗に黒尊山と號す。其山に社ありて。黒主社と稱るあり。是武内宿禰を祭るといふ。是等をも考へ合せて。當昔の景況を思ひ。今の山田村なる聖母宮は。神功皇后を崇め奉り。今の伊野村なる大神宮は。則齋宮の古趾にして。彼四柱の神靈を崇め奉りし事明晰なり。と云り。なほよく國人にも聞正すへし。

三月壬申朔。皇后選吉日入齋宮。親爲神主。則命武内宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主爲審神者。因以千縉高繪置琴頭尾。而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名。

親爲神主。神主と云稱の舊く見えたるは。記の崇神段に。以意富多々泥古命爲神主。而於御諸山一拜祭意富美和之大神。とあれど。なほ其始は古かるへし。さて神主は。神に奉仕する主人たるを云稱を

ることはもとよりなれど。此にかく皇后の親ら神主と爲玉へるを以思ふに。なへて神に奉仕する稱とはかりて。いと重かるへし。さるは記に。是より先きにも。神の命を請玉ふ時。大后息長帶日賣命者當時歸神云々。於是大后歸神。言教覺詔者。とありて。大后に神の託て坐ける事も。神主と爲て神の依坐と定まり賜へるか故なり。さるは記傳に。このさまを以て思ふに。神主と云稱はもと此段の如く。神の命を請奉る時に。其神の託て命のりあるへき人を。初めより定め設くる其人を云稱にそありけん。かくてまた神に奉仕る人を云稱とされるも。神託のために設くる人よりうつれるなるへし。と云れたる然る説なり。○武内宿禰令撫琴。是より先には。記に天皇控御琴。而。建内宿禰大臣居沙庭。請神之命。とあり。記傳云。神の命を請ふには。必琴を弾ことにて。其琴上に其神の降來坐て。人に託りて命をは詔ふなり。萬葉九に。神南備。神依板爾爲杉乃。とある神依板もこれにて。神の託坐料の板なり。大神宮儀式帳六月に。以三十五日夜乃亥時。第二御門仁。御巫内人仁御琴給豆。大御事請豆。以二十六日。從宮西河原仁退出云々。また九月神嘗祭條にも。以三十五日云々。以同日夜亥時。御巫内人乎。第二御門爾令侍豆。御琴給豆。請天照座大神乃神教。豆。即所教雜罪事乎。自禰宜館始。内人物忌四人。館別解除清畢云々。とあるは。上代の禮の遺れりしなり。とあり。○琴は。倭名抄には漢籍をのみ引て。倭名を載せず。次に日本琴。萬葉集云。日本琴。俗用倭琴二字。夜萬度古度。とあり。御鏡坐本記に。猿女君祖天鈿女命。採天香山竹。其節間彫風孔。通和氣。亦天香弓與並叩絃。

今世謂之和琴。其和也。木木合面。備安樂之聲云々。また同書裏書に。この裏書は。神道集成に所引一本の奥にあり。御琴神金鸚命長白羽命。用天香弓六張。叩弦供妙音。即高幡金鸚居。因以爲象也。故名之鸚尾琴也。今世名和琴。是也云々。御琴神金鸚命裔孫長白羽命也。本朝事始に。御琴也。麻北古登。上古天津神矣。令加奈止美命。製之。且橫雙六張弓。以波。有須賀。乃調。以此爲。蓋。加。とあり。なほかゝる文他書にもあり。此は天石窟にての時の事なるか。奈止美者。高坐產靈與。神皇產靈之子也。これ琴の起なり。古事記には。須佐之男命の生太刀生弓矢天沼琴見えたり。記傳云。琴はかく神代より有ことは更に云はず。太刀弓矢に並へて。此にかく云るを思へは。有か中にも重き器財なる事知られたり。後に漢國よりも。此類の樂器くさく。渡りて來ては。朝國に本よりあるをば。倭琴と云ひ。彼のをば唐琴と云り。備前に國に唐琴と云地名のあるを以。古此名ありしことを知ぬ。さて後には分て。琴のこゝ。琵琶のこゝ。なと云り。あり。倭名抄に。琴と日本琴とわきて出せるも此よしなり。なほ上代の琴の事は。記傳に詳に云れり。○鳥賊津使主。此人上に鳥賊津連とありてそこに云り。使主は。姓氏錄に雷大臣と書るも同じく美稱にて。大身の義なり。顯宗紀に使主此云於彌とある如く。此も其字を假れるのみなり。使主は。もする者の職名なるが。美稱の於彌に通ふかまらに。其。此事も既。續紀に伊賀都臣と書字を假て書るものなる事。顯宗紀の下に委く云へし。此を尸と見たる信友説は非なり。に云り。續紀に伊賀都臣と書るを以て。イカツオミと云名なる事を思定むへし。○審神者。政事要略年中行事。賀茂臨時祭引。此紀。日。審神分注。或云審神者。言審察神明託宣之語也。在私記。釋紀に兼方案之。審神者也。分明請。知所案之神之人也。とあり。先には建内宿禰大臣。沙庭に居玉へりし事記に見えたり。信友云。古事記武内宿禰大臣に係て記せるは。鳥賊津使主の事をわすれたる傳也。と云。此時の事を。記傳云。沙庭は神を降し請せ奉て。其御命を請

ふ場にて。齋清めたる由にて。清場の切りたる名なり。紀に爲審神者とあるは。清庭に候ふ人を云るなり。されは此審神者は。サニハヒトと訓へきなれども。其意にて。其人をたゞに佐爾波と云むも違はず。釋に公望私記曰。師説沙者唱進之義也。出居神樂稱沙佐之庭也。今代號三撫琴人。爲沙庭者。少有。意。依相兼號耳。と云るは。その比も此稱の遺れりしなるへし。居とはたゞに居のみを云には非ず。清庭に居て神の命を請奉り。其命を受賜はり。又推復して問奉るへき事あれば問奉りなと。凡て神に對ひ奉て物するを云。下にも如此ある。彼處の形狀を以て知へし。と云り。さて此鳥賊津使主をもて審神者として。神の御諭を問はしめ玉へるは。所謂中臣職に仕奉れるなり。松下見林抄物に。ト庭神をさには神と云たり。さるは上祖見屋命以來。神事の宗源を主り。太古の卜事もて仕奉れるか故なり。對馬卜部の傳に。古傳説さき。さるは上祖見屋命以來。神事の宗源を主り。太古の卜事もて仕奉れるか故なり。對馬卜部の傳に。法を遺し玉へり。とい。なほ上に云ることとも考合すへし。○千縉高縉。通證に千縉之高縉也。對馬卜部の傳に。意か。又千縉は充並へたる數の多きを云ひ。高縉は如横山。積置き高成したるを云か。釋紀私記曰。師説高縉也。とあるは強言なり。又或説。千比。利。縉は織たる物の類を云也。また神代紀に栲幡千々姫と申か坐る。又栲幡千々姫とも申す。記傳に。千々は縮にて。神功紀の千縉も縮縉の意なるへし。と云れたり。さらは此も縉の美好を云るにや。見ん人撰みとるへし。○琴頭琴尾。武烈紀歌に舉我彌備。枳謂屢箇燈比。謎。琴頭と云る辭の例なり。さて今神の託坐を請奉れる琴の頭尾に。數多の幣帛。千縉。高縉。を置は。神の命を請奉る時の常の禮なり。しかして神を降し奉る也。右に引る武烈紀の歌も。琴頭に來居る影媛と云

る言かけにて。琴頭に神の降て坐るを云るなり。

逮^{イタラテ}于^ニ七日七夜。乃^ハ答^{コタヘ}曰^ク。神風伊勢國之。百傳度逢縣之。拆鈴五十鈴宮。所居神。名撞賢木殿之御魂。天疎向津姫命焉。亦問之。除^{キテ}是神有神乎。答曰。幡荻穗出吾也。於^ニ尾田吾田節之淡郡。所居神之有也。

答曰。皇后に託坐て神の答へたまへるなり。○百傳。記應神段御歌に。毛々豆多布。都奴賀能迦邇。とある處の記傳に。毛々豆多布は。百と多くの處々を經傳行よしなりと。冠辭考に見ゆ。下卷近飛鳥宮段大御歌に。阿佐遲波良。袁陀爾袁須疑豆。毛々豆多布。奴豆由良久母。これと同意と冠辭考に見ゆ。神功卷に百傳度逢縣。これも遠く道を経傳ひ渡り行く意と同書に見ゆ。萬葉七に。百傳。八十之島廻乎。榜船爾。此も遠く意なり。さて角鹿に百傳と詔ふゆゑは。蟹の彼浦より。多くの處々を經傳來つる由なり。とあり。○度逢縣。縣はカタと訓へし。縣の事は神武紀に云り。度逢も古縣と云りしなり。郡と通はして。撰者の意以書れたるは異なり。さて度逢は伊勢國度會郡なり。名義。釋紀に。度遇之義也とあり。此事既に云り。○拆鈴五十鈴宮。釋紀私記曰。師說鈴口サケタリ。故云拆鈴。集解に按鈴拆而出。變。故曰拆鈴。とあり。とあり。記に佐久々斯侶伊須受能宮とある記傳に。劍の事師の冠辭考に詳に説れたり。近き世となりて。劍の事は明

かになりぬるを。此佐久々斯侶はなほ今少し詳ならず。故熟思に。まつ古の鈴には種々の形様ありしとほほしけれは。今もある腰路の鈴。其外にも尋常の鈴。形は甚く異なる。古物の遺れるを見ても。なほ種々ありけん事を知るべし。劍の鈴も一種ありて。他のとは異なりけむ。さて劍とは。其小さき鈴を多く緒に貫て。臂に纏を云名にて。吳國の劍と云物とは。其さま異なるべし。又玉劍ともあるは。玉を著しも有しなるべし。其鈴を除て。別に體は無きものと聞えて。履中巻にも。此をたゞに手鈴と云り。もし鈴の外に纏あらば。然れは劍の鈴一種有て。劍即鈴なるか故に。製劍とは云なるべし。武郷云。製鈴と云るも即此由なり。然るを記傳に。此さて五十鈴とつく故は。繁劍ともある如く。此か鈴は繁く貫るを以て。五十と數々の鈴といふ意なり。たゞに鈴につくのみならず。五十へもかけて續くなり。又伊勢の書にも。宇治と云にもつくけ云へるは。五十鈴より轉れる後の事なり。と云れたるにて明らけし。○撞賢木殿之御魂天疎向津姫命。此神は天照太神の荒御魂の神に坐々て。式に荒祭宮。大月次新嘗儀式帳に管神宮肆院の内。荒祭宮一院。在太神宮以北。相去二十四丈。稱太神宮荒魂宮。とある是なり。御名も其義にとくへし。撞賢木は。重胤は衝杵と云事と同じく。神を杖に衝立るさまの。嚴めしく神々しきさまを以て。發語とせるなりと云ひ。釋には。兼方案之。撞賢木者立神之義。と云り。又記傳に。齋賢木にて伊豆の枕詞なり。神祭る賢木は忌清むる淨き意なり。と云り。嚴之御魂。嚴は清音に讀へし。下の一云の御名告に。吾名向置男閉襲大歷五。御魂速狹騰尊と所見たれば。嚴も五も。伊都と清音に唱ふるにて。伊豆にはあらず。言意は皇大神の荒魂に坐せは。嚴く可畏く坐す意の御名なるなり。天疎向津媛は。重胤云。皇大神の御許を疎らせ御在坐て。遙に向ひ居たまふ義か。

荒祭宮在_二太神宮以北_一。相去_二二十四丈_一。とある是也。されはムカヒツ姫と訓へきなり。天疎は常に發語に云とは異にて。此は皇太神の荒魂と坐て。天宮より疎_サり來坐る由にて。右に引る速狹騰_{ハヤカタル}の狹騰も一なり。下に我之荒魂不可_レ近_ニ皇_ノ后_トとあるも。惡き神には坐ざれども。荒魂神に坐か故に。疎らせ御在し坐なり。と云り。此說然るへし。或説に向津姫は。萬葉集に天雲之向伏國と云るつゝまきの如く。天原より看そなはず義なり。と云れど従ひかたし。さて此御名。五十鈴宮。所居神とあるを以て。此迄の注に。皇太神の御身自_{ツカフ}。御名告坐る御名として。本つ御名と定めたるは非なり。我之荒魂云々の御言をも思漏され。且記に是天照太御神の御心者とあるも。其荒魂神の令せ玉へるならすは。御心者とは御諭あるまじきをも。思おとされたるものなり。さて皇后の事竟て。船路より還らせ玉ふ所に。皇后の船廻_ニ於海中_ニ云々。天照大神誨之曰。我之荒魂云々。當_レ居_ニ御心廣田國_一とあるは其結にて。式に攝津國廣田神社大神と所見たる是なり。記に爾_{カレツ}具_{ツク}請_フ之。今如此言教_ヘ之大神者。欲_レ知_ニ其御名_一。即答詔。是天照大神之御心者。とありて。此御名をは記されず。さて本に姫を媛とあるは誤なり。今は並河本に依て訂せり。また命字も例にたかへり。必尊とあるへき所也。一云には速狹騰尊とあるにても知られたり。さて和魂荒魂の事は下に委く云へけれど。こゝに重胤云。荒魂は現魂。和魂は饒魂にて。譬へは君上の武臣と文官とを。其事に任せて使はせ玉ふか如し。又其に荒和の義あり。剛柔の義ある事云も更なり。然れば皇太神高天原に大坐々て。天地に照臨ませ玉ふ事は。其本つ大御靈の全なる神_{ミコトノリ}威_ヲなれば。其は今云限に非ず。唯荒魂和魂は。其左右の如く侍坐て。皇太神のなさせ玉ふへき他物の事に。

係つらはせ玉ふ御所爲の上_ニ在る事と。伺奉らるゝなり。借荒魂を現魂なりと云は。記に是天照大神之御心者とあるを。此に天疎向津姫命焉と御名乗して。現出玉へるは。皇太神の大御命に依_ヨせ玉へる者也。其は神宮雜例集にみえたる。齋宮内侍の託宣に。我是皇太神第一別宮荒祭宮也。而依_ニ皇太神宮_一勅宣。今更所_ニ託宣_一也云々と。斯る事の往々見えたるは。何れも荒祭宮を以て御託言あると同一事也。又百練抄壽永二年六月二十三日下に見えたる。祭主清親が法皇に奏せる夢想事をもおもふへし。例を以て見るに。荒魂は他に現出する事有を。和魂は唯其本體に着て身を守る耳也。故下に既而神有_レ誨曰。和魂服_ニ玉身_一而守_ニ壽命_一。荒魂爲_ニ先鋒_一導_ニ師船_一と見えたるは。記に住吉大神御名告ありて。我之御魂坐_ニ于船上_一云々可_レ度とありて。其には荒魂和魂を一にして。我之御魂とはあるなり。紀に右文を承て。既而爲_ニ荒魂_一爲_ニ軍先鋒_一。請_ニ和魂_一爲_ニ王船鎮_一とあり。此にて荒魂和魂の所置甚々あきらけし。其は荒魂の御軍の先鋒となり。また師船を導むと宣へるは。謂ゆる現魂の義にて。外に進み現出坐て。其神威を示し。亦其強暴を摧伏せ玉はむとなるに。其に引替て。和魂は玉體に服て。御壽を守玉はむと宣るは。其玉躰を離れず。鎮守御在むといふ事にて。謂ゆる和魂の饒魂なる所以なり。若て記に。爾以_ニ其御杖_一。衝_ニ立新羅國王之門_一。即以_ニ墨江大神之荒御魂_一爲_ニ國守神_一。而祭鎮渡也。と有は。其爲_ニ荒魂_一爲_ニ軍先鋒_一と所見たる荒魂に坐か。其を爲_ニ國守神_一とは。右の請_ニ和魂_一爲_ニ王船鎮_一と有とは異りて。其國主などの背けらは。神の荒魂を以て對め鎮め玉はむため也。然るに御軍を出し進めさせ玉ふにこそ。

荒魂の用は殊更に有けれ。今事竟ては。虜の身に近く坐て。其を鎮させ玉はむ事。肝要と有は更也。又紀に天照大神誨之曰。我之荒魂不可近。皇后一など有か如く。荒魂の玉體に近付せ玉ふ事を。神の避玉へるをも。また彼此考合すへし。と云れたるは。こゝに用ある事なれば。心得置へし。○亦問之云々。此より以下。審神者曰今不答而更後有言乎と云まての條々。記にはなし。洩たる傳なり。○是神の下。復字あるへし。永享本にはあり。○幡荻穂出吾也。釋云。兼方案之。幡荻者。欲謂三穂出之發語也。とあり。出雲風土記に。波多須々支穂振別とあり。また花荻とも云るは。萬葉。目頼布。君之家有。波奈須爲寸。穂出。秋乃過良久惜母。これらの事は冠辭考に委し。萩は後にワキにのみ書れども。此紀には萩をも藤をもスキキに用たり。もとすは子のもちてす。その如くはなるを云なり。面などにも云ひ。髪の中のそとけたるなど云もみな同じ。さて萩藤はもとよりにて。尾花も同じ。藤のものなれば。古は共にスキキと云る。穂出吾也は。秀に出し吾やにて。言に顯はし玉ふを然云り。○尾田吾田節之淡郡は。釋に尾田吾田者所名歟とあり。何國の地名ならん。通證に。鴨祐之説謂節當作部。倭名抄攝津國八田部郡同。今按。下文有吾欲居活田長峽之語。則非指八田部郡者明矣。とあり。倭名抄阿波國阿波郡あり。按に阿波國美馬郡祖谷山。菅生氏所藏文書正平康曆の年。阿波國八田山を。菅生氏の先祖か領せし事。數通見えたり。八田山今半田と書てハンタと唱ふよし。小杉楳郷云へり。上古は吾田と唱へしにもやありけん。隣郡は即阿波郡なるもよしありけなり。なほ其郡にて祭神等の事委く聞て記すへし。○所居神之有也。本に神字脱たり。今薩摩本中釋紀に引る神名帳曰。阿波國阿波郡攝津部。神代主神社は。こゝに由なるへし。

臣本に因て補ふ。中臣本には之下に神字あり。これは寫す時倒置せるなり。さて下文に據るに。此に稚日女尊の御名を脱せり。但し此時はわざと御名をは名告玉はさりしにか。

問亦有耶。答曰。於天事代。於虛事代。玉籤入彦殿之事代主神有之也。

於天事代於虛事代玉籤入彦殿之事代主神。本に主字脱たるを。釋紀に因て補ふ。さて於天云々於虛云々は。言代主神の御名を説る處に。重胤の説を擧て云る如く。御父大國主神の和魂大物主神を。大物代主神とも物代主神とも。稱奉るに對へて申す御名にて。事と云は物の對にて。其物と云は體なり。事と云は其用を云ふ事なり。代主。釋に代者知也とあるか如く知主にて。此二神の相持別て。物を知と事を知との御行事に因て。御名に稱奉れる者也。其物を知る事を知と云ふ義は。神代上卷の注に委しく云れば。此にいはず。さて於天於虛と云事は。天にも虚にも。八十萬神即物又事なりの棟梁となり坐て。其を統屬し給ふ神なる事を。神代にかけて御名告坐る也。釋紀に兼方案之。天虛事代者。廣知天地事之義也。とあり。また池邊眞機云。於天於虛の於は。在於の義の於にて。尋常のと少く異なり。と云るはいかゝあらん。○玉籤は。これも神代紀に。此神の御妻に玉櫛姫と申か坐す。其は容儀を以稱奉れるにて。此なるも其と同く。其御容儀は玉の如く奇く麗き狀を以。夫神を玉籤入彦と申し。妻神を玉櫛媛と稱へまつれるなり。籤を本にも釋にも。クシグレクと訓へき義。と訓れども誤なり。此字ク○嚴は。嚴之御魂の例によらは。こゝも嚴く可畏き義とすへし。また清淨の意を見て

もありぬへし。○有之。例によるに之有とあるへし。

問亦有耶。答曰。有無之不知焉。於是審神者曰。今不答。而更後有言乎。則對曰。於日向國橋小門之水底所居而水葉稚之出居神。名表筒男。中筒男。底筒男。神之有也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。遂不言。且有神矣。

有無之不知。此は神の託言にはあちて。皇后の尋常の御言に告坐る也。此を以て思奉れば。皇后も御自らの御言と。神の託言と別あることは。覺え玉はさるさまなり。○所居而。本に居を底に作る。中臣本薩摩本に居とあるに據る。結之曰底當 永享本には生と作り。さては所生と訓へし。これ義勝りて聞ゆるか如し。神代に此神等。橋小門之水底に生出坐ればなり。○水葉稚之出居神。水葉は水の事なり。重胤云。橋小門之水底は。伊弉諾尊の被除し玉ひし所。其即此神の所在なる事を兼たる文なり。水葉稚之出居神は。其三神の成坐りし時の状を云なりと云り。水葉は罔象此云ニ美都波と云は。水走の義にて。天地の間に水と云ふものゝ生れる意の神名なるか。此も其と同しく。彼沈瀝き。潛瀝き浮

瀝かせ給ふ時。涌出るか如く水の激りたる状に譬云なり。稚之と云は。水の走りては出々爲るを以云て。此は禊の時に。然る水葉の稚やか生出るか如く。生出坐りと云事にて。神代紀に。海底潮中潮上に瀝かせ給ふ事を先云て。因以生神と有と同じ事を宣へる者なり。此に私記曰。神或水中葉葉稚也。言此神に瀝りたる水葉を以て譬たるには非重胤云。記には此御名告を。是天照大神之御心者。亦底筒男。中筒男。上筒男三柱大神者也。と有る其下に。此時其三柱大神之御名者顯也と注せる。此に就て又心得へき事なり。其神代の古傳に。其三柱の成出坐りし古傳は有なから。其三神は何れの事を主給ふと云事も何も知られさりしを。此時に至て。其守給ふ行事の顯はれ給へるを云なり。此は外にも例有る事にて。風神の御事なの公民の作りと作るものを。恐しき風荒き水に逢はせず。熱成し給ふ神に坐と申事は。崇神天皇の大御世に至て。諭し申させ給ひし故に。天御柱之命と申す御名の。顯れさせ給へるに同じき者なり。と云り。さて本に水葉をミツハモと訓たれと。モはノの誤りなるへし。ミツハノと訓へし。稚之を本にワカヤニと訓めれと。薩摩本にワカヤカニと訓るよろし。出居神は。御身の顯れ出居給ふよしなり。此事は下に續古今集下部兼直。西海や權か原の潮道より。顯れ出し住吉の神。此義なり。傳記には上の御詔に續きて。亦底筒男。中筒男。上筒男三柱大神者也。此時其三柱大神之御名者顯也今寔思求其國者。於天神地祇。又山神。及河海諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上。而云々可度。とあり。下の二云にも。未知誰神。願欲知其名。時神稱其名曰。表筒雄云々。如是稱三神名。且重曰。吾名向匱男云々。とありて。稚日女尊。事代主神二神の御名告は見えず。重胤云。神代紀には底筒男命。中筒男命。表筒男命と。底より中。中より上と。次

第に成坐る故に。右の如くなるを。此には表筒男。中筒男。底筒男と有て。其次に二所出たるも。其成出坐る後に。其神の所在す處。上中底と云ふ次第有を以也。かく其生坐し次第と其所在とに依て。如此記し分られたるは。神の御諭に然有し故なるへし。記には其所にも。底筒男中筒男上筒男三柱大神者也。とあるは。此に成坐し次第を以。擧られたる者なり。御紀には三所迄。然有て正し。また御名乘坐し御言に。於水底所居而とあるからは。其以前には生坐しぬる任に。小門の水底に坐々たる趣なり。と云れたり。

時得神語。隨教而祭。然後遣吉備臣祖鴨別。令擊熊襲國。未經浹辰而自服焉。且荷持田村。荷持。此云。能登利。有羽白熊鷲者。其爲人強健。亦身有翼。能飛以高翔。是以不從皇命。每略盜人民。戊子。皇后欲擊熊鷲。而自樞日宮。遷于松峽宮。時飄風忽起。御笠墮風。故時人號其處曰御笠也。辛卯。至層增岐野。即舉兵擊羽白熊鷲。而滅之。謂左右曰。取得熊鷲。我心則安。故號其處曰安也。丙申。轉至山門縣。則誅土蜘蛛田油津媛。時田油津媛兄夏羽。興軍而迎來。然聞其妹被誅而逃之。

鴨別。應神紀二十二年に。以波區藝縣。封御友別弟鴨別。是笠臣之始祖とあり。三代實錄。元慶三年。吉備武彥命第二男御友別命云々。第二男鴨別命とあり。この人のことなほ應神紀に云へし。○未經浹辰而自服。矢野氏云。さきには雲霞の如しとある賊徒の。かく速に服從せしは。豈徒然のことならむや。蓋天神の。熊襲も自服なむと詔へる御言の。先此に顯れたるにこころ。と云れたる然る言なり。○荷持田村。通證に能與荷前訓同。倭名抄肥前國高來郡野鳥乃止利とあり。されど貝原氏云。筑前國夜須郡野鳥村に。古所山とも白髮岳とも云ふ奇峻山ありて。熊鷲か住し地と云傳ふと云り。住吉神代記。伏。得地。熊取。云とあれ。其地は詳ならず。○亦身有翼。集解に亦を而に作りて。原作亦據古本改とあり。さて翼有て空を飛翔ると云を。疑人もあるへけれど。愚童訓又其餘の書に出せる應輪と云ものは。此熊鷲の事を混らし傳へしにもあるへく。やかて熊鷲も。異國の妖賊ならんも將しるへからずと。矢野玄道云へり。○戊子。十七日なり。○樞峽宮は。貝原氏云。夜須郡粟田村に在て。神后の御陣所と云傳へて。御社もあり。○墮風。中臣本に隨を隨に作るは誤なるへし。通證に風字疑衍と有。倭姫命世記。從其處幸行時。御笠服給支云々。是は或人も云る如く。小かさの笠を服て歩行したまへる。非常の事なりと云り。今皇后の御笠は。行旅の御具の笠にて。陸路を幸行し玉ふ時。供奉の采女等。大かさの柄ある笠を執て覆ひ奉るへければ。御自服御し玉へる小笠にはあらし。なほ能考へし。御笠は。倭名抄筑前國御笠郡御笠。萬葉不念乎。思常云者。大野有。三笠之杜之。神思知三。などあり。三笠杜は三笠郡山田村にあり

と。貝原氏云り。さて此故事。姓氏錄なる應神天皇の。吉備國なる加佐米山に上り給へる時の傳に。いと能似たり。○辛卯。二十日也。○層増岐野は。筑前續風土記に。怡土郡雷山あり。雷村の山なり。麓なる高野より一里許坂を登りて。高き處に雷村あり。其高き所を層々岐と云ひ。古よりの文書舊記等にも層々岐とあれば。是古の層増岐野なり。此地名神功紀に見ゆ 凡此境に神社三所ありて。上宮中宮下宮といふ。上宮は層増岐野にありて。層々岐明神と云。又下宮は笠折權現と云。上宮を遷し祭れるなり。此社に繪旨御教書多く傳れりと云り。この神社は皇后の祭らせ玉ひしと云傳たり。通説に。倭名抄に。前國後件郡後件とあるはたかへり。集解に。考云雷山生大善々木。層層音通とあり ○安は。倭名抄筑前國夜須郡。萬葉四爲君。釀之待酒。安野爾。獨哉將飲。友無二思手。○丙申。二十五日也。○山門縣。本に山を小に作る。今活字本薩摩本永享本に从ふ。山門は和名抄筑後國山門郡山門郷とある地なり。好古云。此國御井郡高良山の邊にも。征韓の前つかた。陣を張り錦旗を建玉ふといひ傳ふる遺趾あり。と云り。按に山門郡にては。地理聊か違へるか如し。此郡は。筑後にて南の方にて。筑前とは大に隔たればなり。考へし。○田油津媛。夏羽。地名に依たる名か未詳。

夏四月壬寅朔甲辰。北到火前國松浦縣。而進食於玉島里小河之

側。於是皇后勾針爲鉤。取粒爲餌。抽取裳絲爲緡。登河中石上。而投鉤。祈之曰。朕西欲求財國。若有成事者。河魚飲鉤。因以舉竿。乃獲細鱗魚。時皇后曰。希見物也。希見。此云。梅豆。還心。故時人號其處曰梅豆羅國。今謂松浦訛也。是以其國女人。每當四月上旬。以鉤投河中。捕年魚。於今不絕。唯男夫雖釣。以不能獲魚。

甲辰。三日なり。○北到火前國。和名抄肥前比乃三知乃久知是なり。北は筑後國より肥前を指て云なるへし。○松浦縣。和名抄。肥前國松浦。萬豆郡。記に筑紫。末羅縣。此地をよめる歌萬葉に多し。記傳云。萬十五多良志比賣。御船波豆家牟。松浦乃字美。とあるに依れば。新羅より還渡坐る時も。御船此浦に泊しなるへし。さてこゝより筑前に到坐て。御子は産賜へりしなり。さて是に準て思ふに。初に新羅へ御船發ありしも。此浦にそありけむ。さるは初めに御船發ありし地も泊し地も。何處と云事は。此記にも書紀に。ことありしなるへし。凡て古緯國へ渡るには。多く此浦より船。も見えざるを。萬葉にかゝる此浦に御船泊つるよしよめるは。然語傳へたる。聞せしにや。萬葉五に見えたる。佐用比賣か故事など思ふへし。 ○到。今こゝに到り坐るは。韓國へ御船發の時の事に非ず。さるは夏四月に此松浦縣に到り坐て。又次に還詣檀日浦云々とありて。又筑前へ還坐し。次

に冬十月對馬國の和珥津より。新羅に渡り坐つればなり。さて後和珥津より發しは。此松浦より發して。壹岐を経て對馬に到り坐し。對馬よりの御船發なり。今も津島上縣郡に。鰐津鰐浦と云ありて。秋冬の頃朝鮮國に渡るには。其處より船出し。春夏の頃は佐須奈浦と云より出つと。彼島人云へりと。記傳に云れたり。○玉島里小河之側。記云。其河名謂ソカハト小河。亦其磯名謂オホト勝門比賣とあり。萬葉集遊ニ於松浦河一序。暫往ニ松浦之縣。逍遙聊臨ニ玉島之潭。云々。歌もあり。貝原好古曰。松浦郡濱崎の驛より南方半里許にあり。此川二派に流れ。玉島の下にて落合。其流の川を今も小川と云ふとぞ。○登河中石上。記に坐ニ河中之磯。記傳云。紀に石上と書れ。此をイソノウヘと訓るは。此記に依れるなるへし。萬葉の歌にも伊志とあれば。石をるへきを。磯と書るは。古は石をも伊蘇とも云へりと問えて。いそのかみを石上とかき。萬葉などにも。磯を通はして石とも書ること多し。されは此磯は借字にて。石にそありけむ。萬葉五。多良志比賣。可美能美許等能。奈都良須等。美多々志世利斯。伊志遠多禮美吉。或人云。今玉島川の岸に大なる石あり。方七尺許なり。俗に紫石と云り。此大后の約し玉ひし處なりと傳ふと云り。或人は此紫石の在所を。松島と云ふ處と。玉島川との間の松原にありと云ひ。方五尺ばかりと云り。又今も此石上にて。女の釣すれば。年魚を多く得るを。男の釣れば得ることなし。といへり。又或人云。川邊の小高き處に。皇后の御社あり。其かたへに紫石あり。紫石は元年中の洪水にて。水底にうつもれたりと云り。○細鱗魚。次に年魚とあり。和名抄に。鮎本草云鱗魚。蘇敬注云。一名鮎魚和名安由。楊氏漢語抄云。銀口魚又云細鱗魚。崔禹錫食經云。貌似鱗而小。有白皮。無鱗。春生夏長秋衰冬死。故名年魚とあり。通證に。聞諸松岡翁。鮎是鱧魚非年魚也。而後人用鮎字者。本此故事也。蓋此又太占。故从占魚字也。と云り。○希見物。履中紀希見。崇峻紀所希見。

靈異記奇メツラシ。字鏡貨女豆良志。偶像女豆良志。など見えたり。世に希なるものは。殊に人に愛らしまるゝより。多く希なる物をいふ事になれり。年魚は何處にもありて希見らしからぬを。かく詔はするは。此處のなるは絶れてよろしきを賞めたまへるなり。故萬葉の歌にも。松浦川の年魚を多くよめり。矢野玄道云。後ながら行家卿の歌にも。わかゆつる神代も遠し玉島や。松浦の河の昔おもへは。こゝの年魚は脂多く。吻クハシ黃にして味絶美也と。好古云り。とあり。○今謂松浦訛也。本に也を作焉。今薩摩本傍書に也と作るに从る。さて皇后の此浦に到り坐る事。河海抄玉盤に所引。また四大寺傳記興福寺下松浦鏡宮事。筑前風土記云。昔者氣長足姬尊在松浦山。遙覽國形。而勅祈曰。天神地祇爲我助福。乃用御鏡一安置此處。其鏡化爲石而在山。故名曰鏡宮。此文を釋紀萬葉注釋に。豐前風土記とせるは誤なり。とあるも此時の事なるへし。また此郡の小倉山一貴山。高祖邑。染井山等にも。皇后の御古蹟といひ傳ふる所ありと。貝原好古云り。また肥前風土記に。彼杵郡周賀郷在郡西南昔者氣長足姬尊。欲征伐新羅。行幸之時。御船繫此郷東北之海。艫カケ之狀化而爲磯。高二十四丈周十餘丈。相去十餘町。突出嵯峨。草木不生。加以。陪從之船遭風漂波。於ニ技有ニ土蜘蛛。名曰比衰麻呂。救濟其船。因名曰救郷。今謂周賀郷訛之也。とあり。此も此御時の途次に。彼杵郡に立寄り玉ひしものなるへし。異時の事にはあらし。○於今不絶。記云。故四月上旬之時。女人披ニ雲糸。以粒爲餌。釣年魚。至于今不絶也。記傳云。此大后御故事を思ひ奉りて。ことさらに然爲る事ありしなるへし。只何さなく。其頃年魚を釣るとには非ず。四月上旬のころ。年魚つることほむつらしからず。何處にも常の事なればなり。さて玉島川に。今世にも此事遺りて有や。國人に尋ねへきことなり。○雖釣。本

に釣を鉤に詠る。今訂せり。

既而皇后則識神教有驗。更祭祀神祇。躬欲西征。爰定神田而佃之。時引儼河水欲潤神田而掘溝。及于迹驚岡。大磐塞之。不得穿溝。皇后召武内宿禰。捧釵鏡。令禱祈神祇而求通溝。則當時雷電霹靂。蹴裂其磐。令通穿水。故時人號其溝曰裂田溝也。

祭祀。本に祀を祝に詠る。今集解本に據古本改とあるに从る。○神田の訓。持統紀神戸田地の訓同し。續紀三代實錄に御戸代。式祝詞に御刀代など書り。詔詞解云。御戸代は或人の御年代なりといへるよろし。年とは稻をいふ。神の御稻をつくる料の田なり。代は苗代などいふ代にて。即ち田のことをなり。○引儼河水。仲哀紀に儼縣とある處の川なり。上に云る筑前國那珂郡なり。さて此川は。或曰水經博多入于海とあり。地圖を見るに。水を隔てて四は福岡なり。東は博多なり。引をカセテと訓るは。安閑紀激を水マカセとよみ。辨内侍歌に。小山田にまかする水のあさみこそ。なまよゆり。清少納言に。器を曳をも。うしろをまかせてとあり。さて玄道云。此までの幸行は。記傳に云れし如く。御船發より前に。別に筑前より筑後を経て幸しることありしに

て。復筑前の國に還り幸せるなり。好古か説に。筑前國早良郡生松原は。古説に神后御手つちら松枝を折て。逆さまに地に挿て。吾もし賊國を得へくは。此松生へしと宣ひしか。其松生茂りしかは。世人此を生松原と云り。松原に皇后の御陣所なりと云傳ふる所あり。筑紫道記に。生よとてさし玉ひけむ松は早く朽て。其根を人守りに挂し物語も。昔し戀しき催しなり。と云るも此幸時の事にや。○而掘溝。本に而字なし。今並河本薩摩本に从る。溝をウナテと訓るは。井之道の義なり。既に云。和訓彙に。八雲御抄にも。うなではみそを云ふと宣へり。畝手の義なるへし。繩手の類なり。と云い田島の畝の如くに見ゆるを以て名けたるか。畝はもとうねると云詞より出たるなるへし。木曾路にて小坂をうねりと云など。同言なるへし。とあるはよからず。○迹驚岡。貝原氏云く。迹驚岡は那珂郡安徳村にあり。大藏種直。安徳天皇をここに居奉る。故に村に名く。此岡の平なること。恰局面の如く。誠に希世の地なり。裂田溝は其東岸の下に在り。小社ありて神后を祀る。といへり。○令禱祈神祇。此時何れの神を祭り玉へることも。また神田も何の神のとも知られぬことくなれども。重胤云。式筑前國那珂郡住吉神社あり。此社の起原を思ふに。神功皇后の御時。已に荒魂和魂共に。長門攝津と兩國に鎮坐る事。紀に見えたる如くなれば。此は後に摠ての御靈を祀れるにて。此に識神教有驗といひ。又爰定神田とある。此は何れの神の御田ともなけれども。上下の文を以考るに。主とは住吉大神を祭らせ玉はむ料と聞えたり。青柳種信説に。那珂郡なる其儼河の傍に。仲村と云あり。和名抄稱名に。那

可とある其地なるか。此に現人大明神社あり。住吉神を祭れり。古く住吉の荒人神といふ事あり。又近く山田村と云有るは。神功皇后の住吉の神田を耕ら令玉へる地なり。博多の住吉神社の。本鎮り御在し地なるへし。と云る甚能考なり。然れば此は荒魂にも非ず。和魂にも非ず。唯住吉大神にそ御在すへき。彼現人大明神を以。私記に荒魂と云る事の混れなるを知へし。斯る事には。土人の口碑に傳ふる所も。亦難し捨きものなり。但其事實の撰無ては叶ふへからず。と云れたる言なるへし。この社今は村中なれ海水さし入りける故に。筑紫通記に。住吉の松の海邊とありと。貝原氏云へり。○當時雷電霹靂。集解本に。當時二字古本に无しとて削れり。倭名抄。鬼人霹靂。俗云加美於豆。一云加美止介。兼名苑云。霹折也。霹歷也。所歴皆破折也。とあり。○令通穿水。本に穿字なし。今中臣本に據る。○裂田溝。通證に在。迹驚岡東岸下一とあり。

皇后還詔。樞日浦。解髮臨海曰。吾被神祇之教。賴皇祖之靈。浮涉滄海。躬欲西征。是以今頭沐海水。若有驗者。髮自分爲兩。即入海洗之。髮自分也。皇后便結分髮而爲髻。因以謂群臣曰。夫興師動衆。國之大事。安危成敗。必在於斯。今有所征伐。以事付群臣。若事

不成者。罪在於群臣。是甚傷焉。吾婦女之。加以不肖。然暫假男貌。強起雄略。上蒙神祇之靈。下籍群臣之助。振兵甲而度嶮浪。整艦船以求財土。若事就者。群臣共有功。事不就者。吾獨有罪。既有此意。其共議之。群臣皆曰。皇后爲天下計。所以安宗廟社稷。且罪不及于臣下。頓首奉詔。

詣樞日浦。貝原氏云。香椎宮の西濱。男の濱より八九町許沖に大岩ありて。御島といひて。皇后の御髮を沐玉ひし處なり。と云り。○頭沐海水。本に沐を瀦と作り。通證に字書皆曰水名。蓋此與沐通用。とあれとなほ疑し。集解本に據古本。沐と改めたるに从るへし。小寺本には瀦とあり。○結分髮而爲髻。下の一云に。皇后爲男東裝。征新羅とある是なり。此事は神代に天照大神の御古事に習ひ玉へるものなり。こゝに因に云。鹽尻尾張氏巻に云。伊勢の子良。鹿嶋の齋は。月のさはりしらぬ少女なり。鹿嶋の内侍は。年老までも仕へ待るとかや。伏見の桂。姫は代々同族を傳へて。神功皇后の靈を奉祀す。されは姫は家主にして。其夫は家司の如し。男子生すれば他に養はしめ。女子生すれば。やかて家就を繼しめ侍るとかや。時々江戸にまゐり。諸家をも出入す。結にて製する帽を戴く。傳へて云。神功皇后三韓征伐の時。服しませしと胃を學ぶとかや。と云こと見えたり。さて上に出たる。年魚を釣玉へる時の御祈。又こゝなる御髮の自分れたる靈驗等の事に就て。重胤の説に。享祿頃記せる八幡愚童訓と云物に。神功皇后神託に任せ。針を海に入れるに。三尺の鮎食付て上る。又御髮を河に

浸せは。水神龍神二人の童女參て。御髮を二に分く。此龍神女は嚴島大明神。水神女は宗像大明神と
 し。龍神水神の女など云こそ併事なりけれ。御紀にも古事記にも。宗像大神の御事は漏たるを。三代
 實錄貞觀十二年の告文我皇大神波。掛毛長支。大御姫乃。彼新羅人乎。降伏賜時。爾。相共爾加。力倍賜天。我朝乎。救賜比。崇賜奈利云々。此文と無くは。何を以てか知む。
 甚く可美き賜物なり。然れば皇后勾針爲レ鉤云々。祈之曰。朕西欲レ求財國。若有レ成事者。河魚飲レ鉤
 云々。既而皇后則識神教有レ驗。と見え。また解髮臨海日云々。今頭濊海水。若有レ驗者髮自分爲レ兩
 云々。と有る此二事などは。何れの神に祈らせ給へりとも知られさりしを。此書に依て明らかなり。
 然れば神名式に。大和國城上郡宗像神社三座並名神大。月次新嘗。とあるは。其時を祀給へるにや。此處磐余の地
 にて。神功皇后の稚櫻宮の近邊なるをも思ふへし。然れば住吉に此神の坐すも。武郡云。此神代紀の註に
 委く云り。合せ見るへし。
 彼神功皇后御世に。住吉大神を祭るに就て。共に祀給へるなる可く思ゆ。と云れたる。さる言なれば
 此に引つ。○艘船。永享本船を舳と作り。○吾獨有罪。本に吾字脱せり。今並河本中臣本薩摩本集解
 本に从る。○群臣皆曰。此一條の文。呂后本紀史記。漢書。に因られたるか如くなれと。自ら此群臣奏言に符
 へるを以て書れたるなり。此等は潤色に添たる文にはあらず。よく讀辨ふへし。玄道云。此群臣の奏
 されし辭を熟案ふに。此御役は皇神等の御教なることは申も更にて。かの罪魁とある外夷の巢窟を。
 根をから掃蕩削平けまして。西境の姦臣どもの謀を消除まして。天下を泰平に治め玉へとの情なるこ
 と。皇后爲天下計云々の詞に。心を附て味知へし。と云れたるをも思ふへし。

秋九月庚午朔己卯。令諸國集船舶練兵甲。時軍卒難集。皇后曰。
 必神心焉。則立大三輪社。以奉刀矛矣。軍衆自聚。

己卯は十日なり。○令諸國集船舶練兵甲。玄道云。愚童訓をよに。長門國舟木山にて材木を伐らせ。
 豊前國宇佐郡にて。四十八艘の御船を作り立つ。道往ふりに。豊浦宮の傍に。此時御舟作らせける木
 とて。ふな木の松をといふも侍るへし。筑紫道記に。此舟木と云るは。神功皇后御船を作り玉ひける所
 とをむなといひ。又貝原氏云。右の宇佐郡和間濱入江と云ふ所に。此時御船を繋きしと云ふ大石。今
 に存すとそ。又和名抄に安藝國高田郡なども。船木郷と云はあり。さて又神名秘書に。度會神主等
 遠祖。大若子命の弟乙若子命。鳴鏑矢を作りて。息長足姫命三韓を征討玉へる時に獻りしかは。又の
 名加夫良居命と云と見え。また三善清行朝臣意見封事に。臣伏見本朝戎器。強弩爲神。其爲用也。
 短於逐擊。長於守禦。古語相傳云。此器神功皇后奇巧妙思。別所製作也云々。とあるなど。みな此時
 の事也として云れたるは。さることなり。○立大三輪社。式筑前國夜須郡於保奈牟智神社。筑前風土
 記に。氣長足姫尊欲伐新羅。整理軍士。發行之間。道中通亡。占求其由。即有祟神。名曰大三輪神。
 所以樹此神社。遂平新羅とあり。考證に今在彌長村とあり。和爾雅。同。さて神名式長門國豊浦郡村屋神

社は。此時に祭り玉へるなるへしと。重胤云り。○奉刀矛。崇神紀九年の事と合考ふへし。永享本には刀矛の二字弊とあり。幣の誤寫なるへし。○軍衆自聚。通證に。世以大己貴神爲三軍神是也とあり。さる事なり。さて好古云。夜須郡中尾郷砥上村の古老語に。皇后諸國の兵卒を。まつ此處に集め玉ひ。中宿なりと宣ひし處を中宿といふ。兵卒に命じて。劍戟を磨。礪かせ給ひし所を砥上といふ。山上に甲石。かろうと石と云ふ石あり。こゝにも皇后の御社あり。と云り。

於是使吾瓮海人烏摩呂出於西海。令察有國耶。還曰。國不見也。又遣磯鹿海人名草。而令覩。數日還之曰。西北有山。帶雲橫絕。蓋有國乎。

吾瓮海人。吾瓮とは乃仲哀紀に見えたる阿閉島にて。糟屋郡に隸り。磯鹿島も同郡志珂郷と和名抄に見えて。志加神社の坐地也。此社の事は。已に神代紀に云り。風土記。糟屋郡資珂島。昔氣長足姫尊幸於新羅之時云々。此島與打昇島相連接。殆可謂同地。因曰近島。今說謂之資珂島とあり。借玄道云。二人を遣し玉ひしは。謂ゆる郷導を以て。敵國の情態を視せませるにそありける。と云れたり。○數日。通證に今按三以上七以下爲數。則舊讀非矣。とあり。さる事なり。アマタヒヘテなどよむへし。

爰卜吉日而臨。發有日。時皇后親執斧鉞。令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。貪財多欲。懷私內顧。必爲敵所虜。其敵少而勿輕。敵強而無屈。則奸暴勿聽。自服勿殺。遂戰勝者必有賞。背走者自有罪。既而神有誨曰。和魂服王身。而守壽命。荒魂爲先鋒。而導師船。荒魂。此云阿羅彌多摩。即得神教。而拜禮之。因以依網吾彦男垂見。爲祭神主。

親執斧鉞。景行紀日本武尊の熊襲を伐玉ふ時にも。天皇持斧鉞以授日本武尊云々。日本武尊受斧鉞云々。とあるを。記には比々羅木之八尋矛とあり。此も下文には皇后所杖矛とあり。記には。以其御のなり。斧鉞は漢文の潤色なること。既に景行紀に云るか如し。○令三軍曰金鼓無節云々。玄道云。此御令を徒に漢文の修飾として。いたく嫌ふ人もあれと。上古にもかゝる軍令は必あるへき事。播磨風土記なる言擧前の故事に考合せて知らるゆり。と云り。さる言なり。○神有誨。此神は必住吉大神にます事は。記に大神の御語に。我御魂を船上にまかせて云々と宣玉ひ。後に韓國を平て旋り坐りし時に。

御託言ありて。荒魂の神は長門國に留り玉ひ。和魂神は津國に鎮り玉へるに。相昭應て知らるめり。紀略
にも既に此處の注に。兼方案之。和魂者攝津國住吉大明神。荒魂者長門國住吉大明神也。子細見し左。とありて。住吉大神とは爲たり。 萬葉集なる天平五年贈遣唐使歌に。墨吉乃。吾大御
 神。船乃倍爾。宇之波伎座。船騰毛爾。御立坐而云々。荒風。浪爾安波世受云々。勝寶三年多治真人土作
 歌。住吉爾。伊都久祝之。神言等。行得毛來等毛。船波早家無云々。かつ袖中抄に引る江記に。神功皇后
 新羅を伐玉ふ時は。住吉は大將軍。日吉は副將軍。將門追討の時は。日吉は大將軍。住吉は副將軍也
 とあるを。古事談讀古事談には。住吉明神の託言とせるをも。はた考合すへし。○和魂服王身云々。
 荒魂爲先鋒云々。信友校本に。異本に服を昵とありといへる方然るへし。又本に王を玉と誤るは。水
 戸本中臣本薩摩本永享本に従るへし。此は必王字なるへし。下に王船とあるをも思ふへし。 さて和魂荒魂の事。記傳に。すべて爾岐と
 阿羅とを對言こと多し。和多問荒多問。和稻荒稻。和海布荒海布。毛柔物毛龜物などのことし。この和
 荒に種々の意ありて。荒金荒玉などの類は。物の生れるまゝにて。未修治を加へぬを云ふ。其に對へ
 て修治たる物を和某と云ふ。又物の龜きと精きとをも云。強きと柔なるをも云。又人家などの荒る
 とと饒ふと。又浪風の騒ぐを荒ると云。靜まるを和くと云。神の心なども荒ると云和むと云。さて又
 物の間隙の間遠なるを龜しと云。遠放るを荒ふと云。分散をあらくと云。右の種々を思ひわたして。
 和御魂荒御魂といふ名の義を度るへし。と云れたるなほ記傳に詳なるを。今に省きて擧げつ。にて詳なれど。なほ上にも引る重
 胤説に。荒魂は現魂。和魂は饒魂にて。其に荒和の義あり。剛柔の義あること云も更なり。武魂云。通
體にも荒者

和魂之義。或轉爲示 其は次に此文を承て。既而爲荒魂爲三軍先鋒。請和魂爲三王船鎮。とあり。此にて
 荒魂和魂の所置甚々あきらけし。其は荒魂の御軍の先鋒となり。また師船を導むと宣へるは。謂ゆる
 現魂の義にて。外に進み現出坐て。其神威を示し。又其強暴を摧伏せ玉はむとなるに。其に引替て。
 和魂は玉體に服て。御壽を守玉はむと宣へるは。其玉體を離れず。鎮守御在むと云ふことにて。謂ゆ
 る和魂の饒魂なる所以なり。と云れたる。此又然る説ともなり。さて又云。記には三柱大神の御言に。
 我之御魂坐于船上。而と宣へるを。此紀にはかく和魂荒魂の行事を。かく委曲に宣別たまへるいと尊
 し。住吉大神の船路を守らせ御在坐事は。申もさらにて。壽命を守りたまふ行事の。較略を知るへき
 なり。萬葉五。好去好來歌。宇奈原能。邊爾毛與爾毛。神豆麻利。宇志播吉伊麻須。諸能大御神等云々。
 六に住吉。荒人神。船船爾。牛吐賜云々。荒浪。風爾不令遇云々。十九に賜入唐使歌。墨吉乃。我大御神。
 船乃倍爾。宇之波伎坐。船騰毛爾御立坐而。二十。陳防人悲別之情。歌。安利米具利。和我久流麻泥爾。
 多比良氣久。於夜波伊麻佐禰。都々美奈久。都麻波麻多世等。須美乃延能。安我須賣可未爾。奴佐麻都利。
 伊能里麻宇之豆。奈爾波都爾。船乎宇氣須惠。とも有て。船路を守り玉ふ事と。壽命を守り玉ふ事を云へ
 るは。全く此紀の古語を取て詠るなり。又十九。入唐使に賜へる大御歌に。虛見都。山跡乃國波。水上
 波。地往如久。船上波。床座如。大神乃。鎮在國曾。四船。船能倍奈良倍。平安。早波。來而。と詠せ玉へ
 るを以。愈其御守の灼然きものなりかし。と云れたるにて知るへし。○珥岐瀧多摩。本に瀧を砥に作

る。今考本に从る。傳本にも。據下
文。改められたり。○拜禮之。此時祭られし社は通證に。神名帳に筑前國那珂郡住吉
神社三坐とあり。さることなるへし。此御社の事は上にも云り。なほ次に云へし。○依網吾彦は尸。
男垂見は名也。記に開化天皇御子。建豐波豆羅和氣王者。依網之阿毘古等之祖也。とあり。記傳に。依網
は和名抄に攝津國住吉郡大羅於保興
佐美郷。神名帳に同郡大依羅神社四坐此名神大月
大相嘗新嘗あり。又和名抄に河
内國丹比郡依羅美佐郷あり。水垣宮段に作依網池。此は河内
國なり。推古卷に河内國に作依網池。今丹北郡池内
村の池是なり
と見ゆ。如此河内と津國と。二の依網あれども。丹比郡と住吉郡とは相接て。大依羅社も依網池も。
殊に此二郡の界によりて。相近き地なるを以見れば。本は一なりしか。二國に分れ屬たるものなり。
阿毘古は。日代宮段に木國酒部阿毘古。景行紀に山部阿弭古など云姓も見え。姓氏錄にも輕我孫など
あれば。まつは尸なれども。姓氏錄にたゞ我孫我孫公など云もあれば。尋常の尸とはいさゝか異なる
か如し。さて稱意は吾彦といふ事にやあらむ。さて此氏は。仁德卷に四十三年秋九月。依網屯倉阿瑪
古云々。依網阿毘古。依網屯倉
阿毘古とは一なるへし。續紀十八に。攝津國住吉郡人依羅我孫忍麻呂等五人。賜依羅宿禰姓。神奴
意支奈祝長日等五十三人。依羅物忌姓。姓氏錄攝津國
皇別依羅宿禰。日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。とあ
るは。御兄弟の間。傳の異なるにそあらむ。とあり。この事は。なほ神紀經井田部
連男鑑の下に云り。併考へし。男垂見。本にヲタリミ
と訓れど。和名抄播磨國明石郡垂見多留見とあるに依て訓へし。此人の事は住吉神代記云。帶須比女乃
命住吉大神。船坐奉豆。辛國仁渡坐豆云々。即還行幸坐。自筑紫難波長柄仁依坐。大神御言以宜波久。吾

者玉野國有。大垂海小垂海等仁祀所拜禮牟止宜豆。膽駒嶺仁結行支。即是乃人等令奉仕給豆。奉於
大御社者也。此者彌麻婦人子命之止者大日々命御子也。とあるにて知られり。さて攝津國住吉郡の大
羅は。斯人の子孫の居住れたる地なる事は。續紀に同郡に氏人ありて。式内なる大依羅神社あるは。此
氏人の祀られしと聞ゆるにて灼然し。されは此郡に此氏あるも。住吉神に由ある徴とすへし。さて其
本は。こゝに筑前なる住吉神社を。此男垂見の拜祭れるに起れるものなること。云まぐもさらなり。
○祭神主。永享本に祭字なし

于時也適當皇后之開胎。皇后則取石挿腰而祈之曰。事竟還日。
産於茲土。其石今在于伊都縣道邊。既而則搗荒魂爲軍先鋒。請和
魂爲玉船鉤。

此間に皇后が樞日宮を發せ玉ひて。伊親縣に到り坐るまでの事とも。記紀には漏たれども。風土記ま
た土人の傳などに據て。矢野玄道が皇后御傳記に引れたるを。又此に引かは。貝原氏云。古傳に皇后
韓に渡玉はむとて。香椎の西黒崎より御船にめし玉ふ。此時軍卒を簡閱玉ひ。各其名を記して船に乗
せ玉ふ故に。そこを名けて名島と云。此所にて宗像三神を祭り玉ひ。異國を從へむことを祈り玉ふ故

に。後代三女神社を建て崇祭る。即て精屋郡資珂島に幸る事は。筑前風土記に。昔氣長足姫尊新羅へ幸せる時。御船夜來て此島に泊たりきとあり。此島には。神名帳に志加海神社三坐并名神大とある社坐り。海路の事を請奉に行幸しにそあるへき。細川藤孝主か記行に。志賀の島につきて宮司坊に宿りて。縁起など見るに。浪あらし鹽干の松のかつちかた。島よりつづく海の中道云々。立出て見るに。砂の遠さ三里許も海の中を分て。島に續き侍り。取分て細き所は十間許。廣き所は十四五間もありと見えたり。當社は安曇磯良とて。神功皇后の異國退治の時。龍宮より出て。兵船の花取にて。海上のしるへせし神と。しはし打詠めて。名にしおふ龍の都の跡とめて。波を分行海の中道。と見え。筑前風土記。御陪從に大濱小濱と云ふ二人從奉りしか。便小濱に敕仰せて。此島に遣はして火を覓めさせたまふに。速く得て歸來りしかは。大濱こゝに人家ありやと問へは。小濱對へて。此島と打昇の濱と。近く相續きて。殆同じ地と云ふへしといへり。故近島と名けしを。今説て資珂島と云。肥前風土記なる值嘉島の記事といとよく似たり。此島和爾雅に今那珂郡に隸くといへり。貝原氏云。八十在津日神。大直日神。神直日神も。軍衆を警固し勇氣を振はし玉ひし故に。後那珂郡福崎に鎮坐て。警固大明神と申す。又志摩郡岸浦住吉社説に。皇后此所にて花を懸て明神を祭玉ふ故に。これを花懸明神と申すとそ。さて皇后は。宇瀨里宇瀨里 精谷郡 宇瀨村よりこなたにて。復故ありて。陸路を幸行せる成へし。と云り。

○適當皇后之開胎。開胎を本にウムカツキと訓めり。榮花物語浦々別卷に。うみか月もすき玉ひて云

々。これより怡土郡兒養原にての事なり。次に云。○取石挿腰云々。記云。故其政未竟之間。其懷妊臨産。即爲鎮御腹。信友云。爲鎮御腹云々は。御腹内に坐す御子の生れ玉は。鎮御腹に坐す由なり。下に云。取石以纏御裳之腰云々。とあり。此事は下に引く筑紫風土記に。俗間婦人忽然娠動。裙腰挿石。脈令延時。とありて脈術なり。信友云。右傳を合すことあるを。神ながら察しめし。且彼か易く卵産むにも骨給はむ由の。古き脈術なるへし。さて此時しか脈術して。復断し給ふ御心は。懸妊給へる御兒の。神さひ給へる善き皇子に坐さば。感しき神國に。しか脈術なることは本よりなれど。此時のは住吉大神の御託言にて。津守宿禰遠祖田裳見宿禰か。此事に仕奉りしにて。御産期を延し玉へるなれば。た

た一概の脈術とのみ見るへからず。此事は住吉神代記の古傳に出たる文ありて。下に田裳見宿禰の名の出たる所に。其文を引出て委く云り。此に引合すへし。猶此石の兩顆ありし事。風土記また萬葉等に見え。また肥前國彼杵郡なる平敷といふ地の石にて。御卜に合へる故に取來れるなどの事も下に引けり。源平盛衰記に。皇后懷胎。月滿ちて産月也。纜を解玉ふ時。御産の氣出きたり給ふ。皇后仰せに云。胎内の皇子儘に聞召せ。妾本朝を守らむ爲。新羅の異賊を攻むとて。遙に海上に浮ふ。若今生給はふ。必水中の鱗と成玉ふへし。君我國の主と成玉ひ。百王の位に即せ玉ふへくは。異賊を從へ本朝に歸りて誕生し玉へと。宣命し玉ひければ。御産の氣留りて異國へ渡り給ひし。とあり。記傳云。今も婦人産むとす時。傍より力をつけむとては。末異國の治まらぬと云事ありとそ。と云り。

○今在于伊都縣道邊。記云。所纏其御裳之石者。在筑紫國之伊計村。とあり。此所在の事は下に云へし。釋に引る筑紫風土記に。逸都縣子養原有石。兩顆。一者片長

一尺二寸。周一尺八寸。一者長一尺一寸。周一尺八寸。色白而便圓如磨成。俗傳云。息長足比賣命。欲伐新羅。聞（開本に國に作る。今古本に依る。）軍之際。懷娠漸動。時取兩石。挿着裙腰。遂襲新羅。凱旋之日。至芋淵野。太子誕生。有此因緣。曰芋淵野。（謂産婦芋淵。者。風俗言詞耳。）俗間婦人忽然娠動。裙腰挿石。厭令延時。蓋由此乎。筑前風土記に。怡土郡兒養野。（在郡。一類長一尺二寸。大一尺。重三十一斤。一類長一尺一寸。大一尺。重三十九斤。）此野之西有白石二顆。疊者氣長足姬尊。欲征伐新羅。到於此村。御身有妊。忽當誕生。登時取此二顆石。挿於御腰。祈曰。朕欲定（定字本に脱。今古本に依る。）西堺。來著此野。所妊皇子若此神者。凱旋之後誕生。可遂定西堺。還來即産也。所謂譽田天皇是也。時人號其石曰皇子産石。今訛謂兒養石。萬葉五に。筑前國怡土郡深江村子負原。臨海丘上有二石。大者長一尺二寸六分。圍一尺八寸六分。重十八斤五兩。小者長一尺一寸。圍一尺八寸。重十六斤十兩。並皆橢圓。狀如鷄子。其美好者不可勝論。所謂徑尺璧是也。（或云。此二石者。肥前國後杵。郡平敷之石。當占而取之。去深江驛家二十許里。近在路頭。公私往來莫不下馬跪拜。古老相傳曰。往昔息長足日女命。征討新羅國之時。用二石。挿着御袖之中。以爲鎮懷。實是御所。以行人敬拜此石。乃作歌曰。可既麻久波。阿夜爾可斯故斯。多良志比呼。可尾能彌許等。可良久過遠。武氣多比良宜豆。彌許々呂遠。斯豆迷多麻布等。伊刀良斯豆。伊波比多麻比斯。麻多麻奈須。布多都能伊斯乎云々。故布乃波羅爾。美豆豆可良。意可志多麻比豆。可武奈何良。可武佐備伊麻須。久志美多麻。伊麻能遠部豆爾。多布刀伎呂可儻。短歌。阿米都知能。等母爾比佐之久。伊比都夏等。許能久斯美多麻。志可志家良斯母。とあり。信友云。萬葉の詞書爲鎮懷の下に。實是御裳

中矣と注せるは。上文に挿着御袖之中とある弁書なり。さて（コレ）五箇月ばかりに腹帯する事は。はやくよりの例なりけん。石をものしたまへるは厭術なるへし。但し腹帯の事のものに見あたりたるは。源氏物語宿木卷なるか。文のさまを見るに。そのかみ裳の腰の上にあらはして結ふならはしなりしなるへし。此事は伊勢貞丈主もいへり。中宮御産部類に。中宮御懷妊之間。初帯令着給也云々。主上令結云々。と見えたり。初帯を夫の結ふ例なりしなるへく。今の世の如く膚にもものする例ならむには。主上の大みつからせさせたまふへくもあらず。これをもて思合へし。さて其は神功皇后の御古事によるるならはしなるへきを。子脏めることを賀て。衣の上にあらはして結ふならひなりけん。と云れたり。（此考はなほ長かるを。今記傳云。怡土郡に今も深江村ありて。肥前の唐津へ通ふ道の驛なり。子負原は深江の西方にあり。古夫と夫を濁りて唱ふ。今深江驛西岸上に。石は二ながら。盗人のぬすみ持去て。今は無しと彼國人云り。萬葉に此石を久志美多麻とよめるは。石を稱て奇き御玉と云るなり。御魂にはあらず。さて此石は長一尺餘もありけるを。御腰にはいかて着給ひけむと。疑ふ人もあるへけれど。彼大石の御世より。奈良宮の頃までは。五百年あまりも經つる時なれば。小さかりしか然大になりけむこと。何か疑はむ。石も多くの年を経れば。漸に大になること。今もつね然るをや。と云り。なほ此に支道説あり。○搗字。訓オキヲキテ未詳。通證に祝招之義と云り。いかうあらむ。熱田本にはヲキオキテとあり。是もいかう。次に請和魂とあるに同じければ。此をもしかよむへきか。（搗を。紀中サシマチ。クと訓る處はあり。）○搗

荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。これ上に見えたる荒魂和魂神の御所置なり。さて重胤云。記に爾以ニ其御杖。衝ニ立新羅國王之門。即以ニ墨江大神之荒魂。爲ニ國守。神ト。而祭鎮還渡也。とあるは。其爲ニ荒魂。爲ニ軍先鋒。と所見たる荒魂に坐る。其を爲ニ國守神トは。右の請ニ和魂。爲ニ王船鎮。と有とは異りて。其國主などの背けらは。神の荒魂を以て罰め鎮め玉はむためなり。さるは御軍を出し進めさせ玉ふにこそ。荒魂の用は殊更に在けれ。今事竟ては。虜の身に近く坐て。其を鎮めさせ給はむ事。肝要とあるは更なり。また下は天照大神誨之曰。我之荒魂不可近ニ皇后。などあるか如く。荒魂の玉體に近付せ玉ふ事を。神の遊玉へるをも。また彼此考合すへし。とあり。記傳の跋。○王船鎮。此時御し玉へる御船は。攝津國風土記に。美奴賣松原。今稱ニ美奴賣。者神名。其神本居ニ能勢郡美奴賣山。昔息長足比賣天皇。幸ニ于筑紫國。時集諸神祇於川邊郡内神前松原。以求ニ社福。于時此神亦同來集曰。吾亦護治。乃諭之曰。吾所住之山有ニ須義乃木。各宜材。採爲ニ吾造。船。則乘ニ此船。而可ニ行幸。當有ニ幸福。天皇乃隨ニ神教。遣命造。船。此神船遂征ニ新羅。一云。于時此船大鳴響如ニ牛吼。自然從ニ對馬海。還。還來之時。祠ニ祭此神於此浦。并留。船以獻。亦名ニ此地。曰ニ美奴賣。とあり。また鹿袋に。日向國古度郡吐濃峯といふ峯あり。神あはす。吐の大明神と申すなる。昔神功皇后新羅を討給ひし時。此神を請し玉ひて。船の軸を護らせ玉ひけるに云々。尙下に引くへし。これ必日向風土記の傳なるへくそ覺ゆる。和名抄に同郡に靉。都野。及韓家など云郷見えて。帳に都農神社同郡にあり。誰も此をツヌと訓たれど。若くはトノと訓し

にはあらざるか。玄道云り。

冬十月己亥朔辛丑。從和珥津發之。時飛廉起風。陽侯舉浪。海中大魚。悉浮挾船。則大風順吹。帆船隨波。不勞榜楫。便到新羅。時隨船潮浪。遠達國中。即知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰々栗々。厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡之。國爲海乎。是言未訖之間。船師滿海。旌旗耀日。鼓吹起聲。山川悉振。

對馬國和珥津に。未到り坐ざるほどの道程の傳。まつころに云へし。肥前風土記。松浦郡達鹿驛。在郡。曩者氣長足姬尊。欲征伐新羅。行幸時。於此道路有鹿遇之。因名遇鹿驛。達鹿今相賀と云海邊なり。海。今大友小友と云海邊の村にて。那古屋に近き處なり。海をへたて加部島に向へり。此御船發の時事は明らかし。さて皇后は松浦の海より。また御船に乗しけん事。記傳に。下に引く天平八年遣新羅使の詠れし歌を引て。初に御船發ありしも。此浦にそ有けんとあり。宇佐託官集云。松浦沖にて甲冑を集めて。宴饗を玉ふ所を神樂島といひ。其時の土器を棄し所を土器時といふとあり。さて或人の云。皇后の御船發し玉ひつらんと思しきは。即今の那古屋驛にて。神樂島名古屋の沖にありなどの古き傳を見ても知るへく。また中古遣唐使の四船も。此處より解纜せしより。唐津の名あり。されば豐太閤も此地より軍糧。さて壹岐島につき給ひ。記傳の跋。好古が引る古傳を發せられしも。彼神功皇后の御船を追まつりし也と云り。とあることなり。

豊岐郡住吉神社とあるは蓋此時 次に対馬島に泊させ玉ひけり。頼に下縣郡住吉神社(名神大)和多郡美神社。合せて三社。和に齊奉玉ひしならむといへり。 〇辛丑。三日也。〇從和珥津發。通證に延佳曰在對馬島上縣郡とあり。記傳云。今も津島上縣郡に。鰐津鰐浦と云ありて。秋冬の頃朝鮮國に渡るには。其處より船出し。春夏の頃は佐須奈浦と云より出つと。彼の島人云り。とあり。好古云。此より朝鮮釜山浦まで今路四十八里なりと云り。かくて此御舟路の事。記に住吉大神の誨賜ひて。今寔思求其國者。於天神地祇亦山神。及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上。而真木灰納瓠。亦著及比羅傳多作。皆々散浮大海。以可度。故備如教覺。整軍雙船。度幸之時。海原之魚不問大小。悉負御船而渡。爾順風大起御船從浪。とあるをはしめ。さきに爾保都比賣命の誨給ひて。授坐る赤土を。天の逆棹に塗りて。神船の艫軸に立。また御舟の裳。及御軍人の著たる衣を染しめ。又海水をかき濁して。擲船風 冬十月三日和珥津より發し給ひ。御軍を整へ。御船を連雙て度幸行時。太平記に。擲船三千餘艘にて。こき。高飛鳥等も往來はず。前を遮らず。海流らせ玉ふと云るは。擲あるにや。 高飛鳥等も往來はず。前を遮らず。海中の大小き魚とも。悉に御船を負ひつ。古説に。住吉大神白髮老人と化りて。海中より出て導奉れり。かくて異國をさして渡坐せる時。海中にて皇后妹河上大明神豐姫命も。亦弓箭を携へ。甲冑きて從給へるか。此命と安曇磯童とを。龍宮に遣して借しめ玉ふに。三月經て青珠白珠二を得て返りましぬ。色青きは満水珠。白きは早水珠にて。各二寸許あり。武内大臣此珠を海に投給ひて。三韓降伏せり。磯童とは鹿島明神なり。大臣珠を奉行しませし故に。高良玉垂命と稱申す。二珠は肥前國佐賀

郡河上宮に納奉ると。宇佐託宣集に引る聖母大菩薩緣起。及宇佐緣起。石清水緣起。愚童訓。伊呂波字類抄等に見ゆ。信かたき事もあれと。豐姫命の海宮に行ましことは。信友説に。氣比社舊記に。玉妃命一名空津媛。又名淀媛命。皇后妹也。とあるを引て。玉妃とは二珠を得まして。此時に殊なる功を建玉へるより。申せる御名ならむと論へり。なほ玉の事は。次に云へし。 〇飛廉云々。陽侯云々。文選注に。飛廉風師也。陽侯波神也。とあり。かゝる名ともを假たるはいと敬なし。罔象海童の類なり。〇海中大魚。記に海原之魚不問大小云々とあるに據れば。大下小字脱たるかと。記傳に云れたるもさる事ながら。此説は元より大魚のみの傳なるへし。このあたりみな四字句にとのへられる文章なればなり。〇悉浮挾船は。記に負御船とあり。記傳云。御船の腹に集り着て。背を以て據持つか如くにして行を云。〇大風順吹。記に順風大起とあるに依て訓へし。記傳云。湓比風は負風の義なるへし。又追風かとも思へど。なほ然るに非し。何れにまれ。假字は。湓比なり。〇武都云。オヒ風は。物を覆ひ行く意なれば。負と見るも。追と見るも。いひもて行けは同じ。實は我が背に覆ひなり。追は彼方を覆なり。此名萬葉などには見えざれども。なほ見たる後。の言とはきこえず。〇帆船。ホツムの訓推古紀同じ。此事は既に神代紀に云り。〇櫓。櫓本に櫓とあり。集解本に據壺井本改とあるに依る。和名抄に。櫓使舟楫疾也。和名加遲。また左旁撥水日。權字亦作棹。漢語抄云加伊。本にカユと訓るは。此に據て正すへし。とあり。櫓は今云櫓。又加伊の類なり。今云櫓に。はあらす。 〇隨船潮浪の訓。應永三十五年に寫せる奥書ある私記に。此四字布奈奈美とあり。本にマナ、カとあるは。フナ、アの寫誤なり。右本には。マをアと書き。ミをアと書ければなり。 〇遠遯國中。記云。爾順風大起。御船從浪。故其御船波瀾。

押三騰新羅之國。既到半國。とあり。記に押騰といひ。遠迷と云る。今世の津浪の如きさまなり。さてかく國中まで浪に没たるは。かの潮満瓊の靈き功によれり。さるは此瓊の事。上にも粗言へるか。釋紀に。神代の潮満瓊潮潤瓊は。いつこに在やと問へる答に。先師云。神功皇后征三韓之時。新羅海潮満。彼宮庭。若令持此瓊。御歎如何。先師申云。宇佐宮應神天皇。姫神。大帯姫三所鎮坐也。二種瓊已有三當宮。武藏云。當宮。宇佐宮。是宇佐宮なり。皇后征三韓之時。就新羅海潮満宮庭。思之。定令持此瓊。御歎。然而無三健所見。凡神功皇后有得如意寶珠於海中。之由。見彼皇后紀耳。と云り。この瓊の事いとまきはし。此釋紀の説にては。神代の瓊の如くなれと。なほ異れるへし。仲哀紀に如意珠を海中に得玉ふよしあるも。記傳に云れたる如く。韓國御言向の時に。功のありつればこそ。其を得玉へる事をは語り傳へけめ。何の功もなく。いたつらならむには。いかてか如意珠と名けて。其を得玉ひし事を語傳ふへき。然れば其かみ大后の持したまひしは。かの如意珠にて。後まで宇佐宮に在るは。其珠なるを。誤て神代の二珠とは申し傳へたるにやあらむ。と云れたるか如く。決て神代にはあらざるへし。さらはかの如意珠ならむかと云ふに。右に引る古説等に。皇后御妹河上大明神豐姫命。又玉の。海宮に到りて得玉ふとある青白二珠そ。まことの潮満瓊潮潤瓊にて。かの仲哀紀に。皇后の海中に得玉ふとあるは。此瓊の事を誤りて語傳へしものなるへし。なほ此瓊の納れる所を。宇佐宮縁起に。奉納于肥前國佐嘉郡河上宮。とあるも。此河上大明神に由あり。この事は既に信友の説もあり。記傳の説に云はれける

は。抑此は神代の珠と。如意珠との間の。まきはしきを云にこそあれ。よしや其は何れにもあれ。今如此御船の波の。國半まで押騰りしことは。まことに其珠の功なるへし。奇く靈き神の御所爲申もさらなり。と云れたる。まことに然る事なり。さて又釋紀に引たる播磨風土記に。息長帶日女命。欲平三新羅國。下坐之時。禱於衆神。爾時國。堅大神之子。爾保都比賣命。着國造石坂比賣命。數日。好治奉我前者。我爾出善驗。而比々良木八尋梓根底不附國。越賣眉引國。玉匣賀々益國。若尻有賣白衾。新羅國矣。以丹浪。而將平伏賜。如此教賜。於此出賜赤土。其土塗天之逆鋒。建神舟之輪軸。又染御舟裳及御軍之着衣。又攪濁海水。渡賜之時。底潛魚及高飛鳥等不往來。不遮前。如是而平伏新羅。已訖。還上乃鎮奉其神於紀伊國。管川。藤代之峯。とあり。爾保都比賣命と申は。紀伊國伊弉諾丹生都比賣神也。栗田寛曰。按播磨名跡志。三木郡有丹生野。古所集云。許爾高須。如美乃止。理草。毛阿計爾保不。左止能字知久佐。爾布羅止波與夫。又按三才圖會。三木郡丹生山田。有丹生山丹生寺。據此本文蓋美蓋郡之逸文と云り。信友云。此古傳を稽ふるに。丹保都比賣神の。赤土地土を出し教給ひて。然梓にも舟にも塗らせ。又舟裳着衣をも染させ給ひ。亦海水をも攪濁して。舟波を漲せて渡し給へるは。皇本國の土に放るまじき故ありて。其地土もて厭物として。天神國神の御恩頼蒙り。大海原を壓渡り。韓國を平伏へ玉ふ麻自わざとさきこえて。甚も尊く甚も健々しき術なりかし。此は敵の地の土を取てものするとは。反さまなれど。同じ道理におつめり。記傳神代に。大物主神の麗美壯夫に化りて。酒玉依毘賣に通ひ給へる條に。其父母欲知其人。誨其女曰。以赤土。散床前。以閉扉紡麻。實針刺。其衣。云々。これも此方の赤土を。壯夫の衣に着染て。遠く放れざらしめむた。まじわざとせるなるへし。方術源論にみゆ。○即知天神地祇悉助歎。集解に。仲哀天皇九年紀本注。有即知不用神言。而早崩九字。考定爲私記攙入。語脈同之。故刪。と云て刪られたり。けに此は攙入なるへ

し。なほ此事は、垂仁紀にも云ふ事ありき。 ○新羅王。新羅建國の始めを思ふに。神代に素戔鳴尊其子五十猛神と共に。此國に降り玉ひしは。いと古けれど。此時は彼地には。いまだ人類も無し頃の事とおほゆれば。此はあきて。彼國の古傳に、檀君と云人。海外より來りて。國王となり。是より後に大國主命の時に。其國王の子天日槍といふが來れりし事。播磨風土記に委曲に見えたり。此も其始祖はたしかに知れし。さて又後に。神武天皇の倭國に入り玉ふ時に。熊野海中にて暴風に遇ひ玉へるに。御從に坐せる三毛入野命。浪秀を踏て常世國に渡玉ひ。新羅に至り坐て。その國王と成たまひ。其御裔の次々に彼處を治めたるか。後に其裔は皇國に還り來りぬと見えて。姓氏錄皇別に。新良貴。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國。即爲國主。稻飯命者。新羅國王之祖也。とあるにて然しられたり。新羅國へ渡坐するは。實は三毛入野命なるを。姓氏錄に稻飯命と云るは。此御兄弟の間にて。傳へ誤れるなり。此は例多かることなり。 さて其後の事を。三國史記東國通鑑によりて考るに。此後の新羅の始祖。姓は朴。名は居西と云ふ者にて。三國史記新羅紀云。始祖姓朴氏。諱赫居世。前漢孝宣帝五鳳元年甲子四月丙辰。一曰正月十五日即位。號居世干。時年十又三。國號徐邦伐。通鑑邦作羅先是朝鮮遺民。分三居山谷之間。爲六村。一曰關川楊山村。二曰突山高墟村。三曰背山珍支村。或曰千珍村四曰茂山大樹村。五曰金山加利村。六曰明活山高耶村。是爲辰韓六部。新羅を辰韓と云るは誤にて。高墟村長蘇伐公。望楊山麓。羅井傍林間。有馬蹄而嘶。則往觀之。忽不見馬。只有大卵。剖之有嬰兒。出焉。則收而養之。及三年十餘歲。岐嶷夙成。六部人以其生神異。推尊之。至是立爲君焉。辰人謂之爲朴。以初大卵如瓠。故

以朴爲姓。居西干辰言王。或云呼言人之稱これ始祖の由來なり。東國通鑑も大凡同し。漢宣帝か五鳳元年は。崇神天皇の四十一年に當れり。さて其朴居世か次を南解。次を儒理。次を柰脫解。次を朴婆婁。次を朴祇摩。次を朴逸勢。次を朴阿達羅。次を昔伐休。次を昔奈解と云り。三國史記東國通鑑さて此仲哀天皇の九年今歲なりは。昔奈解か王となりし五年なり。然るに此紀本書に。新羅王波沙寐錦一説には。字流助。富利智干とあり。とあるは。かの朴婆婁の事にて。又婆婁尼師今とも彼籍に云り。此王は昔奈解よりは五世も前の人なれは。此と合はず。婆婁の立しは。景行帝十年にて。今年より百十一年はかり前なり。誠前國敦賀郡常宮社記に云く。景行天皇十年に王太子沙眞婆婁といふものと相提擧して。この地より兵を起して。京に攻上らむと計り。されど誤多き彼の東國通鑑を疑はし。新羅をして援兵を起さしむ云々と云文あり。これは婆婁を景行の御世にかけて傳たり。すして。慥かなる正史の傳を。強ちに疑ふはよしなし。彼國の籍に合はずとて拘はるへからず。東國通鑑序云。吾東方自檀君。歷箕子。以至三韓。載籍無徵。下逮三國。僅有國乘。粗略大畧。加以無稽不經之說。後之作者。相繼編述。有全史一焉。有分史一焉。有節要一焉。然復歸本史之流。漏一とあるを以ても。韓史の古史に杜撰ありし事は著し。○天運盡之。本に之字なし。今薩摩本永享本に從て補ふ。萬葉集に與能可藝里爾夜。源氏物語に。かくて世はつきぬるにや云々。などあり。○旌旗耀日。鼓吹起聲。軍陣に旌旗鼓吹を用ひしこと。こゝに始めて見えたり。上には。金鼓無節。旌旗耀日とあり。

新羅王遙望以爲非常之兵。將滅己國。誓焉失志。乃今醒之曰。吾聞東

有^ニ神國^ニ。謂^ニ日本^ニ。亦有^ニ聖王^ニ。謂^ニ天皇^ニ。必其國之神兵也。豈可^ニ舉^レ兵^ニ以拒^レ乎。即素旆而自服。素組以面縛。封^ニ圖籍^ニ。降^ニ於王船之前^ニ。因以叩頭之曰。從今以後。長與^ニ乾坤^ニ。伏爲^ニ飼部^ニ。其不^レ乾^ニ船^ニ。而春秋獻^ニ馬^ニ。梳及馬鞭。復不^レ煩^ニ海遠^ニ。以每年貢^ニ男女之調^ニ。則重誓之曰。非^レ東^ニ。日更出^ニ西^ニ。且除^ニ阿利那禮河^ニ。返^ニ以之逆流^ニ。及河石昇爲^ニ星辰^ニ。而殊闕^ニ春秋之朝^ニ。怠廢^ニ梳鞭之貢^ニ。天神地祇共討^ニ焉。

乃今は。當^ニ其時^ニ。を差^レ辭^ニなり。古事記垂仁段なる故。今聞^ニ高往^ニ。鶴之音^ニとある今もこゝと同し。土佐日記に。今しはねと云所につきぬ。とあるをもこれなり。○東有神國云々。神國と云るは。此時韓人の稱し始て。皇國の稱謂となりたりしものなる信友か説。已に首卷に出せるを。なほ又此に引て云へし。其説云。韓國を言向玉へる時より。やゝ年経るほどは。彼國に關係する事は。專韓人に命て書しめ玉へりしなるへく。おもはるゝにつけて。考徴せる事のこれかれある中の。一二を説てむ。そは新羅御言向の時の事などは。殊に韓人に命て録さしめ玉へる文なるへく。おもはるゝ中に。彼國王

か言に。吾聞東有神國^ニ。謂^ニ日本^ニ。亦有^ニ聖王^ニ。謂^ニ天皇^ニ。必其國之神兵也。豈可^ニ舉^レ兵^ニ以距^レ乎。とあるは。決て韓人の實錄なるへし。其はまつ東有神國^ニと云るは。いと既くより大皇國あることを知りて。尊畏み。はた神の御護の。奇靈に厚き御國からなる事を。知りたりけるによりて。深く畏み憚りて。然は稱せるなり。神國と云へる事。是より前の文にはある事なし。必其國之神兵也と云へるは。もとよりさる事にて。殊に此度は。神等の御護厚くして。いと奇異なること多かりければ。實に神兵也と恐懼れたるもことわりなり。三國史新羅紀摩訶十一年に。大風東來。折^レ水飛^レ瓦^ニ。至^レ夕而止。即人訛言。倭兵大來。爭^ニ通^ニ山谷^ニ。と載せり。此は景行天皇の五十五年に當れり。これ彼國の古傳にして。當昔既くより。神國の長き事を知れりしなり。○武紀云。今按に。此は景行天皇の五十二年壬戌年にあたり。五は誤なるへし。さて其翌年即摩訶十二年春三月。與^ニ倭國^ニ講和^ニ。と云事も見えたり。古く神國と見えたるは。日本後紀延暦十六年二月。續日本紀を奏上れる時の表文に。國史の事を神國典と云り。武紀云。これは留^ニ神國典^ニと訓む文にて。神國の謂とはすへからず。天書用明帝二年。物部守屋中臣藤原海日。吾國者神國也とあるは。神國の稱の始とすへし。三代實錄に。貞觀十二年^{十二月}十四日。新羅の賊船の來らむ由を聞召て。其を逐還し玉はむ事を。伊勢の内宮に祈らせ給ふ告文に。新羅云々。兵船必來倍久在波。境內爾入給須之天。逐還。漂沒米給比。我朝乎神國止畏。憚禮留故實乎。澆多之失。比賜布奈。同二十九日。石清水社。への告文も相同し。とあるは。かの新羅王が所謂聞東有神國云々と謂て畏憚りて。臣服したしり故實を。澆失はず。とほざけしめ玉へと。禱告さしめ玉へるなり。おもひ證すへし。然れば大御國を神國と稱ふは。もと新羅人の稱號なり。と云ふ説たかひあるましくおほゆ。○有聖王云々。聖王とは。君とある人の德を稱ふる。彼が常言なり。○素旆而自服。かゝる時に白旆を擧るは。外國のみならずはしかともふに然らず。常陸風土記に。行方郡藝津里條に。

寸津毗賣懼悚心愁。表^{アケテ}白幡。迎^{マカヒ}道奉拜。天皇於降^ノ恩旨^ニ云々。日本武尊の時也とあるを見れば。皇國にもせし事なり。飲明紀に。新羅更舉^ニ白旗。授^レ兵降^セ也ともあり。○素組以面縛。釋記に史記曰。沛公破^ニ秦軍^ニ入^ニ武關^ニ。遂入^ニ霸上^ニ。使人^ニ約降^ニ子嬰^ニ云々。即係^レ類以^レ組。白馬素車。應劭曰。組者天子^ノ轅也。係^レ頸者言欲^ニ自殺^ニ也。とあり。潤色の漢文か。また韓國にても。かゝる事は漢土に習ひて自^レ爲^レせしにもあるへし。○圖籍は。地圖と戸籍の事なるへし。下に圖籍文書とあるに同じ。通證に。倍布牟多^ハ。戸籍也とあるか如し。戸籍の事は天智紀に云へし。○飼部。記には御馬甘とあり。大禮宮段には馬甘。雄略紀に。典馬此云^ニ于麻柯毘^ニと見え。馬飼ともあり。外宮儀式類に。御馬甘。内人と云あり。職員令。左馬寮頭一人。掌^ニ云々飼部^ノ戸口名籍^ノ事。又馬部六十人飼丁。などあり。此事次に云。○其不乾船楫。其字衍なるへし。記には不^レ乾^ニ船腹^ニ不^レ乾^ニ楫^ニとあり。推古紀にも不^レ乾^ニ船楫^ニとあり。祈年祭祝詞に。青海原者。棹^ヲ不^レ干^ス。加運の事は上に云り。楫は楫と同じ。記傳云。和名抄に施正^ニ船木^ニ也。楊氏漢抄云。船尾也。或作^レ施。和語云多伊^ノ之とあり。然は施は多伊之に。機は今云輪。又加伊の類なり。然れども師の祝詞考にも。古歌に多伊之をよます。萬葉に八十根。又與機。實などあるに。今云楫に非ざることを知るへし。佐袁加運とよめるは。多伊之は句調もかかはされはなり。祝詞も調をととのふる物にて。歌に同じと云れたる如く。調をなすへき語には。佐袁加運とも。加運佐袁とも云るそ古言なる。字はたし船をやる具をば。彼此通はして。さましくに書るなれば。混拘るへきに非ず。字に混み。と云るにて。此も本のまゝに加運と訓て叶ふへし。○馬梳馬鞭。和名抄調度部。馬取楊氏漢語抄云。馬取于麻波太氣。箋注云。新撰字鏡亦刷字訓^ニ馬波太介^ニ。按說文取拭也。馬

取洗^ニ拭馬毛^ニ者。神功紀馬梳蓋是。今俗亦呼^ニ馬櫛^ニ。鞭野王案。鞭无^ニ知^ニ。俗云无^ニ運^ニ。馬策也。箋注无^ニ知^ニ見^ニ後撰集^ニ。按打也。謂^ニ搦^ニ運使^ニ疾也。字无^ニ通^ニ。與^ニ梅馬^ニ郁子^ニ貉訓^ニ字^ニム^ニ又訓^ニ无^ニム^ニ同^ニ。按此和名俗名並載。其名不^レ異可^レ疑。據^ニ新撰字鏡^ニ。鞭^ニ並訓^ニ夫知^ニ。拾遺集歌小序。撰集抄源賴政歌。爲忠百首。競馬爲經歌。亦謂^レ鞭爲^ニ布知^ニ。則此似^レ當^レ作^ニ俗云^ニ夫運^ニとあり。さて釋紀。兼方案之。請^レ獻^ニ此兩種^ニ者。新羅王表^下爲^ニ飼部^ニ之儀^ニ也。とあり。○不煩。水戸本竟宴本。煩を憚とあり。訓伊多豆伎は勞づきにて。つきは辭なるへし。かしづく。およづく。など。のつくこと等しかるへし。通證に勞竭とあるはいかになり。また勞はるとも云り。はるも辭なり。○男女之調の事は。崇神紀に出。こゝは集解に。按謂^ニ新羅國中^ニ之戸調^ニ。下文所謂金銀彩色。及綾羅縵絹。とあるか如し。○且除阿利那禮河返以之逆流。除字集解に據^ニ古本^ニ刪^ニとあり。されと今は本のまゝにてあるなり。また之字古本に無しと云て刪れり。されとありてもあしからず。阿利那禮河。釋紀私記曰。師說新羅國之河名也。とあるは古説なるへし。按に此國に東江と云る大河あり。國の中央を流れて金海府の海に出つ。もしくはそれなるへし。通證に。松下氏云。鴨綠江在^ニ三韓^ニ。天下三大河之其一也。阿利那禮河是耶。阿鴨也。利綠也。二字略音。那禮。三韓河之俗語即江也。再謂^レ河者。猶^ニ佛書梵漢竝舉例^ニ。今按唐志鴨綠江。其水如^ニ鴨頭^ニ綠^ニ也。朱子曰。中國有^ニ三大水^ニ。曰^ニ黃河^ニ。曰^ニ長江^ニ。曰^ニ鴨綠江^ニとあり。按に此説以來。其在所定りたるか如くなれども。鴨綠江にはあらずと云る辨あり。けにも鴨綠江にはあるへからず。此江は三韓の外なる江なればなり。たゞ新羅國の河名と見てありぬへし。○河石昇爲星

辰。或云。河は沙字の誤かと云へり。さもあるへし。さらは伊佐基とよむへし。通證に。今按以上三項。皆以絶無之事。極言其長久。と云り。さる事なり。○怠廢梳櫛之貢。八十艘の朝貢に。必梳櫛を加へて進りしは。飼部と爲れるしなり。本に怠を忍に作り。集解に據古本改とあるに从ふ。○天神地祇共討焉。記云。於是其國主畏惶奉言。自今以後。隨天皇命。而爲御馬甘。毎年雙船。不乾船腹。不乾船楫。共與天地無退。仕奉。とあり。記傳に。凡て此新羅王が祈白せる詞を讀見るに。麗く華やかに。調へをそのへたる文なれば。其意を得て。祝詞などの如く訓へきなり。と云れたるは。さることにて。此紀の誓詞も。いとくめてたし。故後世にも。此詞を本として申せる例にやありけん。推古紀なる新羅任那二國王の表に。天上有神。地有天皇。除是二神。何有畏乎。自今以後。不有相改。且不乾船楫。每歲必朝。持統紀に。新羅元來奏云。我國自日本遠皇祖代。並船不乾楫。奉仕之國。などあり。なほ禮紀十八に。新羅王子金泰廉が拜朝て奏せる詞。三十六に。新羅使か方物を獻りて奏せる言なども。大方おなじ趣きなり。開さかるべし。

時或曰。欲誅新羅王。於是皇后曰。初承神教。將授金銀之國。又號令三軍曰。勿殺自服。今既獲財國。亦人自降。服殺之不祥。乃解其

縛爲飼部。遂入其國中。封重寶府庫。收圖籍文書。即以皇后所杖矛樹於新羅王門。爲後葉之印。故其矛今猶樹于新羅王之門也。

爲飼部。記云。是以新羅國者定御馬甘。とあり。記傳云。かく定賜ふ事は。彼王の祈白せし語の中にあれは。此は本彼方より申出たる事か。但其上文に隨天皇命とあれは。此方より仰せ賜へるを。諾奉りて申せるかとも聞えたり。命の隨とは。凡てに係りて服従ふへき由を申せるにて。御馬甘とならむとは。猶彼方より申出つらむ。抑あるか中にも。殊に卑き此職をしも。仕奉むと申せる故は。顧に深く厚く服従ふ由なり。禮紀十五に。免天下馬飼部人等。因勅曰。汝等今貢姓人之所。耻也云々。 ○圖籍文書。漢文の潤色とのみ思ふ人あり。彼國には既くより文字を用ひし事。首卷にも云へるか如くなれば。圖籍文書あるはもとよりなり。東國通鑑によりて考ふるに。百濟國には。開國より其國字は無ししを。近肖古王と云るか。また肖古王と。二十九年と云ふ年に。始めて漢字を用ひ。西土は晉孝武帝が寧康二年。高麗國には。小獸王と云か二年と云に。始て漢字を用ひ。晉簡文帝が咸安二年。新羅國には。法興王と云る元年といふ年に。漢字を用ひ始たる趣に見えたり。聖武帝が天監十三年。仁德天皇の六年。然れと應神天皇十五年の下に。百濟國より阿直岐王仁二人の博士を進り。漢籍をも 論語千 貢れる由見え。二十八年の下に。高麗國より漢文の表を上れる事

も見えられたは。新羅に圖籍文書あること疑なし。すへて此御世のあたりの事を。東國通鑑に記せるには。偽多く信られぬ事共多ければ。其心して讀むべし。今朝鮮國にて傳ふる處も。文字は新羅中葉以後に在と云り。此は彼國の上古の事を。すへて思ひて。故にかゝる説を立し。か。おのつから通説さな ○皇后所杖矛は。上に所謂斧鉞とある是なり。記に。爾以三其御杖。衝三立新羅國主之門。即以三墨江大神之荒御魂。爲三國守神。而祭鎮還渡。記傳云。古の矛は種々ありて。木のかきりにて身なきも常なれば。其杖の如くつくをは。即杖と云も違はず。杖即矛なり 衝立は。かくのみにては事の意足はぬ心ちす。其意紀に記されたる如くにやあらむ。と云れたるさる事なり。其意と云は。次に爲三後葉之印とある。即それにて。此時の稜威を。後葉までも忘れしめしとの御態なり。此に今猶樹三于新羅王之門とあるを見れば。此紀を記せる頃までは。存在せしにこそ。かゝる稜威御印をも。何の世にか取棄てたりけむ。其は。早くなくなりたりしやまなり。あなかしこ ○新羅王之門。新羅の都府は。今の慶尙道慶州府なり。三國史記地に。新羅始祖赫居世。前漢五鳳元年甲子開國。王都長三千七十步。廣三千一十八步三十五里六部。初赫居世二十一年。築宮城。號金城。婆娑王二十二年。於金城東南。築城號月城。或號在城。周一千二百十三步。新月城北有滿月城。周一千八百二十八步。始祖以來居金城。至後世多處。兩月城。輿地勝覽。慶尙道慶州府。本新羅古都金城。在府東四里。土城。周二千四百七尺。月城。在府東南五里。形如半月。故名。土築周三千二十三尺。 など見ゆ。

日本書紀通釋卷之三十五

飯田武郷謹撰

神功皇后紀續

爰新羅王波沙寐錦。即以微叱已知波珍干岐爲質。仍賞金銀彩。色及綾羅。縑絹。載于八十艘船。令從官軍。是以新羅王常以八十船之調。貢于日本國。其是之緣也。於是高麗百濟二國王。聞新羅收圖籍。降於日本國。密令伺其軍勢。則知不可勝。自來于營外。叩頭而歎曰。從今以後。永稱西蕃。不絕朝貢。故因以定內官家。是所謂之三韓也。

波沙寐錦。波沙は朴波婁王にて。彼籍に婆娑尼今とも云り。釋紀私記曰。新羅王名とあり。新羅第六主にあたる王なる事。既に云り。○微叱已知波珍干岐。微叱已知は。釋紀弘仁私記曰人名とあり。東國通鑑を考ふるに。新羅第十九主にあたる奈勿王の子。訥祇王が弟に。未斯欣と云ものありて。皇國に質たるよし見えたるは。似たる事ながら別人なるへし。時代の甚くたかへれはなり。奈勿の立るは。わか仁德帝四十四年にて。百濟近肖古

王が十一年なり。今年より百五十六年後なり。未買欣か我に買たるは。また五十七年後にて。履中天。波珍は。本にハトリと訓り。記に三年なり。但し古事記の紀年に據りて考れば。朝か近きか如くなれど。今たやすく改むる事を得ず。あるにても。ハチムと訓へき事は。著明し。されど珍の音チニを通音に。彼國にてトリと云しにもやあらむ。釋私記に。師說新羅爵級也。當此國正三位。東國通鑑に。新羅設官有二十七等。一曰伊伐冷。二曰伊尺冷。三曰匝冷。四曰波珍冷。五曰大阿冷。皆授眞骨。眞骨王族也云々。記傳云。北史新羅傳にも。其官有二十七等。一曰伊尺干。實如相國。次伊尺干。次破羅干。次大阿尺干云々。と云り。北史に干と云るを。東國通鑑には皆實と云るは。音にて異れるなるべし。天武紀にも表とあり。さて北史に破羅干とあるは。珍を誤れるものなり。さて私記に波珍を。正三位に當ると云るは。一階違へるか。天武紀にも波珍冷金智祥。大阿冷金健動と云第四等なれば。從二位に當ると云へきにや。但し正一位をば除きての當か。人あり。干岐は彼國の王族の號なり。私記曰。師說云々。干岐也。弘仁私記曰。冠名とあり。號也と云るは宜し。冠名にはあらず。此紀に卓淳王未錦早岐。加羅國王已本早岐。繼體紀に任那王已能末多干岐。これらは王を早岐と云り。崇神紀に于斯岐阿利叱智干岐。繼體紀に新羅上臣伊叱夫禮智干岐。欽明紀に任那諸國早岐等。また安羅加羅卓淳早岐等。また新羅下早岐。これらは其國々の王の族なるべし。されは韓の諸國にて。王をも其族をも通はして。早岐と云るなり。記傳云。これ皇國にて。天皇を始め奉りて。王まで巨りて。意富俊美と申すと同じ心はへなるべし。波珍早岐と連ねて云は。二品親王など申す心はへと聞ゆ。と云り。さて波珍の珍を。記に鏡と作き。早岐を漢紀と作るは。同音の字を通し用る古の例なり。○質。通證に下文訓同。身代也とあり。○綾羅縹緞。倭名抄布帛部。綾。野王案。綾似綺而細者也。和名阿夜。綾有熟線綾。長連綾。二足綾。花文綾。平綾等名。考聲切韻曰。紋。吳越謂小綾也。羅。唐韻云。羅此間云良。一名蟬翼。羅綺。羅亦網羅也。縹。毛詩注云。縹加止利縹也。釋名云。縹其絲細緻。數兼於縹也。緋。陸詞切韻云。緋。縹也。なとあり。箋注云。按文訓阿夜。綾有文故名。又云紋

綾。文也。說文無紋字。古單作文。又云羅。孝德紀訓。字須毛乃。天武紀持統紀訓。字須八多。今俗有呼レ呂者。疑良之轉。又云縹神功紀。孝德紀。古本新撰字鏡。緋字同訓加止利。谷川氏曰。蓋堅織之義。又云緋可三以訓。須々之乃。岐奴。訓爲加止利者。依縹也之注也。蓋堅織之急呼。絲細緻其數多。則所織縹必堅固。是所以得堅織之名也。又云緋神功紀同訓。谷川氏云。以緋字音爲訓。又急就篇注。緋生縹似縹而疎者也。とあり。さらは岐奴も緋布の一種と見るべし。また此を惣名とする時は。其意を得て。アヤ。ウ。スハタ。カトリノキヌノタクヒ。と訓てあるへきか。なほよく考へし。○八十艘船は。通證に。加波買未詳。あり。平家物語に。船夜曾布福と訓へし。さて八十船之調とは。仁德紀にも。十七年云々。於是新羅人懼之。乃貢獻調絹一千四百六十疋。及種々雜物並八十一艘。とあり。さるを記。九基に。新羅國主貢御調八十一艘とあり。記傳云。紀に依らば此に八十一艘とある一字は衍か。又は實は八十一艘なりけむを。紀には何れも一字を略きて記されたるか。と云へり。○高麗。記傳云。高麗は皇國にては古麻と云。其名れたるはさる事なれども。今もこの本に従へり。○高麗。記傳云。高麗は皇國にては古麻と云。其名義未考得ず。武郡云。和名抄武羅國部名高麗古末とあり。又字も狗とも書くこと。彼隣國に濊貊と云國あり。又後漢書に。句驪一名貊耳と云ひ。又其別種に小水貊と名くる者もあり。されは貊と云は。其あたりの凡ての舊名にやありけむ。と云り。輿地志曰。恒國都在。今江原道曹川府北十三里。昭陽江北。とあり。釋紀にも。後漢書東夷傳。大山深谷。東夷相傳以爲。夫餘別種とあり。此國の始祖は魏書に。高句麗者出於夫餘。自言先祖朱蒙。朱蒙母河伯女。爲夫餘王。

閉^ム於室中。爲^レ日所照。引自避^レ之。日影又逐。既而有^レ孕。生^一一卵。大如^三五升。夫餘王棄^レ之與^レ犬。犬不^レ食。棄^レ之與^レ豕。豕又不^レ食云々。遂還^三其母。其母以^レ物裹^レ之。置^於暖處。有^一一男。破^レ殼而出。及^三其長^一也。字^レ之曰^三朱蒙^一。其俗言^三朱蒙^一者善射也云々。夫餘之臣又謀^レ殺^レ之。朱蒙母陰知告^三朱蒙^一云々。朱蒙乃與^三烏引烏達等二人^一。棄^三夫餘^一東南走。中道遇^一一大水。欲^レ濟無^レ梁。夫餘人追^レ之甚急。朱蒙告^レ水曰。我是日子。河伯外孫。今日逃走。追兵垂^レ及。如何得^レ濟。於是魚鼈並浮。爲^レ之成^レ橋。朱蒙得^レ渡云々。遂至^三普述水^一云々。至^三紇升骨城^一。遂居焉。號曰^三高句麗^一云々。北史にも如此記せり。近き頃朝鮮國にて掘出たる。我允恭天皇三年と云ふに。彼高麗國にて建たりと云。東夫餘永樂王碑銘に。惟昔始祖鄒牟王之創^レ基也。出自^三北夫餘^一。天帝之子。母河伯女郎。剖^レ卵降出生^レ子云々。以下文とあるも合へり。鄒牟王は。姓氏錄長一名朱蒙とあり。さて史を合するに。朱蒙の元年は。崇神天皇六十一年にて。漢の元帝建昭二年。新羅始祖赫居世か二十一年にあたり。○百濟は。記傳云。久陀羅と訓り。此名の古書に正しく見えたるは。和名妙に攝太真と云人名あり。此名義末考得ず。此は久陀羅と云名のこなり。百濟と云名は。からふか北史に。初以^三百家^一。因^三號^一百濟と云。百濟の謂なるへし。○落合直澄云。韓史中。地名王名等は。悉て古代の韓語或は皇國語を以て記せるを。漢字を以て史を編纂するに至り。字義を取て附會せる事多し。譬へば百濟はタタラの略語なり。タタラ音通ず。百をタの音に用たるは。音の下を取れるなり。韓にては。漢字の音の下を取て。一音に用る事あり。該文の字母に當てたる漢字に由て知へし。高句麗碑文に。百發とも書けり。是韓語にして。字義には由らざるなり。織體卷に扶余扶余は別に一國なりしを。百濟は扶余の別稱とあれば。後に百濟の名に本邦に所謂假字なりと知るへし。と云り。と云り。もせしむるへし。又百濟王の姓は。多く餘と云るを。唐書には夫餘と云れば。此も此國名を取れるにこそ。とも見え。雄略卷に尉禮國とあるも是なり。子キラフクニと訓るは甚安なり。これもタタラノクニとこそ訓へけれ。東國通鑑に。聖禮は百濟の舊名なるよし云り。さて此國王の先祖は。續紀四十に。百濟遠祖都慕王者。河伯之女。感^三日精^一而所^レ生。また夫百濟太祖都

慕大王者。日神降^レ靈。奄^レ扶餘。而開^レ國。などあり。都慕王は姓氏錄にも處々に見えたり。かの朱蒙と云ると同人なりと云り。後漢書に。夫餘國云々。初北夷朱蒙國王出行。其侍兒於後姓身。王遣^レ殺^レ之。侍兒曰。前見^三天上有^一氣。大明奔走。南至^三掩淪水^一。以^レ弓擊^レ水。魚鼈皆聚^三浮水上^一。東明乘^レ之得^レ渡。因^三至^一夫餘。而王之焉。とあり。北史百濟傳に。右の後漢書に載たる事を記して。云々東明之後有^三仇台^一。篇^三於仁信^一。始立^三國於帶方故地^一。漢遼東太守公孫度以^レ女妻^レ之。遂爲^三東夷強國^一。初以^三百家^一。因^三號^一百濟。と云へり。さて三國史記東國通鑑等の書によるに。東明王に子三人あり。長を類利。次を沸流。次を温祚と云ふ。此温祚を百濟の始祖とす。後漢書に仇台と云ると。もしくは同人なるへし。さて史を合するに。其温祚の元年は。垂仁天皇の十二年。漢成帝鴻喜三年にあたり。○降於日本國。於日本國四字古本に無しとて。集解に刪れり。○二國王云々。自來于營外云々。此事いと疑はし。さるは記には。是以新羅國者定^三御馬甘^一。百濟國者定^三波屯家^一とありて。高麗國の事は始終見えす。また百濟國者云々とのみにて。其王の事もまた見えす。然るに此に二國王の自來^三于營外^一云々の事を。具に載たるに附て。記傳に云れけるは。此記にも。高麗百濟二國王云々の事をも記すへきに。高麗の事は凡て見えす。百濟も其王云々と云ことも無くて。只ふと定^三波屯家^一とのみあるは。卒にして由なく聞え。又屯家と定玉ふも。書紀の趣は三國にわたりて聞ゆるを。職體記に。夫住吉大神。初以^三海表金銀之國高麗百濟新羅任那等^一。授^レ託胎中尊田天皇云々。毎^レ國初置^三官家^一。爲^三海表之蕃屏^一。また海表諸蕃。自^三於中天皇^一。置^三內官家^一云々。欽明帝に。海表諸蕃移居之事。敬遠帝に。新羅國^三內官家^一云々。などある。皆百濟に局らす。官家と云り。萬葉十五に。新羅國に往^レく事。須賀呂伎能。等保能朝延等。可^レ其國。和多流我世波云々。ともあり。たゞに百濟に局りて云るなど。一わたりは如何なる如く聞ゆれとも。此は紀を熟考るに。此御卷四十六年の下に。遣^三斯摩宿彌^一于卓淳國云々。四十七年。百濟王使^三久氏^一。彌州流。莫古^一令^三朝貢^一。時新羅國調使與^三久氏^一。

共詣云々。かゝれば百濟國の朝貢初しは。同御世をから遙に後の事にして。新羅國を言向賜へる同時よりの事にはあらず。されは記に定渡屯家とあるも。後の事なるを。新羅を定御馬甘と云る因に。此段に一に運ては語傳たるなり。其王云々と云こと無きも此故そかし。又高麗國の朝貢しことは。百濟に准へて思ふに。應神卷に七年秋九月。高麗人百濟人任那人新羅人并來朝とある。是や初ならむ。假令此初には非ずとも。應神天皇の御世に至ての事をりけむ。されは此大后の御世の事に非るか故に。記には此に其國の事は云さるなるへし。若然らずは。彼四十六年の事。同御世の中にして。忽前後相違へるは如何や。かの四十六年の文は。其委曲にして。實に古記の事と聞えたり。況や高麗國は。百濟國より千餘里北方なりと見えて。皇國の今の路程百餘里距て。新羅へはまして遠ければ。此大后の新羅を征討ふ事を傳へ聞て。さて人を遣て何はせて。其人の遣りて後。其王新羅の御營まで参らむには。速くとも六七十日を經へし。然るに大后は。十月三日に津島より御船開し玉ひて。十二月十四日には。既に眞紫に遣り坐て。御子生れ坐りとあれば。新羅國に。さてまた屯家と定賜へることを。百濟に止り坐しと聞は。いくはくもあらしを。其間に彼王は。いかてかは御營に得参らむ。さてまた屯家と定賜へることを。百濟に局りて云へる故は。三韓諸國の中にも。彼國は後まで殊に忠信に親く奉仕りしかは。屯家の國とも取分てそ云けむかし。と云れたる然る説なり。さらは二國王の事は。此より遙に後の事なるか。因にかく語傳へたるものとすへし。但し矢野玄道説に。皇后崩坐し。年の冬十一月。新羅百濟高麗。みな皇后の崩坐を聞て。朝貢てそしかせ。此傳などに因るに。なほ此大御代よりや。朝貢そめけん。大御代を奉りける事。天書に見えたり。記傳に。高麗は應神天皇七年に。來朝し。初ならむと説れを。二典に偶うの事の漏しならむと云れたるは。さることなり。○欽を。本に欽に説れり。今永享本活字本中臣本に从る。○西蕃は。記傳に西のミヤツコクニと訓るよろし。御臣國の本の訓西ノトナリは。記傳に云れたる如く非なり。○内官家。家を並河本薩摩本中臣本とも倉と作り。本のまゝにてよろし。他卷にも内官家とあり。内とは。集解に按蓋不以外爲外。故稱内。と云るは。あまり理めきたり。たゞ内は親しみ睦みなり。

玉ふ稱なるへし。記には百濟國者定渡屯家とあり。記傳云。渡屯家は。師のワタノミヤケと訓れたる宜し。海を渡りゆく彼方に在るを以て。渡とは云なり。凡て海を和多と云も渡る意なり。 欽明卷に。海表彌移居。海北彌移居などあり。此海表海北などを。ワタノミヤケと訓へし。表字北字などは。意を以添たるものなり。 屯家の事は既云へり。抑外國なる百濟をしも。如此定められたるは。皇國內なる屯家に准へ賜へるなり。雄略卷高麗王か言に。百濟國者。日本國之官家。所由來遠久。欽明卷に。百濟造三丈六佛像。製願文。曰。天皇所用彌移居國。また百濟官家。孝徳卷詔に以三百濟國爲内官家。などあり。○三韓也。三韓は新羅高麗百濟なり。されと古代三韓と云るはしからず。通證に。考後漢東夷傳。百濟高麗外別收三韓と云るか如し。されは三韓は此御世の稱にあらす。後の稱を以て書れたること。是所謂云々とあるにて明らけし。此事は女なる記傳の取にしるし。 さて古代三韓の説にも。互に不同ありて混らしきを。記傳の説を擧て辨ふへし。其説云。三韓の事。漢國の代々の史ともを合せて考るに。先つ後漢書に。韓有三種。一曰馬韓。二曰辰韓。三曰辨辰とあり。辨辰をは辨辰韓とも辨韓とも云り。卞韓と云も是なり。かくて馬韓は西方にあり。三韓の内に大きにして五十四國あり。辰韓は其東に在て十二國あり。辨韓は辰韓の南方にて。此も十二國あり。魏志には。辨辰韓合二十四國と云て。其擧たる國名は二十六あり。此は辰韓と辨韓とを合せて云るか。まきはし。武郡云。後漢書韓。韓居。城郭衣服皆同。言語風俗自異。などありて。むかしより判ちかたかりしなるへし。 凡て彼書に三韓の事を記せる。統理なくくたしき多し。さて新羅國は。辨韓の中の一國にして。東方南方に海をうけて。皇國に最近き國なり。魏志に辨辰韓二十

六國を擧たる中に斯盧國と云あり。是なり。唐書にも新羅辨韓、苗裔也と云り。然を北史に。新羅者其先本辰韓種也。と云るは誤なるへし。辰字によりて。辰韓と辨韓を思ひまかへたる事。他書にも彼此あり。但し地は辨辰の内なれども。もと辰韓の種なりと云事か。とまれかくまれ辨韓の國なり。若辰韓とする時は。其南につゞきて辨韓あれば。東又南に海をうけたるに叶はず。又魏志に。馬韓の五十餘國の中にも。馴盧國と云あれど。其には非ず。さて百濟國は。後漢書に伯濟とある國なるへし。魏志に。馬韓五十餘國の内には伯濟國あり是なり。北史にも百濟は馬韓の屬なりと云り。新羅の西北方に在て。西方南方に海をうけ。北方にも小海あり。皇國へは新羅より參るよりも遠し。書紀の卷々に見えたるさまもまた然聞えたり。さて高麗國は。高句麗とも云て。古の朝鮮の北方にあり。三韓は皆其朝鮮より南方なれば。高麗は本は三韓の内國には非ず。故後漢志魏志などにも。三韓とは別に擧けたり。然るに高麗百濟新羅。おのゝ其傍なる國々をも併せなとして。漸々に此三國を強く大にされるに依て。後には自ら此三國を三韓と云ことにはされる也。漢國の南北朝のころよりの史どもにも。もはら此三國の傳あり。然れども神功皇后の御世の頃は。未此三國を並へて三韓と云る事はなかりしを。所謂三韓也と記されたるは。後の稱を及ぼしてなり。又今の朝鮮の東國通鑑と云書に。百濟を馬韓。新羅を辰韓。高麗を辨韓としたるは。百濟のみ然る事にて。餘は違へり。新羅か辰韓に非ず辨韓なることは。上に辨へ云るか如し。又高麗は遙に北方なる物を。南の極の辨韓にしも當たるは。いかな

る妄説そや。高麗や後に南の傍なる國々を併せて。強大になれりし世とても。其域をば辨韓には及はず。辨韓は新羅の有なるをや。凡てかの東國通鑑と云もの。取るに足らざるひかことのみ多し。と云れたるにて明らけし。なほ他にも云れしことどもあれど略けり。本書に付て見る。既く彼國の文獻備考にも辨したる説あり。さて此征韓の事に就て。落合直澄曰。神功皇后の征韓の事跡。韓史に載せずとて。人の疑ふ所となれり。是は我が古史の年紀に。誤謬あるに心付かされはなり。今古史の年紀を訂正して。之を韓史に比較すれば。一年の差異もなく符合するなり。皇后の征韓の役は。祇摩尼師今の十一年にして。三國史記。夏四月大風東來。折木飛瓦。至レ夕而止。都人説言。倭兵大來。爭遁山谷。王命伊弉理宗等。諭止之。とあるに當れり。説言とあるは誤なり。皇后の新羅を征し玉ふは。天助を得て。戦はずして新羅王伏罪せしことは。記紀に詳なり。此時人民は倭の大軍を見て。山谷に遁逃せしならむ。然るに戦もなく事済となりし故に。人民に諭告して其遁逃を止めしめしなり。後世に至り。此諭告の理由を知らず。説言の字を撰入せり。其證は十二年春三月與倭國講和にて知へし。と云れたるは。然る言のやうにはあれど。年代を私に訂正して云る説は採かたし。考の一助には備ふへし。

皇后從新羅還之。十二月戊戌朔辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀨也。

皇后從新羅還。此時對馬島に着給ひ。其より肥前國松浦に泊玉ひけり。其ことの見えたるは。玄道云。皇后傳時。御軍に從ひませる島國津命。此島の下縣郡佐須郡阿連村に。故ありて其子孫を留置て。龜卜又祭禮の法を遺し傳へませは。後分れて十家となれり。また木坂八幡宮社説に云。皇后和珥津に著玉ひ。其所に御子を八本發しおかる。後に崇奉りて才大明神とす。また上野郡三根郷佐賀村に著坐て。此に神旗を八流流し置玉ふ。これ木坂社の神體なりとす。豊岐島豊岐郡神水浦なる神本社説に。對馬より此に歸り著玉ひ。三韓に歸坐る事を。甚く悦ばせ玉ひし故に。勝本と名づく。後此に御社を建て。皇后を崇奉りてと云り。さて遂に松浦縣に御船を泊させ玉ひぬ。此は萬葉天平八年遣新羅使等か。同郡相島亭に泊られし時の歌。○辛亥は十四日なり。○譽田天皇。記に品陀和氣命とあり。記傳云。品陀は地名にて。今河内國古市郡に譽田村あり。即此村に陵あり。さて此地名古書にはみえされども。古き名なるべし。今世には

こんだと呼へども。其は後の訛なり。古は志紀郡に屬せり。御若かりしほど。其地に居住しなるへし。此天皇品陀與若玉の御女を娶たること見えたるも。此地に居住しに由あり。さて崩坐て。此地に葬奉りしも。初居住りし由縁にやありけん。抑此御名の事。御兄玉の御名と云近きに就ては。地名に非しかの疑もあり。彼河内の譽田は。此天皇御陵あるに依て。後に負たる名にて。元よりの名には非しかの疑もなきに非ず。雄略卷に。此御陵を譽田陵とあるは。譽田天皇の陵と云ことにて。地名の謂には非るへし。地名は蓬。蓬丘とあればなり。其外譽田と云る地名。古書に見えたることなし。然れどもかの品陀と云り。玄道云。後に此地名の見えぬは。大化の新令に。神名天皇の御名與若玉の品陀は。決く地名と聞えたり。決めかねてなん。と云り。玄道云。後に此地名の見えぬは。大化の新令に。神名天皇の御名與若玉の品陀は。決く地名と聞えたり。決めかねてなん。

○生。世に生さかしき學者とも。昔より應神天皇御降誕の御事を。種々に論ふこと絶えず。中には打捨おかれぬ妖言とも見ゆめり。されど其説を見れば。よくも古典を讀ぬよりの論なれば。取にも足らぬ事ながら。猶彼等の爲に一言を辨ふべし。仲哀紀八年己卯九月の神の御教言に。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。とある文は。さきに矢野玄道の説を出して。其處に註せしか。なほよく按に。其本文のまゝに心得て説かは。此時未た皇后は胎み玉はぬ以前の御事なり。今より神の皇后に御子を授け玉はんとすの託宣なり。されは有胎とよみ。其子有獲と。後を豫たる御言と見るべきこと。既に云り。同じ趣なれども。記の御教言は。凡此國者坐。汝命御腹。之御子所知國者とあるは。已に天皇崩御の後の御言なれば。仲哀紀に云るとは時異なり。坐。御腹と訓むべき事もとよりなり。但し此神の御言を。次の

一云には。九年二月の神託として。神謂天皇曰。汝王如此不信。必不得其國。唯今皇後懷妊之子。蓋有獲歟。是夜天皇忽病發以崩。とあり。かくては事もなく通えたり。仲哀紀の文のまゝに心得たりとも。右の説の如く見れば。更に疑を容るべきふしなし。さらは何時頃よりか胎み坐ると見奉らむに。其翌十月より十二月までには。必懷妊し玉ふべきなり。さるは其明年九月當開胎とたしかに見えたり。前年十二月には。已に懷妊し玉ひしこと明らかなり。八幡愚童訓に。明年二月の天皇の御言に。懷妊まして三月に成玉ふよし見えたり。其まては。未神の御上にのみ。豫め定めまして。皇后には未御身に知しめさぬ程の御事なり。さて右に見えたる

如く。九月には御開胎に當らせ玉へとも。其月より十二月まで。御産の延期し玉へるは。是即當時皇后御祈の驗なり。此御祈りの驗ありしことは。すへて神御上の事なり。何の疑かあらむ。是をしも疑はざる。上代の歴史に記しある神の御事は。みな疑はずはあるへからず。當時懷妊石の御故事も何も。みな徒事となりぬへし。さて其

年の十二月十四日に産れ玉へるなれば。すへては十三箇月にて生れ玉へるなり。十二三箇月にて子を生む事。昔も今もめつらしからぬと。一二をいはく。まつ聖德太子十二箇月にて生れたまひしこと。太子傳曆に見え。鎌足公傳に。大臣在孕而十有二月乃誕とあり。また夢應國師年譜に。母平氏願生男子云々。經三十三月方誕。而母無所惱。ともあり。かゝる事は今も眼前に見る事なり。疑ふまじき事を疑ふも。尋常にある事とは云乍ら。かへすくも。生物知の學者ほど。愚かなるものはなし。はやく本居翁も。此御降誕の御事を辨へられて。これを疑はく。天下の人の父。みな疑はしと云へし。と云置れたり。確言と云つへし。○字彌。記云。渡筑紫國。其御子者阿禮坐。故號其御子生地。謂二字

美一也。亦所纏其御裳之石者。在筑紫國之伊計村也。計。延佳斗に作るはさかしらなり。應神記には。生三於古訓本もわろし。今諸本に従ふ。筑紫之蚊田一とあり。然る時は蚊田は宇瀨の古名なりけり。さて此地は貝原氏説に。宇瀨社在糟屋郡宇瀨村。所祭之神一座。八幡大神相殿四座。乃大神之産土也とあり。記傳も此にまた記傳に。帝王編年記には。還筑紫一誕生譽田皇子。其産處筑前國那珂郡宮崎濱也。と記し。或説に。宮崎は應神天皇の胞衣を宮に入れて。此地に埋みたる故に。宮崎と名く。其しるしの松。宮崎の宮の邊にありと云り。宮崎の松をよめる歌。拾遺集にあり。しるしの松とよめるも。新拾遺にあり。抑宮崎には種々の説ありて。さたかならず。されど此御子に由縁ある地にてはあるへし。式に筑前國那珂郡八幡大菩薩宮崎宮。名神。さて又筑前風土記の趣は。宇美も子譽原と同處にて。怡土郡と聞えたり。武郷云。此風土記の文は既に引り。なほよく國人に問開て考定むべきなり。と云り。されど重胤云。國人の考に。今も怡土郡深江より一里許陸方に。片山村片岸村の名あり。長野村に蚊田と云田字もあり。和名抄に謂ゆる大野長野の二郷は。古の蚊田の地にて。今長野村に宇美社と申すあり。是そ其宇瀨なるへき。借伊計村は今池田村と云て。志摩郡に屬する所にて。同所に産宮と申す有て。其神體は白石にて橢圓なる。其寸法風土記に載るか如し。故に萬葉には伊計村を脱し。怡土郡深江村とあり。其文上に引く。記には深江村を脱されたるにて。其二方に別れおはし坐なり。と云へり。其産宮の神前に一木の梅あり。神功皇后安産の祈願に。韓地の梅を始て持歸りて。植させ玉ふと云傳へたりとぞ。以上土人説と云れたる説によれば。怡土郡なるそ。宇瀨の地にはあるへ

き。玄道云。宇佐雄起に。十二月被定置一之御産所。被遣内裏。同十四日辛卯。被懸御手於彼機。被一之時。王子御誕生。此時自龍宮城。御初衣御福八枚等といひ。石清水雄起に。蚊田と申すに。龍羽を以て産屋を造り。機木を倒に卓て。取着せ玉ひて。皇子を産奉り。彼木は頓て生着て今に有り。愚管抄にも。皇后筑紫に遷りて。宇瀨宮の機に取すかりて。應神天皇を以生奉り玉ひける。愚管抄に。機のことを當時の木は三度まで生替りたる木なれども。一校猶遺さる形なり。宇美機とて。國母仙院を始奉り。御産平安の御祈の御衣木に。此の機を用わらる。河津にて胞衣を洗はせ玉ふに。其血を飲し魚皆赤く成ける。今世まで言らす。など見え。記傳に。今も植付て。社内に大なる機樹あり。とあり。また常陸風土記天城郡下云。天城國造初祖。天津多那許呂命。仕。息長帶比賣天皇之朝。當。至品太天皇之誕時。多那許呂命有。子人八。中男筑波使主。天城郡湯座連等之初祖也。とあり。此記も抄本にて。委まことば知られぬ。御産湯のこと。に仕奉られし事も。韓國まで御從せられし事も。能く知られたり。姓氏録によるに。建許呂命は。天津彦根命の十四世孫なり。序にいひむ。同風土記行方郡田里。息長足日賣皇后之時。此地人名古津比古。三度遣。於韓國。重。其功勞。賜。田因名。とあり。又河野系圖に。彦根島命の御子の。伊豫國に下り坐せるか末裔に。三井といふ人あり。新羅退治に大將十人を遣されし中の一人なりと記せり。右等は。此御役の時にやあらん。また史官記。久安五年十二月下。宮内卿源時後朝臣。與。石清水權別當法印嚴清。相。論筑前國宇美宮。三味堂長野庄。と見えたるもよしあり。拾玉集に。かけまくもかしこけれとも宇瀨の宮。我が頼む君にしろあらはせ。夫木集に。正三位季經。諸人を以やくむ願あれはこそ。宇瀨の宮には跡を垂けぬ。西行。朝日さす香椎の杉に木結かけて。くもらす照らせ世を宇美の宮。武郷云。此歌にては。香椎の方を宇瀨の宮と爲たるなり。また志賀社説に云。筑前國志賀島に若玉。船より上玉ふとて。脱履かなふことを得たりと宣玉ひし所を。かなふの濱と云ふ。諸臣を率て島に上り玉ふ時。遙に望見玉ひしよりは。廣かりしかは。ひろしと宣ひし所を。廣の浦と云ふ。また宣く。朕婦女の身に。遠く韓國を征ち。功成れる事は。實に諸神の恩賜なり。殊に波瀾穩にして。舟恙なかりしは。偏に海神の御力なりとて。武内宿禰に命せて。幣帛を奉りて。報賽したまふ時に。御馬皆嘶て悦へる聲あり。因てそこを號て勝馬浦と云ひ。勅して志賀島を勝山と名つけ玉へり。若宮八幡宮社説に。十二月四日。勝馬濱より早良郡延津に若せ玉ひ。御衣裳の濕たるを乾し玉ひしより。粕濱と云。其夜鳥飼村に遷幸し。時。村長夕御饗を厭れるを。皇后悦玉ひ。諸臣に酒を賜ひて。此に宿らせ玉ふ後。此に御社を建て。若宮八幡宮と申すとぞ。御船名島に着し時。御留守に在しける諸臣。海濱に出て。異國は征平け玉ふやと問けるに。船中の人。異賊を以皆打ぬと答へし所を。皆打限といふ。名島濱に皇后御船の櫓なりとて。帆柱に似たる石七あり。櫓を編らしたる迹には。顔色なほ残り。かくて香椎宮に歸入らせ玉ひ。功あるを賞し。料あるは罪し玉ふ。此時の誠實賢臣甲塚と云ふもの。今濱男色に在り。並に貝原氏か歌なり。と云り。

一云。足仲彦天皇居筑紫樞日宮。是有神託沙摩縣主祖。内避高。國避

高松屋種。以誨天皇曰。御孫尊也。若欲得寶國耶。將現授之。便復曰。琴將來以進于皇后。則隨神言。而皇后撫琴。於是神託皇后。以誨之曰。今御孫尊所望之國。譬如鹿角。以無實國也。其今御孫尊所御之船。及穴戶直踐立所貢之水田。名大田爲幣。能祭我者。則如美女之祿。而金銀多之眼炎國。以授御孫尊。時天皇對神曰。其雖神何謗語耶。何處將有國。且朕所乘船。既奉於神。朕乘曷船。然未知誰神。願欲知其名。時神稱其名曰。表筒雄。中筒雄。底筒雄。如是稱三神名。且重曰。吾名向置男。聞襲大歷五御魂。速狹騰尊也。時天皇謂皇后曰。聞惡事之言。坐婦人乎。何言速狹騰也。於是神謂天皇曰。汝王如是不信。必不得其國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。是夜天皇忽病發。以崩之。

一云。永享本には一書云と作り。○是有神云々。仲哀紀八年秋九月。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰。とある時の事を。九年二月の事と爲て傳たり。是夜天皇崩とあるにて知られたり。○沙麼縣主。沙麼は周防なり。縣主ものに見えず。○内避高。國避高。松屋種。集解に。原於内避高國。避爲句讀。據古本改。按蓋縣主兄弟。若一族三人名也云々。松屋種以地爲名者。檢類聚鈔。長門國厚狹郡松室高都也。とあり。また薩摩本及住吉神代記に引る本文には。内避國避高松屋種とあり。上の高字なし。かくては一人の名の如し。○現は。字都志と云に同じ。現在の意なり。○如鹿角以無實國。本書に齊穴之空國とあるに同じ。無實本にウツケタルと訓めれども。本居翁の牟奈と訓るに従へし。鹿角は身無きものなれば。無身國と云ふかたまさるへし。○大田。近藤清石云。長門雜記に。大田は住吉郷の内に在り。住吉神社のまします所を山田と云ふ。其所より南の方に當れりと。へるが。今詳ならず。美禰郡大田村風土注進案に。日本書紀に。穴戶直踐立所献之水田名大田爲幣とある大田。この地なるへしと云へり。今も豊浦郡一宮より散米を納めに來る。先づ本村を始めとするは。古昔神領たりし餘波なるへしと云へり。按に踐立か齋山田を氏とすれば。住吉神社のあたり踐立か本居の地なるへし。されは大田は雜記にいへるか如く。住吉神社に遠からぬ地とおもはる。美禰郡の大田は甚遠し。さりながら散米納のこよ由縁あり。猶よく考ふべし。と云り。○爲幣。高葉五に末比波世武。六に幣者將爲。古今集にまひなしに云々。みな幣の字の意なり。紀中幣をも貨賂

をも讀り。賄賂をまひなひと云も。幣を贈る意より轉れるにて。本義にはあらず。言義は詳ならず。
 強て思ふに廻と同義ならんか。廻とは神また貴人の御前に立廻り仕奉りて。あるは匍匐廻り。あるは
 拜みなどして。至誠に敬ひまつるより出たる名ならんとおもはるゝなり。なほ考へし。○向置男聞襲
 大歷五御魂速狹騰尊。皇太神の荒御魂の御名なり。釋紀に。兼方案之。若大物主神之。御自稱歟と云るは更に疑なし。向置男は。本書に向津媛
 とある御名に同じく。向は皇大神の御本體の御許を疎らせ御在坐て。遙に對居給ふ義。此御名に依て。向津もムカホフと訓むべき事知さて媛を男と云へるは異なるか如くなれど。御本體は姫神には坐々せども。荒魂の雄々しく
 坐ますより。其御形狀を以て御名乗坐るなるへし。重胤云。向置男は向人男と云る事にて。此は女神に據らせ玉へとも。向來る益荒男神にも。面附せ玉ふよし也。記に汝者雖有手弱女。重胤云。向置男と云る事にて。雄偉しき神といへとも。聞惟速伏
與伊半迦布神。面附神。と有を取て心得へし。と云れたるはいか。聞襲大歷は未詳ならず。重胤云。向置男と云る事にて。雄偉しき神といへとも。聞惟速伏
書より誤れるか。管攝大歷は。管攝生と云義にて。管の枕詞なりと云れど。これも叶へりともおもはれず。五御魂は。本書嚴之御
 魂に同じ。速狹騰は。本にハヤサノホリと訓れど。重胤。本書に天疎とあると一にて。速は烈しき義。狹騰は
 疎にて。本つ御體に疎らせ玉ふ由の御名なり。なほ其意は次に云へし。○聞惡事之言坐。集解に坐字
 傍訓捲入として刪れり。信に衍字なるへし。さてかく天皇の詔ふ意を熟考るに。右の速疎の疎は。記
 傳六に。古書に多く放又離字などを訓り。今言にも遠者加留と云。即其意なり。さかるとさくるとは。
 自然なること。物を然爲るとの差別あり。と見えたる如く。去離るゝ意あり。また疎き意あり。故式の
 祝詞に疎物とも作り。また疎くなるを荒ふとも云り。萬葉に荒ふる妹などよめり。されは佐加留と云へは。疎ひ荒ひ遠さかる意あり。

御名告の上にては。たゞ荒魂に坐々せは。皇大神の本御體を。遠さからせ坐々由のみなるを。今天皇
 の大御心に。聞負坐る方にては。疎き意あり。荒ふる意ありて。速く烈しき方に取成し給か故に。聞
 惡き事とは詔へるなりけり。記傳には。速狹騰をハヤサノホリとよみて。速狹騰尊とは。天照大神にて。伊邪那岐大神。天御柱
 ともて云事を思ひてなり。貴人の死坐を。あかり坐と云故そ。と云れたる。もて天上に送り上奉り玉ひて。天上に送り坐る由の御名なり。さてこれを聞惡事と詔ふは。早く
 速狹騰尊を大御神なりとして詔れたるは。甚しき非事なれば信られず。○是夜天皇忽病發以前之。とあるは記の傳に同
 しかるへし。

然後皇后隨神教而祭。則皇后爲男束裝。征新羅。時神導之。由是
 隨船浪之。遠及于新羅國中。於是新羅王宇流助富利知干。參迎跪之。
 取王船。即叩頭曰。臣自今以後。於日本國所居神御子爲內官家。無
 絶朝貢。一云。禽獲新羅王。詣于海邊。拔王臙肋。令匍匐石上。俄
 而斬之埋沙中。則留一人。爲新羅宰。而還之。然後新羅王妻。不知
 埋夫屍之地。獨有誘宰之情。乃詭宰曰。汝當令識埋王屍之處。必
 篤報之。且吾爲汝妻。於是宰信誘言。密告埋屍之處。則王妻與國

人共議之殺宰。更出王屍。葬於他處。時取宰屍。埋于王墓土底。以舉王櫬。窆其上。曰。尊卑次第固當如此。於是天皇聞之。重發震忿。大起軍衆。欲頓滅新羅。是以軍船滿海而詣之。是時新羅國人悉懼。不知所如。則相集共議之。殺王妻以謝罪。

神導之。神下或本爲字あり。然るへし。並河本中臣本薩摩本には晋字あるは。爲の字の謬りしなるへし。○字流助富利智干。干を子に作るは誤なり智干下或校本に岐字あり。通體には蓋干岐之略とあり干岐は。上にも云る如く族名にて。王にも云へり。さて此王名は。彼籍ともに考なし。もしくは王族の人なるへし。○一云。永享本には一書云とあり。○禽獲。薩摩本に捉とあり。○臆。倭名抄形體部。膝骨。宿曜經云。膝骨師說比佐乃加波良。野王案。臆字亦作臆。阿波太古。俗云阿波太。今案臆與膝骨一名異實同。膝骨也。とあり。箋注云。按比佐乃加波良。與臆調加之良乃加波良同。今俗呼比佐乃佐良。又比佐加之良。醫心方臆調比佐。又調安波太古。又膝臆調加波良。神功紀臆肋調安八多古。新撰字鏡臆調比佐可美乃阿波太。とあり。字鏡集にも。臆同アハタコ。亦ヒサノホネ。ヒサノアヒ一作タ。と云り。○留一人爲新羅宰。姓氏錄右京皇別。眞野臣。天足彥國押人命三世孫。彥。蒼命之後也。男大口納命。百樹云納網之誤男難波宿禰。男大

矢田宿禰。後從氣長足姬尊。神征伐新羅凱旋之日。便留爲鎮守將軍。于時娶彼國王猶榻之女。生二男云々。兄佐久命。次武義命云々。などあり。此の宰は大矢田宿禰のことなるへし。宰は本にミコトモチと訓る。釋紀私記曰。師說含持天皇御言之人也。故稱美古止毛知。とあるか如く。天皇の大命を承はり持て往て。其國の政を執行ふよしの名なり。さて宰の始は詳ならず。上代より有じものなるへし。應神紀に海人之宰。姓氏錄仁德帝御世に。皇子湯沐宰などもあり。國司と云も是なり。仁德紀に遠江國司。雄略紀に任那國司などあり。これみな後世の國守とは異なり。みな臨時其人を撰みて定めたる宰官なり。○且吾爲汝妻。右に引る姓氏錄に。于時娶國王猶榻之女。生二男。とあるは。此王妻ならむかともおもはるれど。此大矢田宿禰。彼國にて殺されたる事も聞えねは。此はなほ別事なるへし。○窆は。説文に葬下棺也とあり。訓は下し居なり。○震忿。集解に。忿字怒に改めたり。されど本のまゝにてもありぬへし。○殺王妻以謝罪。この事東國通鑑。新羅沾解王三年に云へることあり。東國通鑑曰。魏嘉平元年。新羅沾解王三年夏四月。倭寇新羅。殺于老。初倭使葛耶古。聘新羅。王使于老。擯之。于老戲言曰。早晚以汝王爲鹽奴。王妃爲魯婢。倭王聞之。遣將軍于道朱君。來侵。王出居于榆林。于老曰。今日之寇。由臣言致之。臣請當之。遂抵倭軍。曰。前日之言戲之耳。豈意興師至此耶。倭人執之。積薪燒殺之。乃去。後倭使來聘。于老之妻請於王。私饗之。及其醉。使人執而焚之。倭怒。來攻金城。不克引去。とあるは。此時の事とはきこゆれども。かくては神功皇后五十年のこととなれり。されどこれは後にあり

しことを。こゝに引上て語傳へしものごとくも。さのみ妨あらず。これも記の紀年に據てみれば。符はずとも云かたし。なほこれのみならず。かゝる事往々あり。下にも次々云へし。

於是從軍神。表筒男。中筒男。底筒男。三神誨皇后曰。我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓于皇后曰。神欲居之地。必宜奉定。則以踐立爲祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田邑。

我荒魂令祭於穴門山田邑云々。此荒魂と申は。上に荒魂爲先鋒而導師船とも。搦荒魂爲軍先鋒とも見わたる御事なり。重胤云。此大神をば。次に出たる踐立。田裳見宿禰二人。共に供奉れるか。其大御船に搦奉り請奉らし荒魂神に。各相分りて。其船中にて仕奉れりし狀に所見たり。借かく新羅より還渡らせたまひし即。皇后の御許を離れて。急に山田邑に鎮坐むと定玉へるは。荒魂は外に出て活機く方の御魂に坐故に。其御軍を誘もひて。敵國に渡らせ玉ふ時などこそあらめ。事治れる後は。和魂の方を以。守らせ玉ふへき筈の事なる故に。然る御誨は有ける者なるへし。其は明年二月難波を指て上らせ玉ふ時に。御船の能進まさりしかは。務古水門に還坐て占へさせ玉へるに。於是天照太神

誨之曰。我之荒魂不可近皇后。當居御心廣田國。と託玉ひて。其御許を放り玉へると。同じ御事なるを曉るへき物なり。と云れたり。○津守連は。姓氏錄和泉國津守連。火明命。男。天香山命之後也。攝津國津守宿禰。尾張宿禰同祖。火明命八世孫大御日足尼之後也。津守。火明命之後也。天武紀十三年十二月津守連賜姓曰宿禰とあり。氏人は。皇極紀津守連大海。齊明紀大山下津守連吉祥あり。續紀萬葉に津守連通あり。さて舊事紀に。津守連等齋祠住吉三前神とありて。記傳云。記に墨江之津と云。神功紀に。表筒男。中筒男。底筒男。三神。誨之曰。吾和魂宜居大津。淳中倉云々。とあれは。住吉は本より津にて。津守は此津を守し由なるへし。西生郡に津守郷あるは。其人の住し里ならむ。萬葉十一に住吉乃津守綱引之云々。さて此氏の此神を以伊都久由は。神功卷に。荒魂を穴門に祠玉ふ時に。穴門直踐立を其神主と爲玉ふ由見えたり。其後に和魂を津國に祠玉ふ時に。かの津守連田裳見をば。その神主と爲玉ひしなるへし。さて其人にもあれ。子孫にもあれ。兼て津を守りしよりそ。津守連とは負けむと云れたるか如し。さて上に引たる氏人の津守連吉祥も。此社の神主にて。それは住吉社神代記の跋文に。以前神代記。己未年秋七月朔丙子注進。大山下右大辨津守連吉祥。以大寶二年壬寅八月二十七日壬辰。定給引勸云々。と云文見えたり。さて其文に引つゝきて。以前御大神顯坐神代記引勸云々。本緣起等。依宣旨。具勘注。所言上。如件。謹以解。天平三年七月五日。神主從八位下津守宿禰島麻呂。遣唐使神主正六位上津守宿禰客人。件神代記肆通云々。妄不可傳見。努力如前起請了。爲後人驗請

判。津守宿禰屋主。郡判依_レ請。住吉郡の判なり。擬大領外正六位下勳十二等津守宿禰知麻呂。擬主帳士師豐繼。少領外從八位上津守宿禰淨山。職判依_二郡判_一云々。津津縣の判也。延曆八年八月二十七日とあり。これは此氏人のこと。又此神代記の事など。しらぬ人の爲に。かく具に載しつ。なほ此氏人は。世々にも聞えて。續古今集津守國平。わか君を松の千年に祝ふかな。世々に津守の神のみやつこ。此人も此神社の神主なり。○田袋見宿禰。名義は次に云。此人は右の神代記に。船木等本記と云文の中に。津守遠祖折羽足尼子手搓足尼命とあれど。折羽足尼と云人。誰の子なりやは詳ならず。世々此住吉地に居しものなることは下に見えたり。手搓も田袋見も同じ。其由は。同社神代記に神功皇后の御事を。事竟還日産_二於茲土_一。宣賜事在_レ驗。一云。田袋見足尼取_レ石。搓_二御裳_一。挿_二御裳腰_一。祈白彦吾。廣國美土賜。爰脱_レ石落。因。耶波多佐波奈良波佐志止白。強。挾挿支。仍入幡止皇子。白隨祈賜止譽田天皇止號曰。故改_レ名手搓宿禰止詔賜。其石今在_二于伊都縣道側_一云々。此文古文のまことに記したるものならぬ。いさ讀か。とあるにて田袋見の名義知られたり。さるは皇后の御開胎の時に當りて。此宿禰大神の御託宜ありて。其開胎の期を。延奉らむ御祈言を白して。石を取て。皇后の御裳を搓て。御裳腰に挿み奉れるに依て。手搓宿禰と名を改めしとある。まつ搓_二御裳_一とは。いかなる由ぞと考るに。御裳の襦を搓み舉たるものと通えたり。さて搓字を充たるは。新撰字鏡に搓與留。又太毛牟。類聚名義抄にも。搓モム。ヨル。イトヨル。ナフなど見えたり。萬葉四に。吾以在三相二搓流絲用。また玉緒乎沫緒二搓而結有者。とあるもこれなり。字典などには。絲を結る義は見えぬ。古。字書には。必其義ありしものと通えたり。石を御腰に挿まむには。御裳

を舉すはあるへからず。さて此は神の御告にて。かく奉りしなりけり。もしさもあらさらむには。皇后の御體に。かゝる事此人などの仕奉るへきにあらず。さて其御託によりて仕奉りしより。手搓宿禰とは名を改めしとあるか。此より先の名田袋見ならむには。改めしとは云かたし。思ふに此より以前の名は。傳はらさりしなるへし。然るに重胤は。大同類聚方に。田面久須利。攝津國田面浦津守通主とある。此を神代方には。田袋浦の地名を以負る名なり。此地物に見當らず。唯。住吉の近邊にはあるへきなり。右の津守通主は。萬葉に所見たる。津守通主とある人に非しか。もし同人ならむには。其田袋浦は。正しく住吉の内在る小號なる事決し。と云り。大同類聚方に。疑はしき書なれど。神代方にも出たれば。田袋と云地名はありしなるへし。さるに。なほ今の住吉社地は。此人の舍處なること。此時奉りても其もとは。手搓宿禰の名より出たる地名と見るに妨なし。なほ今の住吉社地は。此人の舍處なること。此時奉りしこと。此神代記に見えたり。下の鎮坐の下に其文を引て云へし。また右の神代記に。神功皇后の御世頃。津守宿禰遠祖也。船司任職。と云ことも見えたれど。この田袋見宿禰とは。船司となる人か。また同族か。詳に知かたし。○爲祭荒魂之主。主。上永享本に神字あり。本の傍にも此二字あるは。さる本を校訂せるにや。さて穴門直祖踐立と云人は。國造本紀を考るに。景行天皇の時。空門國造と定玉へる。速都鳥命の子孫と聞えたるを。此事は仲哀紀に既に云り。こゝに近藤清石云。穴門直踐立は。豐浦郡豐東上村の大字浦。乃村鎮座。國幣中社住吉神社の舊大宮司。山田盛實の遠祖にて。系圖に。明立天御影命の裔。速都鳥命の子とす。同上の大字秋根村。村社吉宮神社(住吉神社の攝社)の祭神踐立にて。神功皇后四十九年八月創建と云。と云り。されど孝德紀。穴門國司草壁。連職經とあるを。豐浦郡住吉神社舊大宮司山田氏系圖。離都離に作り。穴門の直踐立十一世に系れり。此系圖に據れば。穴門直草壁連同氏なること明かなり。さらば重胤就たれり。俟徳命の後なり。さら。今神主と爲させ玉へるは。所謂上古は祭政一致也ければ山田氏の天御影命の裔と云るは誤りなるへし。なほ考へし。

今神主と爲させ玉へるは。所謂上古は祭政一致也ければ。國造にて神祭を兼掌らしめ給へるなるへし。○祠立於穴門山田邑。今まては御船上に令_レ坐奉_レしを。祠を立て其處に鎮坐しめ玉ふなり。此御社は。帳に長門國豐浦郡住吉坐荒魂神社三坐。井名。永萬記に一宮とありて。一宮記に。底筒男中筒男表筒男也。三代實錄貞觀元年正月。奉_レ授_二長門國從五位下

住吉荒魂神從五位上。とあるより。仁和二年十一月。授長門國從四位上住吉荒魂神正四位下。と繼々に見えたり。編年集成に豊浦住吉とあり。好古云。山田村府中西二十八町許。今云一宮村に在て。後世神后。八幡大神。高良明神。諏訪明神を。相殿に祭りて五坐とす。毎年十二月晦の夜。此社の神人と。豊前國早鞆明神の神人と。早鞆の沖に出て。稚海藻茹といふ神事を行ふて。元日の朝御饌に仕奉れり。昔者朝廷へもこれを献りしと云り。重胤云。臨時祭式。凡住吉社云々。豊浦郡封戸傷天者。便充御饌社。とある。住吉社は攝津申すは。和名抄に。靈日本紀云。美大萬一云。美加介と有て。名義抄に出たるも。美加介と云則有り。然れば御饌社と申す。御饌社と申義にて。是即住吉本宮を本と爲たる稱にて。荒御魂神社を申奉れる事。決きものなりと云り。

爰伐新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮。移于穴門豊浦宮。即收天皇之喪。從海路以向京。時麁坂王。忍熊王。聞天皇崩。亦皇后西征。并皇子新生。而密謀之曰。今皇后有子。群臣皆從焉。必共議之立幼主。吾等何以兄從弟乎。乃詳爲天皇作陵。詣播磨興山陵於赤石。仍編船緬于淡路島。運其島石而造之。則每人令取兵而待皇后。

伐新羅之明年は。即皇后の元年なる事下に見ゆ。さるは去年の十二月。譽田天皇を筑紫蚊田に生給ひ

て。其處に暫く留りたまひ。正月を今長門國の方へ幸行るなり。其御路次は。好古云。豐浦郡大分村に八幡宮ありて。古傳に。此年神后京へ上らせ玉ふとて。譽田皇子を率奉りて。大口嶺を越て。豐浦郡に出玉ふ。時に皇子に御乳を授らせ玉ひし地を。乳谷坂と號く。さて其處に出玉ふに。山中ながら廣く平なりしかば。跳躍て。かゝる山中にめづらしき大野ありと宣ひし所を。大野と云。かく山路に勞き坐て。小高き石上に坐て息ほせ玉ひ。四方を眺め玉ふ。其石を御腰石とて今に有り。大分村に到きて。其行宮に留坐る故に。後人こゝを宮の高といふ。此處にて筑紫の政を定玉ひ。陪從の軍兵を國郡へ歸し。縣主村主を所々に分遣さる。故に此地を大分と名て。神龜三年神託に因て。大分村に八幡宮を建て奉らる。字佐託官集にも。字佐宮よりも德派大分宮は我本宮なりと詔へり。上にあげ。○收天皇之喪は。前に無火殯斂を爲玉ひて。假に葬り玉ひし其屍を收めて。京に持上り玉ふなり。○從海路向京。記云。於是息長帶日賣命。於倭還上之時。因疑人心。一具喪船。御子載其喪船。先令言漏之御子既崩。如此上幸之時云々。とありて此紀と異なり。此紀の趣は。下に命武内宿禰。懷皇子。横出南海云々。皇后之船直指難波。とあるを。記の趣は。皇后も皇子も共に海路を直に上幸すなり。さて記に喪船を備へ給ふに就て。玄道説に。此は謂ゆる奇兵にて。實は御子命を。喪船には載奉らすて。下に擧たる如く。密に紀伊國に幸まさしめ奉り玉ひ。尙喪船は大后の御船と同一。難波を射て度さしめ玉へるなるへし。そはこゝに言漏さしめ玉ふといひ。下に空船を攻玉はむとすと有に。心を付て辨ふへし。また喪船の事は。記紀水炭相反せる傳の如くなれど。記は喪船の事を傳へて。密に紀伊國へ幸せる事を漏し。紀には紀伊國へ幸ませる事のみを傳へて。奇兵とし玉へる喪船の事を漏せるにて。何れも正しき傳なり。と云れたる。然る説とさきこえたり。○詳。字典に音陽詐也。通作伴。史記殷本紀。箕子詳狂爲奴。とあり。考本には伴に作れり。○興山陵於赤石。倭名抄播磨國明石郡安加志。集解に。陵在山田村。陵上有千壺。俗曰

千壹陵。とあり。この千壹陵は。己れも先年行て見たることあり。陵は須磨と明石との間の道はたを。五六町も入る丘山なり。何はか
り高くはあらねど。廻りに堀など處々のこれり。この山に。みかの大きき一尺ばかりなるか。いと多くはり居てあり
すへて頂も山のめぐりも。大かた同じさまに居たり。今はかけそこねて。掛け散れるか。なほ其まとなるもあり。其間に小き石をしき並へ
たるものと見えて。大三四寸ばかりなるが。こまかしこに。散けあり。此は此國にある石にはあらで。みな淡路島のなりと土人云り。これ
まことに。此時造れる御陵と云へといかもある。○每人令取兵。後紀八に。清麻呂之先。出自垂仁天皇。皇子鐸石別命
らん。かにかくに古き處にてはあるなりけり。三世孫弟彦王。從神功皇后。征新羅。凱旋。明年。忍熊別皇子有逆謀。皇后遣弟彦王於針間吉備塚山。誅
之。以從軍功。封藤原縣。因家焉。また姓氏錄右京和氣朝臣。垂仁天皇々子鐸石別命之後也。神功皇
后征伐新羅。凱旋歸。明年車駕還都。于時忍熊別皇子等。竊搆逆謀。於明石塚。備兵待之。皇后監
識。遣弟彦王於針間吉備塚。造關防之。所謂和氣關是也云々。弟彦王の事は。應
神紀に見えたり。とあるは此時の事なり。
さて玄道云。或人此條に因て。上古は農兵一なりしを知るへしと云りき。とあり。

於是犬上君祖倉見別。與吉師祖五十狹茅宿禰。共隸于甕坂王。因以為
將軍。令與東國兵。時甕坂王忍熊王。共出菟餓野。而祈狩之曰。祈狩。此云
于氣比餓利。若有成事。必獲良獸也。二王各居假賤。赤猪忽出之。登假賤。咋甕坂
王。而殺焉。軍士悉慄也。忍熊王謂倉見別曰。是事大恠也。於此不可

待敵。則引軍更返屯於住吉。時皇后聞忍熊王起師以待之。命武內
宿禰。懷皇子。橫出南海。泊于紀伊水門。皇后之船直指難波。于時皇后
之船迴於海中。以不能進。更還務古水門而卜之。

犬上君。景行紀に出。○倉見別。此人の事考なし。○吉師。記に難波吉師部之祖とあり。記傳云。
此難波は吉師部の郷里を云るなり。姓には非ず。故書紀には難波とはあらで。たゞ吉師とあり。書紀
に。難波吉士と云姓の人多く見えたるは別なり。思ひ混ふへからず。○武部云。難波吉士とあるは。み
な此の同姓なるへし。記傳に別なりと云れたれど。記に難波吉師之祖とあるは。なほ別なりとは通えず。吉師部は姓なり。姓氏錄
攝津國皇別に。吉志難波忌寸同祖大彦命之後也。難波忌寸。大彦命
之後也。とあり。此なるへし。阿倍氏の支別な
るへし。さて吉師部と負へることは。本地名より出たるか。今も島下郡に吉志部村あり。是此氏の郷里なるへし。
かくて此地名は。もと吉師の住けるより負るか。吉師
と云考の事は。阿知吉師の下に委く云へ。り○武部云。攝津志に有馬郡貴志村あり。はた吉志舞より出たるか。續紀十一に。攝津職奏吉師部樂とある是
なり。阿倍氏の人。昔新羅國より。大嘗會の日に歸參。されは此本末。地名より出たるか。決めかたし。さて又書紀繼體
卷に。吉士。老とあるを始めて。卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは。皆韓國の吉士に因れる稱に
して。此氏人には非ず。是又思ひ混ふへからず。とあり。さて大日本史なる氏族志に引る外記日記。及類聚符官抄に。
考へし。この事なほ下文多。吉士宿禰とあるを。或は亦此裔也と云れしはいかあるらん。
矣吉師の下見合すへし。○五十狹茅宿禰。記には伊佐比宿禰とあり。記傳云。歌にも伊佐智須區禰とあれ

ふ時に。皇后は播磨國まで進み幸ませりけむ。皇后播磨國に還幸ませること。風土記印南郡大國里なる伊保山下に。帶中日子命乎坐於神宮。而息長帶日女命率石作連大來而求讚岐國羽若石也。同國阿野郡羽床郡波以可。自彼處一度賜。未定御廬之時。大來見顯。曰云々。また楳保郡萩原里。右和名抄に見えたる地なり。所三名萩原者。息長帶日賣命。韓國還上之時。御船宿於此村。一夜之間生萩根高一丈許。仍名萩原。などあり。此御時の事なるへし。○命武内宿禰懷皇子横出南海云々。玄道云。此時上に云る如く。彼喪船と陽り言るは。津國に向ましけむ。御子命を木國へ幸させ奉られし事は。岡部東平云く。此は御心かよりなく。住吉にて戦ひ給はむ時。紀伊に廻るとも襲討むの策なりといへり。さもあるへし。と云へり。○泊于紀伊水門。玄道云。紀伊水門は。神武紀なる男水門とある地にや。紀伊名所圖繪の海部郡衣奈入幡宮の下に。古老傳云。應神天皇の御船。當郡大引浦に著し。夫より上陸したまひて。此地に行宮を建て。暫く坐しければ。土人尊ひて其趾に神宮を造り。後世八幡宮と尊崇奉ることあり。又同氏云。中古縁起に。むかし大三木浦に。岩守といふものあり。天皇を迎奉り。丹き盤に和布を盛りて。雙懸奉る。天皇岩守に登美の姓を賜ひて。子孫世々この地の下司職を許し玉ふと云事見ゆ。とあり。○直指難波は。攝津國河邊郡尼崎近邊に。難波村東西に分れたり。○還務古水門而卜之。水戸本薩摩本。務古を武庫とあり。和名抄に攝津國武庫郡武庫郷とあり。攝津志に。武庫郡東至河邊郡界。西至菟原郡界。南至海濱。北至有馬郡界。武庫郷今日武庫莊とあり。名義は住吉神代記に。神封河邊郡爲奈山。四至。限西御子代國堺山云々。御子代國今謂武庫國説。とあるにて明らけし。風土記に。皇后その兵器を埋ませ

玉ひし所を。武庫といひしを。今兵庫といふといひ。元亨釋書に。如意珠また金甲冑弓箭寶劍等を埋み玉ふ故に。武庫と曰ふと記し。道往ふりに。津の川つらに沿ひて。木深く物ふりたる山あり。鳥居たより。其邊の人に尋ね侍れば。これは昔足姫のもろこしの三の國從へかへり玉ひける時。此山によりひかふとなど埋給ひけるより。即て武庫山と申すとなんといへり。この山をまた六甲山ともいふなと云るはみな俗説なり。

於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可近皇后。當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主尊誨之曰。祠吾于御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居大津。淳中倉之長峽。便因看往來船。於是隨神教以鎮坐焉。則平得度海。

天照大神は。皇大神の本つ御體なり。さてトに現はれて誨玉ふなり。○荒魂不可近皇后。后を古寫本

ともに居に作る。集解にも改めて出せりさる事のやうなれども。なほ本のまゝにてありぬへし。上に住吉大神の御誨にも。和魂服三王身云々とあるか如く。王身即皇后の御身なれば。たゞに皇居と云にあらす。御身の上に就て詔ふ處なれば。必皇后とあるべきなり。さて今かく御誨坐る御旨は。御軍を出し。虜を征ち罰め給ふなどにこそ。荒魂の用は有けれ。皇后の御許近く坐々ては。其荒魂の進みに。御爲に善からぬ事もこそあれ。はやく御許を避て。鎮坐すへき處を定めよと。詔はするなり。これ即上に御名告坐る。嚴之御魂天疎向津姫尊と一云に。向原男前大屋五御魂速扶國尊とも申せる御名の。事の上に發はれ玉ふ處なり。本來惡き神と申には坐まさねども。荒魂の御上をば。本御身にては。其御行事を制し給ふ事は。得爲玉ふまじき所由のありて。かく御誨し坐るなりけり。上の皇后之船廻に於海中に以不能進とあるも。今ト事以て。始て大御神の荒魂の御行事なる事の知られたるなり。さてかく御船の海中に廻りて進まぬは。神の廣田國の地を欲し給ふかゆるなり。これ皇后の御爲に。善からぬ事爲玉ふにはあらねど。御舟の進まぬは。自ら善からぬ事とも成れるなり。○御心廣田。御心は廣といはんとての發語なり。次に御心長田國。また萬葉一に。御心乎吉野乃國とあるに同じ。萬葉云。此つとけ天皇の大御心よ善と稱奉れる謂にて。つとけたるならむか。さらば乎は餘といはむか。又例の之に通ふ言にて。味酒乎。未通女乎。など云平にてもあるへし。さて日本紀に御心廣田。御心長田などつとけたるも。大御心の廣く長きを。稱奉る謂なるへきに。倭名抄攝津國武庫郡廣田比呂多とあり。風土記。皇后到攝津國海濱北崖廣田郷。今號廣田明神是也。故號其海濱。曰御前濱。とあり。○山背根子は。姓氏錄攝津國神別に。凡河内忌寸。額田部滿坐連同祖。また國造天津彥根命の裔なり。國造本根命之後也。の次に山代直。天御影命十一世孫。山代根子之後也。山代直は神代紀に見えて。天津彥根命の裔なり。國造本根命之後也。の次に

あり。阿多根命は。廣己曾保理命同人か、又と見えたる時代を以て考ふるに。即此人にて。其女二人を以て二神を祭らしめ玉へるなり。さるは此人攝津國造として。故攝津神別に。入たるなり。其國に在しかは。國造にして部内の神社を祭る例に依れる者なり。かゝれば國造本紀に。凡河内國造。檀原朝御世。以彦己曾保理命。爲凡河内國造とあると。國造本紀に。二流に立たれど。其本一にて。河内山代の國造として。皇后の御時も。猶未分れずこそ有けらし。さて攝津は。河内に續きたれば。其國を。さてまた此に紛らはしき事あり。重胤云。神名式に山城國久世郡水主神社十座。並大月次新嘗。就中同水主坐天照御魂神。水主坐山背大國魂命神二坐。相嘗祭。と有る山背大國魂命神は。山代直の祖神なり。然るに姓氏錄山城國神別天孫に。水主直火明命之後也と有り。其天照御魂神は。乃火明命に坐て。天神本紀に。天伊岐志邇保命。山代國造等祖と有て。天孫本紀に。天火明命。亦名膽杵磯丹杵穗命。と有に合り。借其十座は。其紀に依て考ふるに。右の天火明命亦云天照御魂神を一として。二に天香語山命。三に天村雲命。四に天忍男命。五に建額赤命。六に建箇草命。七に建田背命。八に建諸隅命。九に倭得玉彦命。十に玉勝山代根古命にて。其數合るが如きに依て。延佳説に。天照御魂神者。天火明命。山背大國魂命者。玉勝山代根古命乎。と有れども。國魂神と申すは。其國作の事に功有る神に稱る例なるを。天孫本紀に。其命を山代水主者。雀部連等祖と耳こそ有けれ。然稱ふる由も所見されども。姓氏錄左京神別下天孫に。榎室連火明命十七世孫云々。于時古麻呂家在山城國久世郡水主村。と有れば。世々其水主村に住れしなり。然れども佗氏の神を祭らる可くも非れば。玉勝山代根古命と爲ども。違はざ

るか如し。然は云へ。右の山代根子命と。此命の山代根古も同じく。彼も山代直。此も同録未定姓に。山代直火明命之後者。と有れば。其定むる所を知らざるなり。續後紀に。承和十一年五月甲辰。奉_レ授_二山城國水主神從五位下。三代實錄に。貞觀八年十一月廿日。授_二山城國從四位下水主神從四位上。又讚岐國大内郡水主神社見ゆ。此水主神社二柱。共に用なき事なれども。右の山背大國魂命の事に就て注せるなり。同郡伊勢田神社三座と有を。或就に。按山背根子命。水主氏祖既詞之。因其女葉山媛祭。伊勢荒魂。亦建_レ詞乎。從祀同時所。顯雅日女事代主。と云り。右の山代根子命と。玉壽山代根古命と。同氏にして同名。同名にして同時の人の如く見ゆれば。何れにか傳の混れつる者ならむか。所思ゆれば。今其定むる所を得知す。と云れたり。猶よく考へし。通證に。延佳以爲_二天火明命孫玉壽山代根子命。とあり。是。と云り。○葉山媛。地名に依れる名か。○令祭。神名式武庫郡廣田神社名神大月次。相嘗新嘗。是なり。今西宮郷廣田村に在す。西宮人吉井良秀か。武庫郡式社記。御鎮坐地沿革の事の條に云。御鎮坐の始は。神功皇后の攝政元年二月なりし事は。既に歴然たれども。其始て齋祀り玉ひし地は。廣田の内はいつくなりけん知かたし。古記を見るに。數度御遷坐ありたればなり。始は高隈原と云ふ地に在しよしにて。今は其地の名さへ知るものなけれど。東山天皇の元祿の頃に書きたる。廣田西宮參詣獨案内と題せる冊子に。六軒新田の上。高隈原と申は。昔廣田大神鎮坐の地なり。とあれば。是を最初の御社地なるへきか。然れと六軒新田の上とのみにて。東なるへきか西なるへきか定かならず。甚後の記録に。風神社高熊原の麓に在りと在るを見れば。東の上にて。今の上原新田の西南に續きたる岡の上なるへし。此地を今の里俗雲雀山と呼へり。良秀此地に到りみるに。梯麥等の畑となれと。地相を考ふるに。南方海上を見齋し。左右に等しき岡山の禿兀たる。又後に武庫山嶺の聳ゆるは。得も云はれ

ぬ風致有り。且は總稱を上か原と云へる地の。坤位に指し出たるにて。高隈の名稱にも叶へれば。正し。最初の御社地なるへくおほゆるなり。と云り。文德實錄嘉祥三年十月。授_二攝津國廣田神從五位下。とあるより。つきく御位進みて。三代實錄貞觀十年十二月十六日。進_二正三位勳八等廣田神階。御_二加從一位。とあり。釋紀古本に。廣田國下に天照大神荒魂。二十二社注式に。或説曰。廣田者天照大神之荒魂也。可_レ謂_二神宮御同體。如_二式文_一者一坐也。現在五社。住吉廣田八幡を三社とし。南宮に松尾南宮まじ。八祖神といふに。大山咋神。嚴島明神。宗像明神まじて。已上五坐也と見ゆ。真勢云。現今祭神は。東より大神。同三即中央天照大神荒魂。同四。同五高皇產靈大神なりと云り。さて後の物なから。後崇光院御記。應永二十六年六月二十五日下。抑大唐蜂起事沙汰云々。又西宮荒夷宮震動。又軍兵數十騎。廣田社より出て東方へ行。其中に女騎之武者一人如_二大將_一云々。神人奉_レ見_レ之。其後狂氣云々。自_二社家_一注進。伯二位馳下尋_二實否_一云々。異國襲來勿論歟。又同八月十一日下。西國探題持範注進狀に。七月十五日。日付なり。合戰難義の時節。いつくよりとはしらす。大船四艘錦の旗三流差たるか。大將とおほしきは女人也。其力量へからず。蒙古の舟に乗移つて。軍兵三百餘人手取にして海中に投入。大將蒙古か弟。其外以下各のもの二十八人。少しは即時に斬弄。相殘七人は。上意によりてのほすへし。下。注進狀如_レ件。七月十五日探題持範判。雖_二末代_一神明威力。吾國擁護顯然也。此注進狀正説也。と記したまへり。天照大神の荒御魂の。奇しく尊きこといはまくもかしこし。○稚日女尊は。前に於尾田吾田節之淡郡所居神之有。と告玉へる即此神なり。さて此神

は。紀伊國伊都郡丹生都比賣神社の御事にして。此時功勳を顯はし給ひし事。同國續風土記を引く下に委く云へし。然るを宗像大神三女神なりと云る説あるはあらず。 ○活田長峽は。和名抄に入田郡生田以久多とあり。今生田村あり。攝津志。生田山在生田宮村上方。又名大福宜山。生田川源自長峽は。地のさまに據て名つけたるか。○海上五十 ○海上五十
 狹茅。通證に。倭名抄上總國海上郡宇名加美。延佳曰。國造本紀胸刺國造條。岐閉國造祖。兄多毛比命兒
 伊狹知直。定賜國造。疑此人也。今按國造本紀。上海上國造。下海上國造。俱天穗日命孫也。岐閉國造。舊
 事古事並爲天津彦根命之後。古事記曰。天菩比命之子建比良鳥命。上ウツカミ現上國造。下クハカミ現上國造之祖。とあ
 り。されと右に引るか如く。海上國造と岐閉國造と出處異なれば。儘に此人とも定めかたし。栗田寛
 は。此胸刺國造の條を誤と定めて。海上の五十狹茅と伊狹知直とは。異人と爲り。其説國造本紀考にみ
 ゆ。○令祭。式に攝津國八部郡生田神社。名神大月次 相嘗新嘗 とある是なり。三代實錄貞觀元年正月。正五位上
 勳八等生田神從四位下より。同十年十二月從三位とあり。攝津志に。生田宮村。廣前有井。曰梶原井。
 今近隣十三村。共預祭祀。裔神八前。成在域外と云へり。但し古昔の生田は。生田川の東にあり。今の生田は川より西にて。古生田の西南に當れり。と云り。 ○事
 代主尊。尊を考本に命に作る。集解に據り。例 ○御心長田國。御心これも發語なり。長田は倭名抄八田郡
 郡長田奈加多。今も長田村あり。○長媛は。事代主命の裔孫に長我孫長公見え。こよなる長媛も。共
 に長田に由ある名にやと。玄道云り。○令祭。式に八部郡長田神社。名神大月次 相嘗新嘗 とある是なり。三代實
 錄貞觀元年正月。從五位上勳八等長田神從四位下とあり。今も兵庫の西一里なる御社にて。攝津志に。

長田村與西代。尻池。池田。須磨。共預祭祀。神官大中臣氏。東瀛保元建久延慶年間國宣。建武天正中攝入文等。 とあり。さて右の廣
 田生田長田の社どもの事に就て。玉勝間に。欽明紀に四年唐國高表仁等到于難波津云々。即日給神
 酒。玄蕃式に。凡新羅客入朝給神酒。其釀酒料酒稻。大和國賀茂。意富。纏向。倭文。四社。河内國恩智一
 社。和泉國安那志一社。攝津國住道。伊佐具二社。各三十束。合二百四十束。送住道社。大和國片岡一社。
 攝津國廣田生田長田三社。各五十束。合二百束。送生田社。并令神部造。差中臣一人。充給酒使。釀
 生田社酒者。於敏賣崎給之。釀住道社酒者。於難波館給之。若從筑紫還者。應給酒肴。便付
 使人云々。此神酒を蕃客に給ふこと。思ふに神功皇后の御世の由縁あることなるへし。と云れたり。
 ○大津淳中倉之長峽は。今の津國の住吉郡なる住吉なり。攝津國風土記に。所以稱住吉者。昔息長
 足比賣天皇世。住吉大神現出而巡行天下。竟可住國。時到於沼名掠之長岡之前。前者今神宮。乃謂斯
 實可住之國。遂讚稱之云。眞住吉住吉國。仍是定神社。今俗畧之直稱須美乃叡とあり。四の國なるを
と云は。此の名 前者。今神宮南邊是其地。とあるにて明けし。然るを通證に。白井氏爲。萬原郡住吉社。者恐不。とあるを
を取れるなり。 前者。今神宮南邊是其地。とあるにて明けし。見れば。舊くより萬原郡なるを此時の住吉と云る説ありと
かえて。記傳三十にも。其説を語はれしとみえて。大津淳中倉之長峽は。和名抄に同國萬原郡住吉郷ある其處にて。今も住吉村と云ひ。本住
吉とて神社もあるなり。住吉村古名。ぬなくらの里と云しとそ。此地は武庫山の支別。南の方へ。長く引延たる尾崎にて。まことに長峽と
云へき地なり。今海邊へは村より七八町あり。さて今の住吉郡なる住吉は。後に移されたる處にて。此淳中倉之長峽とある地にはあらず。
今の地にては。神功紀に。云々直指難波。于時皇后之船廻。於海中。以不能進。更還移古水門。而卜之云々。則平得度海。とあるに
叶はず。萬原郡の住吉にてよく叶へり。傳六に是を今の住吉の地として云りしは。續しからざりき。さて今の地に移
し奉られし事は。高津宮の御時なり。として云れたる説はあれど。却りて非事なり。其説ともをば次々に辨ふへし。 大津は。船の泊
 る所なるに附て云。即住吉津と。淳中倉は。住吉神代記に。玉野國淳中倉長岡玉出峽御峽大神。今謂住吉

郡神戸郷住吉大神。とあるによるに。淳名倉は。此も玉に據れる名と通えたり。長峽は長岡なり。攝津志に。住吉郡住吉岡住吉村。松林四時蒼翠。風土記所謂沼名掠長岡即此。地脈與東生郡一連。故昔有長岡之名。一名岸野。又名玉出岸。とありて。今も岡の狀殘れり。かく岡のさまもさたかに長峽と云へき地なるを。菟原郡なる本住吉の方をさられたる説はいかに。

さて後今地に移せりと云ることも更に證なし。高津宮御世に。定墨江之津と云事はあれど。御社を遷し奉られし事は見えん。たゞが本住吉と云名に泥まれたるものなり。なほこゝに菟原郡にては叶はぬ事を一つ云へし。さるは皇后の四上し玉ふとさきて。忍熊王於此不可待。敵則引軍更返也。於住吉とあるを。菟原郡なる時は。皇后の御船。其住吉の地をよそに打過て上りまし。さて御船の進まざりしかば。武庫郡なる務古水門に還ますとあるは。地理叶はず。務古水門にては。菟原郡より東の方なるをや。敵の菟原郡に屯したるを見ながら。其よりも奥なる武庫郡に到坐へき謂。更に元事なり。されは忍熊王の屯。於住吉とある住吉も。今の住吉郡にてころ。よく叶へれ。且上にも云る如く。忍熊王の於此不可待。敵則引軍更返也。於住吉とありて。時皇后聞。忍熊王起。師以待之。命武内宿禰。領皇子。横出。南海。泊。于紀伊水門とあるも。今の住吉の方と見されは。紀伊國の方に廻り玉ふも。よしなきに非ずや。此一手は難波の方より。一手は紀伊の方よりすまみて。住吉を中に取こめて俄むとの。計策に出玉ふものなること知られたり。○因看往來船。重さるを記傳に。此時の文を引て。今の地にては叶はずと云れたるは。いかに見られたりしか。更に信られず。○因看往來船。重胤云。記に此時其三柱大神之御名者顯也。と所見たる如く。大神の行爲の。御名と共に顯はれたる始には有ける。其看は例の所知看す事を看と云にて。萬葉一に食國乎。賣之賜牟登。都宮者。高所知武等と。賣之と所知とを並云る是なり。守護字を麻母流と云も。目守にて。物に眼を着て。候居るを云て。此の看往來船と云むか如し。記なる其三柱大神の御言に。我之御魂坐于船上而云々と宣ひ。其を紀に神有諭曰。和魂服王身而守壽命。荒魂爲先鋒。而導師船と有る其を承て。則爲荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮と所見たり。此にて和魂神の看往來船と有と。其請和魂爲王船鎮と。事は一なるを以て。住吉大神の船路を守らせ御在し坐す。其行事の較略をは知るべきなり。と云れた

り。なほ上に。萬葉集の歌をも引て云る處あり。見合すへし。さて玄道云。往來ふ船を看行さむとは。天下の海上を來通ふ船を。悉く護らむと宣へるにて。異賊の船どもの來ることあらは。斥候て待拒むと云ふ意を。裏に含たる御語と聞えたり。所も多かるに。上件四社。ともに皇都に近き津國に鎮坐るは。深縁あることなるへし。と云るもさることなり。○於是隨神教。右に所見たる四柱大神等の御教は。みな御卜に現れて諭し玉へるなり。遷務古水門而卜之。とある一續なり。○鎮坐。住吉神代記には。右の神教の下文に。因則以手搓足尼。祭拜矣。難波長柄泊賜。酬駒嶺登坐時。奉寄甘南備山。大神重宣。吾欲住吉地淳名掠長岡。玉出峽時。皇后勅誰人知此地。今令問賜地。手搓足尼居住地也。在然者。替地賜手搓足尼。可奉寄大神。宣賜時。進手搓足尼啓。今須不賜賜地而隨大神願賜。以己家舍地等。奉寄於大神。已了即大神住賜。因如御意。改號住吉國。名定大社也云々。とあり。こゝに難波長柄泊賜とあるにても。菟原郡の住吉にあらさること。明らかにしられたり。此御社の事は。神代紀に既に注るか如く。即式に攝津國住吉郡住吉坐神社四坐。地名神大月。次相嘗新嘗。此に同じと見ゆ。此にて四坐の本説明かなり。記紀の撰みありし和銅靈龜よりは後。延喜よりは前に。四坐とはなれるなるへし。記には。三柱神者墨江。之三前大神とあり。されと皇后の相殿に祭られ玉ふ事も。既に其御世に定まりたる事にて。住吉神代記に。亦皇后之御手物。金絲搦利麻桶筒持一尺。鏡四枚。釵梓魚鹽地等寄賜。吾與御大神。共相住詔賜。御宮定賜云々とありて。當昔より四坐なりしかと。官牒に載せまつりし

が後の事なりしなるへし。玄道云。御社の事を略抄出むに。天書に。欽明天皇元年九月五日己卯難波
 に行幸し。六日庚辰祝津宮に進幸て。勅使を遣して。住吉神を祭らせ玉ひ。民に位また帛を玉ふ事各
 差あり。初て新羅を征け玉はむとてなりといひ。伊呂波字類抄に。日本紀を引て。天武天皇十三年乙
 酉。天皇攝津國住吉社に行幸して。神田三十町を御酒料に玉ふとあり。此事今本には見えす。此大神
 は海上は更なり。異國の事に與り玉ふ神にまさ故に。西土へ御使玉ふ時には。必奉幣使を遣はされて
 御祈あり。臨時祭式に。開遺唐船居祭。住吉祭云々。右神祇官差使向社祭之。とありて。祝詞式
 に其祝詞を載られたり。此祝詞はいと古代に遺唐使ありし時のなるへしと。大祝詞後釋末條に説れた
 り。上に出せる萬葉集なる天平五年長歌をも此に考合すへし。同集にかけまくもゆふしかしこし。住
 吉の荒人神。船舶にうしはき玉ひ。船舶にみたふしなまして云々。土佐日記に。柁取のいはく。此住吉
 の明神は。れいの神をかし云々。ぬさを奉り玉へといふ。いふに従ひてぬさを奉る。などあるを始め。
 源氏明石巻等にも。大神の海上を守り給よし書けるは。皆本文の故事に據りて。世間にもかく言傳へ
 たればなり。さて古語拾遺に。至磐余稚櫻朝住吉大神顯矣。といひ。且皇代記皇代畧記などにも。
 住吉神顯形とあるは。本文に出せる古傳を指せるにて。記傳にも。此時に實に御形を現玉ひけんよ
 し説れしは。然る説なるに因て按ふに。いせ物語に。昔御門住吉に行幸し玉ひけり。われみても久し
 くなりぬ云々。おほむ神現形し玉ひて。むつまじと君はしらすや云々。などなり。と云り。さて他例

に因るに。此大神を祭る主を脱したり。集解に。按不載所祭之人。今住吉祠官爲津守氏。則上文
 所謂田裳見宿禰。若其族奉而祭之者。と云り。まことにさることなり。攝津志に。境域東西九町南
 北四町。小祠三十餘。神人二百餘家。板屋。拍津守。大宅。神奴。大領。高木。謂之神主七家。惟津守氏位
 其上。謂之社務。と云り。なほ上の津守連の下に委く云るを見るへし。式和泉國大島郡開口神社ありて。志云。在甲斐町東。住吉舊記云。開口大明神者。伊弉諾尊御子。事跡國勝長狹也。後合祭生玉明神。井頭天王。爲住吉之外宮。故朝廷二十年一度。毎造替住吉社。當社亦造替。當地元開口村。木戸村。原村之間。故俗號三村大明神。按住吉遺傳金物用途支配記。有預所案主刀。今録。とあり。天野信景説にも。和泉國大島郡開口村。眞住吉社。鹽土窟にて。俗に三村大明神と云ふ。神功皇后尊征之時。尊奉られし故。此地に御祭りて。住吉の別宮とす。と云れたり。 ○則平得度海。かくそれ／＼に鎮坐へき處。また其神主をも。定め控て玉ひしかは。大神等の御心と。かの進まさりし皇后の御船も。平かに進みて。海を度りましきことなり。さるは此時未住吉には。忍熊王の軍兵とも也してありければ。其處々に遷し坐さしむへきにありす。かく觀て玉へりし事を。後より其時直に鎮坐さしめ玉ひし狀には記せるなり。よく願ふへし。

忍熊王復引軍退。到菟道而軍之。皇后南詣紀伊國。會太子於日高。以議及群臣。遂欲攻忍熊王。更遷小竹宮。小竹。此云之奴。適是時也。晝暗如夜。已經多日。時人曰常夜行之也。皇后問紀直祖豐耳曰。是惟何由矣。時有一老父曰。傳聞如是。惟謂阿豆那比之罪也。問何謂也。對曰。

二社祝者。共合葬歟。因以令推問。巷里有二人曰。小竹祝與天野祝。共爲善友。小竹祝逢病而死亡。天野祝血泣曰。吾也生爲交友。何死之無同穴乎。則伏屍側而自死。仍合葬焉。蓋是之乎。乃開墓視之實也。故更改棺槨。各異處以埋之。則日暉炳燦。日夜有別。

忍熊王復引軍退。住吉に屯せりける軍兵を引て退玉ふなり。この時忍熊王軍を退して。五十餘茅を將軍として。船に向ひて。空船を攻給はむとせし時。御方には。難波根子建熊命を將軍として。その長船より軍を下して。相戦はせ玉へるに。遂打勝てける故。忍熊王は軍を引て。山城國菟道の里まで退かれしなり。武甕槌の事次に見ゆ。さて皇后此時。攝津國には着玉ひしなり。上に引たる當國風土記に。美奴賣 神條に次に還來ませる時。美奴賣神を此浦に祭り坐て。御船を留おかして。神に献り玉へる故に。此地を美奴賣と名つく。一の傳に。この船いと鳴響みて。牛の吼るか如くて。自然に對馬海より還坐けるが。此地に到りて動かさりしかは。ト合させ玉へるに。神靈の欲し玉ふ由。兆に現れし故に。こゝに留め還坐ぬとも云。此社は。蝦に八部郡改實神社とあるを。攝津志に。在菟原郡岩屋村。今稱三社。與大石味泥。共預祭祀。式載。八部郡。とも。數馬浦連。巨八部郡海濱。上古澤曰。敏馬。ともあれは。後に菟原郡に隸たりと見ゆ。かくてまた矢野玄道云。神名帳標注に。同國西生郡座摩神社を。神功皇后の凱旋の日。此所にて飲食したまふといひ傳ふ。社傳に神社の神幸の地に。鎮坐石といふありて。俗に皇后憩息石といへる。これ舊宮の跡なりとぞ。此神を皇后と申すこそ信られね。彼社に傳は

れる。新田義貞朝臣元弘三年に奉られし願文に。座摩太神宮者云々。日本之靈神也。助神功皇后。照神威於萬里之海上。楠正成卿の同年願文に。夫以座摩之神者。神功皇后護身而。百王鎮護之靈神也。など見えて。いかにも皇后に縁ある御社と聞ゆれば。此に御船の船しと云は實ならむか。と云るに附て座摩神社の事を考るに。此も住吉神代記に。猪加志利乃神二前。一名爲婆天利神。(元大神居坐爲唐飯所聞食地。)右大神者。難波高津宮御宇天皇之世。天皇子波多毗若郎女之御夢。奉喻覺良久。吾者住吉大神之御魂曾止號。爲婆天利神。亦猪加志利之神止託給支。仍神主津守宿禰令齋祀。祝仁爲加志利津守運等奉仕。奉宛神戶二烟神田七段百四十四步。即在西成郡とありて。もとより縁ある御社なり。好古云。此時御船の軸の著し所を。軸の町と云ふ。泉州堺邑にありて。兼邦百首注に記せり。新羅王が奉りし八十艘の貢船も。境浦につまぬ。故に昔は境を八十浦と云しなり。和泉志に。大島郡輪松村。俗傳神功皇后三轉凱旋。繫九艘於此岸松樹。因有輪松九艘小路等名。○到菟道而軍之。菟道は倭名抄山城國宇治郡是なり。此時の京は。近江國志賀高穴穗宮なるへければ。此王等も其處におはしけん。故倭國には入坐すて。近江の方へと菟道まで退き坐るなり。東平云。皇后の御威勢猛くおはし坐て。御船より下立せ給へる御氣色。當るへうもあらさりければ。さばかりおほし構へたりける忍熊王の待軍も。矢の一筋をも射放たず。菟道まで退きて。もりかへし。再銳氣を養せ給ふなり。かゝる事文面になしど。疑ひおもふ人必有へし。此なん紀文にかくれたる餘情なる。かく説されは。天神地祇の御誨も徒事となり。また忍熊王のさはかり勇猛く待建ひ玉ひつる御いきほひにも似す。住吉を退き玉ひけるゆゑ。明かならざるに非すや。よく／＼事實をたどりて合せ

考ふべきなり。さて皇后はそれ追討むともせさせ給はず。まつ紀伊に行幸て。皇太子に日高にて會合
 まし。群臣と計議て。小竹宮に遷らせ給ひしなり。と云り。記には忍熊王不_レ畏_二其_レ態_一。與_レ軍待向之時。
 赴_二喪_レ船_一。將_レ攻_二空_レ船_一。爾自_二其_レ喪_レ船_一。下_レ軍相戰_二云々_一。故追退_二到_二山代_一之時。還立_二各不_レ退_レ相戰_一。とあり
 て。忍熊王の軍追れて。山城國までは引退つるか。山城國にて留りて。又軍立して還向ふなり。○皇后
 南詣_二紀伊國_一。和泉志日根郡波太神社の下に。縁起を引て。相殿に坐す八幡宮の源起は。神功皇后征_二
 新羅_一歸時。從_二務古水門_一詣_二紀伊國_一。繫_二御船_一于鳥取玉津。武内宿禰懷_二皇子_一遊_二海岸_一。後其地建_レ社祭
 之。今貝掛_二邑_一指出森。其地也。また波太宮鳥取氏祖神角疑魂命也。末社有_二天湯河板舉之社_一。とも云り
 とあり。此時の事なり。○會太子於日高。日高は倭名抄紀伊國日高郡比太加とあり。さて太子は上の
 例に據に。皇子とあるべきなり。此に太子とありては。三年の文と合はずいかと。されどこゝにかく
 ある。古傳のまゝの文には有けると。訓傳に云れたる言なり。○小竹宮。和泉
 志。和泉郡小竹宮。古蹟在_二尾井村_一。乃舊府也。とあるは。地たかへり。紀伊國那賀郡。今志野村あり。即
 小竹なりと。紀伊國續風土記に云り。次に云。さて日高より都に上り坐る御路は。續風土記に云。名
 草郡龜山の東南二十餘町。安原庄江南村あり。村の北に津田浦あり。神功皇后の御船の着し處なり。
 皇后筑紫より凱旋の時。譽田皇子に日高郡にて會玉ひ。夫より皇子と共に大和に還らせ玉ふ時。此所
 に御着岸ありて。これより陸路都に上らせ玉ふ。今此地に御船山御臺櫃山などいふ舊跡。儼然として
 存せり。其詳なる事は
 安原庄にみゆ。また云く。相坂村八幡宮。祀神神功皇后。應神天皇。武内宿禰合殿。九尺末社二社。

若宮高良明神社。三尺稻荷社。村の坤山の半腹にあり。安原八幡といふ。當村及江南。松原。井戸。馬
 場。新出島。六箇村の氏神なり。神功皇后三韓より御凱旋の時。本國に到り給ひ。都に遷幸し給ふに。
 日高郡衣奈_二庄_一より御船に御し。此地に上陸したまふ頓宮の跡なり。意ふに此地。武内宿禰誕生之地な
 れは。驛を駐め玉へる事知るへし。其後神祠を造營して。御神靈を祭り奉る。是より御經歷の地皆祠
 あり。且來。野上。實志。是なり。
 事各其地に見えたり。此地を其初とす。また江南村御船山記。この碑文は。天保七年
 仁井田好古撰とあり。あり云く。名草郡
 安原庄。豈古之所謂阿備者耶。今其地東瀨_二山岡_一。西枕_二平囀_一。而村者五焉。在_レ北者曰_二井戸_一。其南馬場。在
 東者曰_二相坂_一。其南松原。其南江南。松原之東數百步曰_二栢原_一。景行紀所載屋主忍男武雄心命。居_二于阿備
 栢原_一。是也。江南之西北二百步曰_二津田浦_一。田中有_二兩土堆_一。土人呼曰_二御船山_一。傳言西宮神來_レ自_二西國_一。
 泊_二船於此_一。捨而就_レ陸。船化為_レ山焉。今江南村中有_二神祠_一。曰_二西宮_一。相傳祀_二神功皇后_一。所謂西宮神謂_レ此
 也。按_二書紀_一。神后降_二三韓_一之明年。旋_レ軍向_レ京。命_二武内宿禰_一奉_二太子_一。而出_二南海_一。泊_二于紀伊水門_一。舟師
 直指_二難波_一。既而神后亦南詣_二紀伊國_一。會_二太子於日高_一。更遷_二小竹宮_一。今那賀郡有_二志野村_一。即小竹也。二宮
 就_レ陸之地。史缺焉。今詳_二其事蹟_一。考_二之地形_一。安原庄是也。所謂御船即謂_二二宮之御艦_一耳。土人所傳不
 虛矣。自_レ此至_二京師_一。車駕所_二經歷_一。地名往々可_レ考焉。其駐_レ驛之地。作_レ祠以祀_二八幡祠_一是也。曰_二相坂_一。
 曰_二且來_一。曰_二野上_一。曰_レ岸。是其近而著者也。蓋武内大臣生_二於栢原_一。則此地必當_レ有_二其親故族類_一。之奉_二迎車
 駕_一者。大臣輔_二二宮_一。而到_二于此地_一。固有_レ由焉。今此地去_レ海二里餘。然猶稱_二津田浦_一。此古名之存_二于今_一者

奈比。於許奈比。都美奈比。麻加奈比など活く奈比なりけり。さて此阿豆奈布さまをいふ時は。志久志。志支。志祁禮と活く事。源氏物語にあつくとあるにて心得らるゝなり。さて此事の所作進退の方につきて云ふ時は。阿都加不と云ふ格なり。同言にても。那行と加行とにて。言の條理か違ふこと。よくく思ひ見るへし。ナフは種をなふなどいふこと。なづさはる方よりいひ。カハン。カヒ。カフ。カヘといへば。すへて物の所作進退にかゝ。かゝれば阿豆那不は。網纏するあまりに。悶熱懊惱なる義のよしること。いかにも奇麗なる言語の條々なり。かゝれば阿豆那不は。網纏するあまりに。悶熱懊惱なる義のよしは著明けれども。いかなる故ありて。常夜行くはかりの甚しき罪とはなれると。つら／＼考るに。小竹祝と天野祝とか交友は。後世のいはゆる念契にて。男色の最初なりしにこそ。此二人の祝のこと。何をあかしにて男色とはするぞといはんに。いかなる美友にもあれ。一人か逢病ひて世をさりたればとて。自ら奉仕る神事をも捨て自殺せんこと。かけてもあるまじきいはれなればなり。なほいはち。その死別をかなしむあまりに。同穴の言だてして。屍によりそひて自殺したらむさま。全。今世の男女の情死に同じきそかし。と云り。今云。此二人男色の穢行により。合葬までせられしを。天野神小竹神の怒りて。天日を遮り給ひたりしと云るは。まことにさもあるへくきこえたり。○小竹祝。通證に神社及系譜未詳とあり。上に引る天野社記には。神野祝とあり。○天野祝は。丹生祝氏なり。天野は紀伊國續風土記に。伊都郡天野莊阿麻。總三箇村。上天野村小名。神田村。下天野村。小名大。總て三箇村。志賀莊の東北にして。官省府莊。慈尊院村の西南三十町にあり。東は古佐布莊利。御原。。南は花坂村に隣り。西は四村の莊に接し。北は三谷莊。官省府莊に界す。東西南北大抵一里餘。天野の稱。始めて書紀神功皇后紀。及天野祝文に出たり。地の形勢を按るに。四面山巒圍繞し。其

中儘に平坦あり。高峯の上なれば天野と名づく。其平坦大抵長きを斷ち短を補ひ。東西十五六町。南北三町。古き書には天野澤といへり。今猶莊中往々澤の名残り。下村の下流。兩山の尾崎出て。其間甚狭き所を堀切といふ。里人傳へいふ。當莊古澤なる時。此所を堀開きて水を流したりといふ。莊中小名十六所あり。皆上下二村に總括す。上下二村の名は。水の流れによりて名づく。土地寒く地味惡し。永正の文書に。天野藪垣内の名あり。又寛永の文書に天野奥村の名あり。井に天野。其の地皆詳ならず。上天野村。小名。官省府莊。慈尊院村の西南三十町許にあり。小名あり峯と云ふ。此地山巒四周して。幽僻の地なれども。天野明神鎮まり坐る地なるを以て。常に參詣の人多し。年中神事祭禮も多き故。高野の僧徒常に往來し。或は來り遊ぶ者も多し。因りて村中旅舎茶店等あり。又滑稽様の事をなし。遊戯の業を産業とする者多く。山中寒陋の風少し。さて天野明神社は。丹生四所明神社。一宮丹生津比咩大神。二宮丹生高野御子神。三宮筒飯神。四宮嚴島神。右四所明神の内。一宮二宮は丹生高野二柱の神にして。住吉より此地に鎮まり坐せり。三宮四宮は。中世以後加へ祀る所にして。合せて四所明神と稱ふは。いと／＼後の世の事なり。祝部丹生氏は。紀國造と同家にて。住吉より當社に奉仕して今に至る。中世以來高野山檢校社務を兼職し。一山最尊崇を極るを以て。諸殿雜舍大に備はり。最も壯麗を盡し。祭祀神事怠慢あることなし。一宮丹生津比咩大神。延喜式に曰。丹生津比女神社。名神大月。本國神名帳曰。正一位勳八等丹生津比咩大神。とある是なり。丹生津比咩は。伊弉諾伊弉册二尊の御兒。天照大御神の御妹にして。稚

日女尊と申し。

武郷云。當國天野丹生惣神主家系圖に。始祖天魂尊。次に高御魂尊。次に血魂尊。次に安魂尊。次に神魂尊。次に雅日女尊。稱。丹生津姫尊云々。據。上代本記及縁起之意。天照大神之御妹也。神武天皇之時。祭。祀于大和之國丹生之川上。

り本國和歌浦玉津島に鎮まり坐せり。神功皇后新羅を征伐し給ひし時。此神赤土を以て。功勳を顯はし給ひし故。皇后凱還の後。伊都郡丹生の川上。管川藤代峯に鎮め奉れり。

管川今箇香と書す。藤代峯。土人水居。又石堂峯或は千粒嶽ともいふ。古者傳へて藤代峯といひしといふ。其地は。上箇香。東富貴。和州坂本三村の界なり。此邊より流れ出る川を丹生川といふ。西北に流る。事五六里にして。紀川に入る。此峯より東の方。和州に流る。川を。又丹生川といふ。神武紀に丹生川上といふ是なり。此邊總て赤土を生ずるを以て。丹生の名あり。又上箇香村より川上。東へ登る事三十町許に。天照大神願ひ給ひし舊地といふあり。うは丹生明神の訛傳なるへし。又下箇香村の四川の下に。明神岩といふあり。土人傳へて箇香明神の影向石といふ。是又御鎮座の時。始めて下り給へる石なるべし。今上箇香村に。丹生四社明神を祀りて。莊。そは此御神の居。よく欲し給へる處なるにや。

是より一神兩所に分れ立ち給ひて。御名も別に稱へ奉れるなり。書紀に雅日女尊。之曰。吾欲。御神の事備はるといふべし。是より一神兩所に分れ立ち給ひて。御名も別に稱へ奉れるなり。事代主神。初は阿。後皇后を助けて功勳を顯し給へるにより。攝津國長田に鎮め奉る。式に阿波。國にては。本代主神社といひ。攝津國にては。長田神社といふと同例なり。

つといへとも。毎年九月十六日。神輿玉津島に遷幸なし奉る。名つけて濱降の神事といふ。又紀伊國造と天野祝部とは。共に大名草彦の子孫にして。玉津島神は。國造の齋き祀れる所。丹生神社は天野祝部の齋き祀る所。神輿遷幸の事も。日前宮の神と。天野の神職と共に同く事を執行ひし事。皆異神ならざる證とすへし。此御神皇后を助け給へる事。詳に播磨風土記に書せり。とあり。其文上にもをりく出せれど。又こゝに載す。息長帶日女命。欲。平。新羅國。下坐之時。禱。於衆神。爾時國堅。大神

之子爾保都比賣命。著。國造石坂比賣命。教曰。好治。奉。我前。者。我爾出。善。驗。而。比。々。良。木。八。尋。梓。根。底。不。附。國。越。賣。眉。引。國。玉。甲。賀。々。益。國。苦。尻。有。賣。白。衣。新。羅。國。矣。以。丹。浪。而。將。平。賜。如此教賜。於

此出賜。赤土。其土塗。天之逆梓。建。神舟之爐。又染。御舟。裳。及御軍之着。衣。又攪。濁海水。渡。賜。之時。底。潛。魚。又高飛鳥等不。往。來。不。遮。前。如是而平。伏。新羅。已。訖。還。上。乃。鎮。奉。其。神。於。紀。伊。國。管。川。藤。代之峯。とある是也。栗田寛云。按播磨名勝志。三木郡有。丹生野。又按三才圖會三木郡丹生山田。有。丹生山丹生寺。據。此本文。蓋美蓋郡之逸文。と云り。

位階は。三代實錄貞觀元年正月。奉。授。紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣神從四位下。元慶七年十二月。從四位上とあり。さてまた高野明神位階は。日本紀畧に。延喜六年二月。紀伊國高野御子神に從五位下を奉られ。玉海に。壽永二年十月九日。丹生高野神に一階を加奉るとあり。百鍊抄。本國神名帳に。正一位高野御子神とあり。

玄道云。高野山に藏る正應六年。太政官牒に。弘安四年四月五日。同十二日。當社四所明神の中三大神。蟻通神の託宣に。日本國の神々。蒙古討に發向し玉ふ。先例に任せ。天野大明神一陣に向はせ玉ふへきよし。議定すてに訖ぬ。吾かの楯築の爲に初箭をかくへきに。搥て武具なし。來二十一日已前に。鏑矢一手弓絃一筋を得さすへし。明神の進發は來二十八日丑刻なりと宣へり。仍て關東より託宣に任せて。弓箭御劍幣帛等を贈献られしに。四月二十一日に。社頭なる數千の鳥。只一隻を残して悉く去る。これ三大神前進の兆なり。二十八日神殿鳴動して地震の如く。奇光赫奕たり。これ明神出御へる瑞相なり。七月二十九日暴風俄に起て。異國の賊船一時に滅亡せり。又合戦の間舟船の外。紅火焰を

交て波頭に飛び。彩龍風を起して海面に現る。此時の報賽に。和泉國近木郷コシキを進らるゝ由記さる。こは宇多天皇の御代の事にて。名高き元の忽必烈か入寇せし時の事なるか。此大神も韓國を征玉ひし神に坐て。かく靈威を現し玉へるは。不測とも不測の事ならずや。と云れたり。續風土記に又云く。當社初筒川藤代峯に鎮まり坐しに。夫より處々に遷り給ひ。最後此天野の地に遷り給ひ。永く此地に鎮まり坐せり。其處々に遷らせ給ふ事。天野告門ツノトの文に詳なりとあり。天野告門は古代より傳ふる文なり。又云。此御神の功績。他に秀させ給へる故にや。應神天皇の御世。神地を廣く寄附し給へり。和名抄載する所。伊都那賀兩郡に神戸あり。即其地なるへし。大抵今の高野寺領の地にして小異あり。二宮高野明神。本國神名帳に。正一位丹生高野御子神といふ是なり。祀る神詳ならず。高野山の地主神なるを以て。高野明神と稱ふ。武尊云。然るに神紀に。先師云。丹生部比賣社者。高野天野明神とあるは杜撰なるへし。神世より高野山上に鎮まり坐して。天野祝の齋き祀れる處なり。書紀に神功皇后の卷に。天野祝と志野祝合葬の事あり是なり。應神天皇の御代に至りて。丹生明神今の社地に鎮まり坐せる時。此御神をもここに遷し奉り。此地にて丹生の神と一所に祀るを以て。神名帳には丹生高野御子神といふなるへし。今高野山壇上にも丹生の神。高野の神を祀りて。地主神とす。是大師社の方本社にや。今定めかたし。寺家の説に。高野明神は。丹生津比咩第一の御子といひ。或は丹生津比咩と夫婦の神といふ。皆稽據なければ信用しかたし。今山上の寺院に。多く束帶せる神像の丹生明神と相對する畫を藏む。是高野明神の神像なり。又別に狩場明神の神像あり。三宮四宮祀る神數説あり。正應六年太政

官牒に。當社四社明神之中。三大神號三蟻通神とあり。然れども蟻通神如何なる神なる事を知らず。寺家説には。丹生明神は母神なり。二宮三宮四宮は。丹生明神の御子にして。二宮高野明神は男神なり。其餘は女神なりと云ふ。按するに高野明神は。此地の地主神にして。神世より此地に鎮まり坐る事。幾百千年とも知るへからず。丹生明神は。播磨風土記に載する如く。神功皇后の御世。始て管川藤代峯に鎮め奉り。其後此地に遷り給ひし御神なれば。高野明神と神縁在せる事古書に見えず。且古は二柱の神に在し事分明なるに。延喜式には。丹生部比賣神社一社を載せられ。本國神名帳には。正一位勳八等丹生津比咩大神あり。又正一位丹生高野御子神あり。此二座の神にともまれり。社家の説に曰。三宮四宮は。までも。皆丹生明神の御子神にて。四坐相連なりし神といふ。最信用しかたし。行勝上人總神主と共に。同と靈夢を受け。尼將軍に請ひて。承元二年創建する所にして。三宮は氣比明神なり。四宮は嚴島明神なり。といへり。按するに鳥羽院の御宇。清盛安藝守たりし時。彼國を以て。高野の大塔を造營すへき由院宣を賜はりて。清盛登山せし夜の夢に。大師化現して。朝前氣比と安藝の嚴島とは。四海北陸境異なれども。金剛胎藏兩界の目出度所なるを。氣比の社は祭品として。嚴島は荒廢せり。相携へて修理し給へし語ると見て夢覺たり。清盛高野下向の後院參して。右の夢を奏聞して。任を遷て嚴島を修理せし事。經衰記に詳なり。是に據れば清盛夢想の事。大師の意に出るを以。行勝の徒大師の教に従ひ。清盛の意を受けて。二神を此地に創建とあり。○血泣。集解に哭泣に改めて。せるなるへし。寺家いふ所の説に比すれば。差理に近し。恐くは其實を得るべし。とあり。○血泣。集解に哭泣に改めて。哭原作レ血。據ニ古本一改。とあり。


三月丙申朔庚子。命武内宿禰。和珥臣祖武振熊。卒數萬衆。令擊忍熊王。爰武内宿禰等選精兵。從山背出之。至菟道。以屯河北。忍熊王出營。

欲戰。時有熊之疑者。爲忍熊王軍之先鋒。熊之疑者。葛野城首之祖也。則欲
 勸己衆。因以高唱之歌曰。烏智箇多能。阿邏々摩菟麼邏。摩菟麼邏珥。
 和多利喻祇氏。菟區喻彌珥。末利椰塢多具倍。宇摩比等破。于摩譬苔奴
 知野。伊徒姑播茂。伊徒姑奴池。伊裝阿波那和例波。多摩岐波屢。于池能
 阿層餓。波邏濃知波。異佐誤阿例椰。伊裝阿波那和例波。

庚子。五日也。○和珥臣。既出。○武振熊。記云。太子御方者。以九邇臣之祖難波根子建振熊命。爲三將
 軍。とあり。記傳云。仁德卷六十五年の下に。和珥臣祖難波根子武振熊とあり。書紀の年立に依り。今年より。仁德天皇の六十五年までは。百七十四年を經たり。長 姓氏錄。和爾部朝臣條に。彦婁津命三世孫難波宿禰とある。此人の事ならむか。さ
 多き人なりありけむ。彦婁津命の三世にあたり。彦國を經て難波命の事は既に記す。 大日本史にも右の書こもを引て。難波根子。蓋
 て又眞野臣條に。天足彦國押人命三世孫。彦國尊命之後也。男大口納命。男難波宿禰。男大矢口宿禰。後
 氣長足姬皇尊。征伐新羅。凱旋之日。便留爲鎮守將軍云々。とあるに依れば。難波宿禰は彦國尊命の
 孫なり。時代も右の應大かた此に合へり。又彦國尊命の孫なれば。即彦婁津命の三世にあたり。彦國を經て難波命の事は既に記す。 大日本史にも右の書こもを引て。難波根子。蓋
 與難波宿禰同人。或其子也。今不可詳。と云れたり。さて此時武内宿禰と一になり給ひけむ。記には

此命のみ此役に出て。武内宿禰を洩されたり。○從山背出之云々。菟道も山城なれども。此にては河
 内攝津を経て。山城國紀伊郡あたりを。かく云るなり。又按に從は爾の意か。例は田兒之浦從は田兒
 の浦になり。古事記に著從其河。流下とあるは。其河に流下なり。さらはこも山背に出てなり。○
 至菟道。この菟道と云るは宇治郡に屬て。今も宇治彼方町と云。和名抄宇治郡とある是なり。式宇治
 郡彼方神社とある里なるを知へし。○屯河北は。宇治川の北なり。南は久世郡に屬たり。○熊之疑。
 名義未詳。もしくは。熊之は地名か。人名に之字を用いたるは。神熊疑と云人の名は。萬葉などにもあり。名大戸之等などの例なり。 熊疑と云人の名は。萬葉などにもあり。
 大和國平群郡有熊疑邑。今云額田郡。と通證に云り。熊之疑。大和志に添上郡大安寺名と記せり。此熊之疑を。守部かクマノコレルモノと訓て。歌云ることども信られず。 ○
 注熊之疑者の上。集解に一云。二字を補ひて云。原脫此二字。據古本。補とあり。○葛野城首。葛野は
 倭名抄山城國葛野郡葛野。乃應神紀に。至菟道野上。而歌曰。知婆能。伽豆怒塢彌例婆。とある。即
 是なり。城も地名なるへし。未詳。姓氏錄。左京。葛野連。關速日命六世孫。伊香我色乎命之後也。左京。葛野
 臣。大倭根子彦國奉天皇。元。皇。子。彦布都意斯麻己止命之後也。とあれど。此氏によしありとも通え
 す。○一云多吳吉師。永享本に吉を吾に作るは誤なり。本に女なる一云も。吾師とある。多吳は氏。地名なり。手は名
 は尸なり。上文なる難波吉士の吉士。は氏なり。混ふへからず。 續紀神龜三年正月。授正六位上多胡吉師。手外從五位下。とあり。手は名
 考證に。多胡吉師。世系未詳。神功紀作多吳吉師。とあり。さてまた記應神段に。阿知吉師及和邇吉
 師あり。記傳云。紀に吉士某。また某吉士某など云る名多し。まれば吉師。是なり。此はもと新羅國の

官十七等の中の。第十四を吉士と云よし。漢籍北史に見えたるは。皇國にても其を取て。藩人の品に
 用られたりと見えて。繼體卷に吉士老。敏達卷に吉士金。吉士木連子。吉士譯語彦。また安康卷に難
 波吉士日香蚊。雄略卷に日鷹吉士堅磐。固安錢。難波吉士赤目子など。なほ卷々に多く見えたり。其居地を
 以。其吉士と云るなり。さて後には。やめて姓氏と見ゆるもあり。○武冠云。この中に。さて此吉士と云者の事を記せる
 難波吉士とあるは異姓なり。これをも一にせられたるは誤なり。この事難略紀に委く云り。
 を考るに。或は韓國に遣す使。或は韓人の朝れるを接待ふ事など。凡て藩國の事に仕奉れり。是を以
 思ふに。もと韓國より歸化居る者を。此品になし賜ひて。子孫も其職を繼りて見ゆ。阿知吉師和邇吉
 師も其類也。と云り。なほ其餘にも云れた。り。本書を見へし。 ○本に此に又。一云多吳吾師之遠祖と十字あれども。集解に古
 本に據て刪り去れり。従ふへし。通説にも。清水。削去とあり。 吉を吾と誤れる本を書入置しか。注となれるものなり。
 ○鳥智箇多能。契沖曰。鳥智箇多は地名彼方也。神名帳宇治彼方神社とあり。此神社は。百濟抄に宇治縣宮。明神授一階とある是也。 帳考
 に。今大路方者謂三字治橋北。今在二橋傍とあり。大路方は假字た。かへり。いかに。 拾遺愚草。彼方やはるけきみちに雪つ
 もり。まつよかさなる宇治の橋姫。夫木集。彼方や都のたつみ誰すみて。まきのすみかま烟立らむ。○
 阿邇々摩菟摩邇。本に邇々を邇乙に訛れり。古竊本ともに从て訂せり。摩本に麼と作り。一本に據て
 改む。考本には麻。に作れり。 次の句と同じければなり。釋紀に阿邇々荒々也とあり。あらまつばらは。荒々松原
 を省きて云なり。あらくと。まばらなる松原を云。マハラと云も。同荒の轉なり。 宇治川の北地に。當昔まばらなる松原のありしならむ。
 萬葉一に。霰打。安良禮松原。住吉之云々。なともあり。○和多利噲祇氏。渡行てなり。忍熊王は宇

治川の南久世郡の方に屯してありければ。宇治川の北なる松原に渡行きてなり。○菟區踰彌珥は。槻弓に
 て。槻木以て造れる弓なり。記傳云。槻を都久と云は。月夜をも都久用と云。和名抄に槻津木。堪レ作レ弓とあり。守
 部云。草木考云。槻は其材其葉。よく櫛オウゴンに似たり。之を曲マカにせるに。其葉は櫛葉に似て。邊の岐齒クマノハ
 に尖りなく。其材は脈理連絡戻りければ。いと強勁なり。因て今は多く紫版紫杭の料とせり。其勁き
 事衆木に勝れり。と云り。古弓材に用ひしも。けに義理なり。按に江陰縣志云。槻質堅而勁。多葉繁陰。
 人家門巷多樹之。俗にケヤキに槻字を用ひしは。ツキといとよく似たればなり。されどツキは木理交
 料して。ケヤキの如く直登ならず。其葉もケヤキに似たれど。ケヤキは葉邊の岐齒。けに鋸齒の如く
 尖れり。ツキは尖齒なし。圖識に圖狀あり。むかし陸奥國にて秀衡の作れる十萬弓を見しに。まさし
 く今も云る槻の材なりき。と云り。按に。廷喜兵庫式云。梓弓一張。長七尺六寸。槻櫛櫛之。長功十五日。中功短功連加一
とて。中古厚竹弓には成りしに。上代の製は然らず。今は十二三年前。陸奥安達郡の民。古代の木弓を持來て。或君侯に奉りつる事あり
き。其製を聞くに。削りたるものに非ず。弓の料に苗より生し立て。年來櫛を付たれば。長九尺一寸の圓本末なく。其堅き事角の如くして。
箭を飛す事今の竹弓の及ぶへき物にあらずと云り。 ○末利榔塙多俱倍。守部云。此末利榔と云事心得かたし。解云目在矢な
 り。和名抄云鳴箭。日本紀私記曰八目鑷夜豆女加布良。と見えたるや是ならむ。目とは鐵ヤシに穴あるを
 云なるへし。鑷目と云目即是也など云る。此目在矢説よしやあしや。奈良東大寺什物圖に。古代の鑷
 箭圖を出せる。其形は

 かくの如くなれば。又圓矢とも云まじきにあらず。
 又按に末は奈を誤れるにて。響矢なるも知へからず。萬葉九。紀國の昔弓雄の響矢もてとあり。何れ

しく旌指物を揚て。屯居る遠方の地の松原に。速渡行て。弓に矢を相副へ。貴人は貴人共。親き共は親き共。此度は互角に對會て。必戰して勝負を決すへし。去來我は先人の懼るゝ武内等にわたり合はむ。いかに宿禰なればとて。腹内に石真砂も有へからねは。箭の徹らぬ事はよもあらし。いさ我は宿禰と相戰はなどなり。東平云。此歌まことにいさまじき軍令にて。此將軍の名を熊之疑といへるも。かゝる勇猛の建雄なりしゆゑなり。されは此歌に勇められて。王方俄に隊伍黒み。諸軍勇み立て。河を渡し駆んと爲しさま見るか如し。此なん次なる儲弦の計略の。俄に出來しゆゑよしにて。文外の餘意なりける。かく見されは。儲弦の謀略も徒事なるに非すや。と云へるは。よく見られたる説なり。

時武内宿禰令三軍。悉令椎結。因以號令曰。各以儲弦藏于髮中。且佩木刀。既而舉皇后之命。誘忍熊王曰。吾勿貪天下。唯懷幼王。從君王者也。豈有距戰耶。願共絕弦捨兵。與連和焉。然則君王登天業。以安席高枕。專制萬機。則顯令軍中。悉斷弦解刀。投於河水。

忍熊王信其誘言。悉令軍衆解兵投河水而斷弦。爰武内宿禰令三軍出儲弦更張。以佩真刀。度河進之。忍熊王知被欺。謂倉見別。五十狹茅宿禰曰。吾既被欺。今無儲兵。豈可得戰乎。曳兵稍退。武内宿禰出精兵而追之。適遇于逢坂。以破。故號其處曰逢坂也。軍衆走之。及于狹々浪栗林而多斬。於是血流溢栗林。故惡是事。至于今其栗林之菓不進御所也。

時武内宿禰令三軍云々。上に云る如く。宿禰其河を渡さむとする形勢を見て。今力戦なは。官軍の傷ひ多からむとて。密に軍士に椎結せたるなり。○令椎結。此を見れば上代の人。みな垂髪せしなるへし。椎結。景行紀に椎結とあるも同じ事なり。已に云り。さて此は表には胃を脱かせ髪を結び。和睦の形をあらはし。裏には弓弦を其内に藏めむかため計策なり。○各以儲弦云々。以字本になし。今中臣本薩摩本に依て補ふ。儲弦記に設弦一名宇佐由豆留とあり。記傳云。宇佐由弦は。掛替に儲置弦なり。仁徳卷大御歌に。于磨臂苦能。多菟屬虛等太豆。于磋由豆流。多由磨菟餓務珥。奈羅陪豆毛餓。

望。此に儲弦ヲサユツルと訓る。袁は宇と殊に近く通音なり。さて此訓たゞ仁德紀にのみ依れるならは。直にウサユとこそあるべきに。ヲサユとしも訓るは。然も言る古語の世に遺れるに依れるなるへし。契冲此名を釋て。藏弓弦の器なるへしと云り。藏と云むこといかゞ。軍防令に。凡兵士云々毎人弓一張。弓弦袋一口。副弦二條。江家次第射射手云々。若弦斷者以替弦一掛之。など見えたり。とあり。さて弦は和名抄に由美都流とあり。○髮中。本高技本髮を髻と作り。集解にも古本に依て改めたり。記には頂髮中とあり。タギフサの事は。景行紀箭藏頭髻の下に云り。○幼王の王。一本に主とあり。○悉斷絃解刀云々。記云。爾建振熊命權而令下息長帶日賣命者既崩。故無可更戰。即絶弓絃。欺陽歸服。とありて。建振熊の命の事とせり。されは此は一人を略きて云る。傳にて異なるにはあらず。○信誘言。記にては此時再び誘むける狀にて。且趣も異なり。さるは記傳云。紀には上文に自其喪船下軍相戰とあるは。其時既に實の喪船には非ることを。顯したる如くにも聞ゆめれと然らず。若其時に顯したらむには。太子の崩坐ぬと云しは偽なること。其時に敵方にも既に知たるべきに。今又太后崩坐ぬと。同じさまの偽事せむには。敵よも信ましかければなり。されは今又如此構りたるは。かの喪船より軍を下したる時も。なほ喪船は實の喪船として。其偽は敵方には未知らずて。太子もさきに既に崩坐ぬと心得居る趣なり。書紀は此處の趣異なり。と云り。○投河水。薩摩本また一本に水字なし。○曳兵稍退。曳兵の上。本高本乃字あり。記に探出設弦。更張追擊。故逃退とあり。さてこゝにいと不審かしき事あり。今次々に

言試んとす。まつ武内宿禰は。至菟道屯河北とあり。今の離宮明神また宇治遠方の地に屯したりしなり。先是に忍熊王は。住吉より引還して。河南なる今の平等院の方に屯して。川を中に隔てよ。共に相對立しなり。さて其川を渡りて。武内宿禰と戦はんと思して。烏智簡多能。阿邇々摩菟摩邇。摩菟摩邇。和多利喻祇氏。と唱へしは。即河北なる彼方の地に亘らむとせるにて。まことに能く地理叶へり。然るに却らまに。武内宿禰の方より。度河進之とありて。平等院のあたりにて戦を始めしさまなり。さて王軍利あらずして。曳兵稍退とあるは。何れの方へ退きしにか。いと不審し。王はもと近江の方を根據となし玉ふなれば。其方に退むとするに。河北は武内宿禰の大軍屯聚し。且度河て進來りしなりければ。今近江に走らむと爲玉ふには。行へき道なきか如し。こゝに此事を。當國人西野古海か地圖を按して云に。是は必平等院の方より。綴喜郡田原郷にかより。それより宇治河の南なる小田原。大石谷など云。鹵岨の山々を打越え。近江國栗太郡田上山の下に出て。夫より勢田に出る路次あり。今これを禪定寺越といひ。宇治田原越とも云。そこに出しなるへし。彼天平寶字八年九月に。惠美押勝か反せし時も。官軍この道にかよりて。武野云。續紀に押勝起兵反。其夜相招黨軍。還自宇治。奔源道。先至近江。燒勢田。押勝見之失色。即便走高島郡。云々あり。また文德。近江。山背守日下部于麻呂。衛門少尉佐伯伊多智等。直取田實。天安元年四月。始置近江國相坂大石關。花等三處之關。刻とある大石關も此道なり。敵の前途を遮りし地なり。されは昔より。此道はいとよく開けて。公道なりしこと明らかなり。さて忍熊王は。其道より近江に出て勢田橋を渡り。山科の方より向ふへき敵に逢はむと。この時武内宿禰の別手の軍兵。必近江に打向ひしか。ありしは明かなり。故其方に向ひて。今一軍爲むと進みしさまなり。さらは此紀の武内

宿國出_二精兵_一而追之は。逢坂に向ひたりしか。狭々浪栗林 即今の栗津邊なり。備馬樂歌に。あたりにて痛く戦ひ。其別軍の事と見えき。 遂に瀨田濟に沈みしものならむと云へり。此説に據れば。地理はまことに叶へるかことし。されど古事記に。逃退逢坂。對立亦戰。爾追迫敗。出沙々那美。悉斷其軍。とある 此紀の文のさまも。しか見えたり。 に依れば。忍熊王は。今の宇治の河北より。山科路を逃退き。逢坂まで至りしか引返し。再び敵に逢しさまに聞えたり。 記傳などにも。しか。見られたるか如し。 河南にて敗北せしものか。敵の屯聚せる河北に渡らるへきよしなく。よしやたとひ路はありとて。敗軍か敵の滿々たる中を。通り抜る氣力あるへからず。また地理のさまを思ふにも。他に路あるへくもなし。さらは上に云る田原道と見れば。いと穩かなるへけれど。逢坂に逃退くと云る。古事記の文面上。何となくおたやかならず。此事は是まで一人も疑ひし人のなきはいとも不審し。後人よく考へて定めおかまほしきものなり。○適遇于逢坂。逢坂は近江國滋賀郡なり。孝德紀大化二年詔に。凡畿内東云々。南云々。西云々。北自_二近江_一狭々波合坂山。以來爲_二畿内國_一とありて。山城と近江の堺にて。近江に屬り。 今大津の西なる坂路是なり。庶幾以下の歌と。さて名義は。此にて兩軍適遇しよりの名なる事。次に見えたるか如し。 ○狭々波栗林。狭々浪は記云。追迫敗於沙々那美。天武紀に悉會_二於彼波_一。萬葉一に。石走淡海國乃。樂浪乃大津宮。又神樂浪之。志賀佐射禮浪。又樂浪之。思賀乃辛崎。などあり。守部か注に。淺井家記に引る近江國風土記に。淡海國一名細浪國とあるに依れば。舊くは一國の名なりしか。いつしか滋賀郡邊の名に

残り。 されどこの風土記と云もの。疑。栗津原乃御栗栖乃。とある處なるへし。 備前寺四至の文に。東栗津等。 守部云。みくるすは御栗栖なり。神功紀に狭々浪栗林と見え。又山科小栗栖野なども云をみれば。古此邊に御苑ありしなるへし。栗栖とは。栗を生し立て。其子を出す地を云。今世にも木の實野菜を出す處を栗といひて。其を賣始むるを栗開と云へり。と云り。栗津原は志賀郡にて。大津より勢田に行間あり。沈_二勢田濟_一死とある地理によく叶へり。○多斬。岡邊東平云。こゝにて倉見別も熊之疑も。思ひのまゝにはたらきて。戦死せられしなるへし。其は王の御最後の御供は。五十狭茅宿禰ひとりなれば。彼勇士たち殿して。討死せられたりけん。此時を除て又有へからされはなり。尿禪の故事は云に及はず。血流溢_二栗林_一の語勢。彼方此方入亂て。戦ひしさま見るに足れり。もし遁行のみを。後より斬屠りしのみと見むは。事實を尋ねず。文面を荒く見通すなり。然らば其烈しき戦は。彼二人を除て誰とかせむ。と云り。さる事なり。○其栗林之菓云々。或人云。是を例として栗子をば進らしと。集解に云へるは非なり。進らざるは狭々浪のに限れり。其云々とある其字に眼を着へし。○御所を。本にオモノと訓る。神又天皇の聞食す御饌の食なるか故に云。神武紀に糧をオモノと訓るは。御食物の義也。これに御を添たるは尊みたるなり。されはオモノは御食の意なり。さて今膳所のあたりの濱を。おももの濱と云るは。日吉の御供を調る所なりと。谷川氏の説なり。○記云。於是其將軍既信_二詐_一。引_二弓藏_一兵。爾自_二頂髮中_一。探_二出設_一。更張追擊。故逃_二退逢坂_一。對立亦戰。爾追迫

敗。出沙々那美。悉斬其軍。とあり。

忍熊王逃無所入。則喚五十狹茅宿禰而歌之曰。伊裝阿藝。伊佐智須區禰。多摩枳波屢。于知能阿曾餓。勾夫菟智能。伊多氏於破孺破。珥倍迺利能。介豆岐齊奈。則共沈瀨田濟而死之。于時武内宿禰歌之曰。阿布彌能彌。齊多能和多利珥。伽豆區苔利。梅珥志瀨曳泥麼。異枳迺倍呂之茂。於是探其屍而不得也。然後數日之。出於菟道河。武内宿禰亦歌曰。阿布彌能彌。齊多能和多利珥。介豆區苔利。多那伽彌須疑氏。于泥珥等選倍菟。

逃無所入。記に於是其忍熊王。與伊佐比宿禰。共被追迫。乘船浮海。とあり。○伊裝阿藝は。記傳云。率吾君なり。此は結の潜爲なつと云にかゝれり。阿藝は崇神卷に叩頭之處曰吾君とあるは。神名帳に和伎とある地なり。是を以て知るへし。臣をも子をも。對ひては君と呼ふこと常なり。此は五十狹茅宿禰を詔へるなり。とあり。○伊佐智須區禰。多摩枳波屢。于知能阿曾餓。勾夫菟智能。伊多氏於

破孺波。于知能の能。本に熊に詠る。今諸本に據る。記にはこれまでの五句。布流玖麻賀。伊多互波波受波。の二句に作れり。○伊多氏於破孺波。記傳云。不負痛手者なり。痛手の事は。白橋原宮段に五瀨命を。御手負登美昆古之痛矢申。故爾詔云々。負賤奴之痛手。とある處に云り。さて此不負は。負むよりはと云意なり。是古語の一格にて。萬葉の歌に二十餘首此例あり。と云り。○珥倍迺利能は。倍を保の假名に用ひしは。通言なれば轉用せしなり。これをニへなど訓まん。記傳云。躑躅之なり。和名抄に。郭璞方言注云。躑躅野鳥。小而好沒水中一也。和名通保。此文誤あり。躑躅其小而好沒。今かいつぶりといふ鳥なり。處によりては。今も通本とも美本ともいふとあり。或人河内にてヤンフクロ。四國にてイヨまた駿河にてはウミス、ト云り。さて此は次の介豆岐の枕詞なり。記には。通本件理能。阿布美能宇美能。加豆岐勢和。とあり。かや。近江の海とよむは。此歌のつとまに依て。此句を直に次の句の枕詞と心得。又にはどりをにほてると誤れるものなり。記傳に云れたるは。さることなり。又近江の湖を。にはの海とよむは。それと異なり。此は興福寺官務帳と云物に。近江國現善寺。在野洲郡。通保庄。亦稱通保寺。又號忍順寺。僧字七字。本尊彌陀佛也。舒明天皇十二庚子年。日文大德神劍。と云事見たり。此事大安寺三綱紀寺社録と云ものにも出たり。右の興福寺官務帳は。嘉吉元年の頃の書なり。されは古く野洲郡に。通保と云地はありて。そこを通保の海とも云ひしなり。にはせりのあふみと云り。記歌に。美本村理能。迦豆伎云々。萬葉十四。爾保村里能。可豆思加和世乎。此も潜く意の。四に。二寶鳥乃。潜池水。などあり。さて記によるに。こゝも阿布彌能宇彌珥の一句。ある方まさされり。漏たるものなるへし。○介豆岐齊奈は。潜將爲なり。記傳云。潜は頭衝といふ意の言にて。頭を衝入れて。逆に水中に沈むを云ふ。此れは海に入りて。死むといふことなり。記には齊奈の下に和字あり。和は吾なりといへり。守部は。誘ふ聲なるへし。神武紀八咫鳥神聲

に。天神子召^ツ汝^ニ。怡^イ并^ニ過^ス怡^イ并^ニ過^スとある。此過と合すへし。と云へり。一首の意は。五十狹茅宿禰よ。今は逃れかたきに。武内か名に高き。頭^{ウツ}櫓^ノの太刀の痛手負て。憂目見むよりも。鴉^カ鳥^{トリ}の如く。此淡海の湖に潜水^{カッペン}て。われは將^ナ死^シ。いさく。吾君も諸共に然爲よとなり。○瀬田濟は。倭名抄近江國粟太郡勢田。記には即入^レ海共死。とあり。○阿布彌能彌。齊多能和多利珥。淡海之海瀬田之濟になり。○加豆區苔利。梅珥志瀧曳泥麼。潛^{カッペン}鳥^{トリ}。目^メ不見^キ者^{モノ}なり。志は助辭なり。水鳥の水中に没^イじは。人の目に見えざるを以て。二人の死屍の見えぬに云かけたるなり。○異積廼倍呂之茂。久老云。息^{イキ}滯^{ホロ}しもなりと云へり。此言後世には。憤字の訓に偏^ヘて。忿怒の方にのみ云めれと。古は然らず。何事にまれ。念に晴^イす心のゆかぬ事に云り。萬葉十九に。伊伎騰保流^{イキトホホリウ}。許己呂能字知乎^{コノロノカチチ}。思^{オモ}延^ヒ。などあり。一首の意は。淡海の海の。此勢多渡を。追留る限と追迫^{セウ}來^キしに。思ひよらす鴉^カ鳥^{トリ}の如^ニ。水中に潛入^{カッペン}ぬ。目にたに見えは。生捕^{ナマツ}にしてまじを。目に見えぬは。水中より逃れて。何處^{ナニ}に行^イ隠^カれけんも知かたし。くちをしき事せしかな。と云るなり。東平云。此歌裏心は。潛没^{カッペン}坐^マける處は。眼に見えずして。かづさあけぬやうである。さてはかの意なり。云々せよと。強て令するよりは。遙にまさりて。軍兵^{イクサ}腹^{ハラ}に心を決し。身をかへり見す。潛^{カッペン}さけん。鳥歌のむね返^{マエカエ}々思ふへしと云り。○出於菟道河。本に河を阿に詠る。○多那伽彌須疑^{タナカミスギ}氏。本に瀾^ナを泓^コに誤れり。田上^{タノカミ}過^スてなり。田上川は粟太郡に屬けり。宇治川の源なり。雄略紀に谷上^{タノカミ}濱^{ヒナ}。萬葉一に。磐走^{イハシ}。淡海乃國之^{アノミ}。衣^イ手能^テ田上山之^ノ。などあり。舊事紀に淡海國谷上^{アノミ}。刀^ヤ舞^マなども見えたり。○于泥珥等選倍菟^ニ。守部云。於^ニ宇治^{ウヂ}捕^ツ上^ノつなり。トラフは取を延したるにて。踏^フをフマへと云類なり。今世に。生捕^{ナマツ}などするのみ

を。捕^ツふとおほえたるは偏^ヘなり。されは此も日數經て。流の下へ寄來^キしを。取上^ツたるをかく云るなり。と云り。さてかく云るにて。其死屍を見出^デて。心の晴たるよとなり。東平は。瀬田にかつける鳥なるを。田上をも過て。やうと宇治にてとらへつ。さてい待ち久なりけるよといへるにて。比喩たる意は。御屍を現御身にとりなして。とかくして生捕^{ナマツ}得^トつと。安心せさせけるよしなり。須疑^{スギ}氏と事選倍^{セニ}都^ツとの。ふたつそ眼^メ精^シなると云たり。さて此王の墓を攝津志に。河邊郡中山寺村。中山寺後有^ノ荒墳^{アラノキ}。曰^ク鍵墳^{カギノキ}。相傳^{アヒ}忍熊王之墓^ニ。とあり。記傳に。大和國添下郡に。押熊村にある神社。一坐は押熊神。一坐は鷹坂神と申すとかやと見ゆ。醍醐雜抄に。宇治離宮の下社は。忍熊皇子にて。延喜御時神託に因て。山城國司に仰せて建られしよと記せり。

日本書紀通釋卷之三十六

飯田武郷謹撰

神功皇后
攝政元年

冬十月癸亥朔甲子。群臣尊_ニ皇后曰_ニ皇太后。是年也大歲辛巳。即爲_ニ攝_{マシ}政_ス元年。フセキヤマエト

甲子は二日也。○攝政元年。舊事紀にもかくあり。さて其下に。物部多遲麻連公爲大連とあり。武内宿禰に。釋紀に。爾を。故の如く大臣と成玉ふこと。補任に見えたり。象方案之。神功皇后不_レ即_ニ帝位。仍古事記不_レ立_ニ帝皇御代_一也。とあり。然るに水鏡に。此日位に即玉ひき。女帝は此御時より始りしなり。と云へるは非なり。此御時記傳云。記には息長帶比賣命の御世をは立てず。仲哀天皇の御段の次には。直に應神天皇なるを。書紀には其間に。此太后の御卷を立て。仲哀天皇崩坐し明年を。其攝政元年とし。其六十九年と云に崩坐_{マテ}を_ハは。其御世として。其明年をなむ應神天皇の元年とはせられける。是に世の論者。今此異を論はむに。先記の趣は。當昔の實のありかたの傳のまゝに記せるもの。書紀は。漢國の例。後世の意を以て。きはやかに定められたるものなり。武郡云。此論一わたりはさる事なれど。通證に。粟山氏の説を辨へて。今按_以下文立太子。及崩後太子即位。考_之。自不_レ得_レ不_レ立_ニ本紀。亦與_ニ後漢攝政例_一。雖異矣。唯無_ニ即位_一。仍稱_ニ皇后_一。古事記不_レ別立_ニ紀者_一。非_ニ編年書_一也。といはれたるか如く。記の趣。うのかみの實のありかたの傳と云るは。さるものから。別に皇后の御世を立てるは。編年の書に非ざるか故なり。また漢國の例に據られずとも。立太子即

位等の事あらむからには。本紀を立てるはもとより此紀の例なり。古書に其趣に記し。然云ふ故は。凡て上代のさまは。天皇崩
 坐ぬれば。即其太子の御代にて。太子又即天皇に坐り。されは仲哀天皇既に崩坐ては。品陀別命御腹
 内より。おのつから天皇に坐々て。其御世にそ有ける。胎中天皇と申す御務の
ありしなども此故なり。然れども未^レ生^レ坐^レす。御
 腹内に坐々しほごは。臣連八十伴緒。ことごとくに太后に仕へ奉り。其間に。新羅國の
事など。大業あり。生坐ても幼坐しよほ
 とはさらにも申さず。成長坐て後も。太后の世に坐々ける限は。大御親に坐ませは。敬ひ仕奉り玉ひ
 て。よろつ其御心に随ひ賜ひつへければ。御子はおのつからなほ太子の如くに坐々て。太后そ自^レ天皇
 の如くには坐々ける。故津國風土記などには。此太后を天皇として記せることもあるうかし。然れども又風
に其御世と申すへきにはた非ず。又攝政など云稱も。そのかみは無かりしことなり。然れども又實に
 は。本より此御子そ天皇には坐々て。太后の御世と申すには非るか故に。此記には其御世をは立てさ
 るなり。武郡云。これまた上に云る如く。記は編年書に非る
か故に。御世を立てへきよしなき事あるを思ふべし。然るを書紀に。此太后の御卷を立て攝政の御世とし。
 其紀年を以て記されたることは。書紀は凡て上つ御代々々をも。漢國の例後世の定め如くに。記し
 なされたる書なれば。此間をもきはやかにせざる事あたはず。是紀のおのつからの勢なり。武郡云。こ
なりと云れたる事なり。例を立て書むれば。自らの勢
りぬへきなり。強てきはやかに定められたるものに非ず。さるはなほ義を以て正さむとならば。太后の御世をは立
 てすして。近世水戸の
史など然り。かの攝政元年とせられたる年を。直に應神天皇元年とせむも可なるへけれど。其
 も彼も共にみな。後世より強て定むるにこそあれ。武郡云。此論實に云れたり。然るに栗山氏か。撰者以て攝政一書。其見
固卓著。但不附之仲哀應神。而攝爲一紀。爲可惜耳。と云れ
たるなど。漢國の例になら
ひて。強て定たる説なり。固の事には非れば。何れにてもあるへき中に。彼書の定めも。天皇とは書さずし

て。なほ皇太后と書し。攝政とせられたるなど。うけばりたる其御世には非るけちめ。著き記しさま
 にて。皆理あり。實のありかたには甚く背かす。攝政と云稱。又其間の紀年を殊に立られたるなどは。うのかみのあり
かたにはあらざれども。うけはりて天皇には坐させざるを。あらは
さむとするには。攝政など云稱をも立せることをなす。又既に一御世と立るうへは。その年をも紀すはあるへからず。若かの攝政の元年
を。たりに應神天皇の元年とする時は。返りてまことのありかたに。たかふかたもあれば。此間の記さまは。書紀の趣もみな辨れたること
なり。また正史ともあるなれば。さてあらむも何てふことかあらむ。と云れたるは。まことに論ひ得
たる説といふへし。さて攝政の文字は。東平説に。孟子に堯老而舜攝と見え。史記に。周公恐天下
聞^レ武王崩^レ而^レ畔^レ。周公乃踐祚。代^レ成王^レ攝^レ行政。と云る。是即攝政の初なれども。皇后の御時。漢籍
いまた參渡らす。これらの故事にもとつき給ふへきにあらす。よしや此御世に。漢籍わつかに漢參さぬと
も。うれに假ひ給ふへき御代の風にあらず。况て
 攝政を。マツリコトフサ子玉フといひ。攝政元年を。マツリコトフサ子玉フコトノハシメノトシと云
 るなど。みな皇國の古の言語風にあらねは。字によりての訓なること疑なく。太政大臣を。オホマツ
 リコトノオホイマウチキミ。大納言を。オホイ物申スツカサ。など訓る例の如くにそ有ける。と云れた
 るさる言なり。みな後世よりあてたるなれば。文字に附て義を求むへからす。

二年壬午

二年冬十一月丁亥朔甲午。葬^レ天皇於河内國長野陵。

甲子は八日也。○長野陵。記には河内之惠賀之長江とあり。記傳云。惠賀は。應神天皇の御陵も。惠
 賀之裳伏^ヲ岡と見え。雄略卷顯宗卷に餌香市。崇峻卷に餌香川原。天武卷に衛我河。餌我川は石川とも云て。
石川郡より北へ流れて。

古市郡を經。志紀郡の東界を。長江は。允恭天皇の御陵も。惠賀長枝とある同地なり。さて此御陵。書紀に長野陵と見え。諸陵式には。惠我長野西陵。穴門豊浦宮御宇仲哀天皇。在河内國志紀郡。兆域東西二町南北二町。陵戸一畑。守戸四畑。とあり。かくの如く書紀にも式にも。長野とありて。彼允恭天皇の御陵を。書紀には長野原。式には惠我長野北陵とありて。共に長江とは見え。さて又二陵共に。式には惠我とのみにて。惠我と云ことも無し。長野と云は。神名式に志紀郡長野神社もあり。さて續紀十八に。遣使於大内。山科。惠我。直山等陵。云々。と見えたる惠我は。西陵か北陵か。さたかならず。このあたりに。長江と云地名の他に見えたるは。式に志紀郡志紀長吉神社あり。此吉字延と謂て同地ならむか。さて此御陵河内志に。在丹南郡岡村。陵畔有家。と云り。岡村は。續紀に志紀郡とし。今も其郡界に近し。又かの長野神社も。今は丹南郡に入て。葉へり云り。陵墓一覽にも。丹南郡岡村とあり。いま字ミサンザイと云所なりと云。さてまた記傳に。筑前國大保村と云に。大靈石神社と云あり。其社の前に塚のあるを。此天皇の御陵なりと云なるは。穴門豊浦宮に遷し奉らむとするは。少時。數。奉りし跡などやあらむ。おほつかなし。と云れたり。

三年癸未

三年春正月丙戌朔戊子。立魯田別皇子。爲皇太子。因以都於磐余。是若櫻宮。

戊子は三日。○爲皇太子。此皇子は胎中より天皇には坐々せと。皇后の天下所知看し程は。先帝の皇太子と立給へるなり。然るを通證に引る栗山氏説に。據立爲皇太子。文。則其南面僭位可レ知也。と

云れたる。あちきなき漢心の論なり。然るに同書景徳記に。先帝既亡。幼主有。而而行。廢立。稱以。大后命。西土亦已。然。有。と云るは。ほい論ひ得たるか如くなれ。これまた待。其長。など云るは。いかに。さらば東平も云し如く。など六十九年まで。記傳に。なかに。しくは攝政し玉ひける。かにかくに。漢國の例を以て。さはやかに論せんとするからに。かゝる説ともいほるなり。記傳にも既に云れし如く。仲哀天皇既に崩坐ては。此天皇御腹中より。おのつから天皇に坐々て。其御代にそ有ける。此論も。上に已に。云り。引合すへし。然はあれど。神武天皇以來。いまた幼皇の例も坐々されは。この時權に皇太子とは。稱奉らせ玉ひけむ。故其まゝにあげたるなり。何の僭位など云事かあらむ。○磐余は。大和國十市郡の地名なり。神武紀に出て其處に委く云り。○是謂若櫻宮。永享本に此五字な。きは脱したるなり。按に宮號は地名とは見え。皇后の御美德を稱へて。宮號と爲しものなるへし。櫻は神代より。櫻大刀自神の神靈に生て。木花開耶姫の御名も。木花は櫻なり。それより御世々々の皇后の御容貌の麗く。其御美德の表物として譽來りけんを。殊に此皇后は。容貌壯麗。父王異焉とあるか如く。いと美麗しく坐ませりしことは申すまでもなく。これまでの御世に例もなき三韓を。御自御征伐ありしは。皇國の花の光を。海外までに輝かし玉ひしなどを以。宮號には稱へまゐらせたりけん。雅はこれも稱辭にて。日之雅宮雅日本根子などの類なり。然るに此宮號を疑ひ奉る説ありて。それは此後履中天皇元年春二月。皇太子即位於磐余雅櫻宮とありて。雅櫻の名義も同三年に出たり。この雅は。非時花の義。これにかれも。記傳に。是謂若櫻宮とある細注。に。今云。踏花の事也。同じ磐余の地なるよりして。雅櫻は履中の宮號の方を正しと定め。記傳に。是謂若櫻宮とある細注は。履中天皇の宮號を思ひて。後人のさかしらに書加たるなり。書紀には。和加には凡て雅字をのみ

用ひて。若と書る例はなきを以て知へしと云れたれど。此説信かたし。古語拾遺には。神功皇后の御世を。磐余稚櫻朝と書き。履中の御世を。後磐余稚櫻朝と書き。延喜式には狹城盾列池上陵。磐余稚櫻宮御宇神功皇后。在二大和國添下郡。とあるのみならず。本書の六十九年夏四月。皇太后崩於稚櫻宮。と記されたるにあらすや。かくまたたしかなる文を。疑ひたるのみにあらす。こゝに若字を書るに依て。此紀に例なしと云れたれど。天武紀十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣。とあり。其他にも見えたり。記にこの宮號なしとて。此紀なるを後人の書加へたるなりと云れたるは心うし。さらば履中紀なるはいかにと云に。處も同じ磐余にて。櫻の祥瑞ありしを歡喜玉ひて。再稚櫻宮と稱へ玉ひけん。これまた然あるべき事なり。されど其御世の稚は同言ながら非時意にて。物の幼稚き義に取玉へるなり。故其時にも。後磐余稚櫻宮と申して。先朝の宮號と唱別られたりけん。何の疑かはしき事かあらん。なほ此事履中紀にも云へり。

五年乙酉

五年春二月癸卯朔己酉。新羅王遣汗禮斯伐。毛麻利叱智。富羅茂智等。朝貢。仍有返。先質微叱許智伐早之情。是以詔許智伐早而給之。使者汗禮斯伐。毛麻利叱智等。告臣曰。我王以坐。臣久不還。而悉沒。

妻子爲孥。冀蹇還本土。知虛實而請焉。皇太后則聽之。因以副葛城襲津彦而遣之。共對馬。宿于鉦海水門。

三月。本に二月とあり。今秘閣本永享本中臣本一活字本並河本に據て改む。長曆に二月无癸卯朔己酉。とあれはなり。○己酉は七日。○汗禮斯伐。毛麻利叱智。富羅母智。伐は傍に勃とあれは。ボツと訓へし。通證に此等は薩摩本にシツチとよめり。 據下文。則二人名也とあり。○微叱許智伐早。前に微叱許智波珍干岐とありし人なり。釋紀に伐早弘仁私記曰。冠名也。私記曰。伐音勃。是上干岐也。干岐三位。伐早一位。然則先爲三位。今爲一位。とあり。北史新羅傳。官有二十七等。一日伊割干。貴如相國。 東國通鑑に。一日伊伐凌。二日伊尺凌。三日匝凌。四日波珍凌。五日大阿凌。皆授眞骨。とあるにて知へし。但し右の文に。干岐三位とあるはたかへり。干岐は彼國の王族の號なること既に云り。先に波珍たるか今伐早になれるなり。波珍は第四。伐早は第一位にて。一日伊伐凌。とあるこれなり。 ○沒妻子。本に沒を設に詠る。今永享本中臣本薩摩本に據て訂せり。○孥の訓。ツカサヤツコは。官奴なり。官にて仕ふ奴婢を云ふ。○請焉とは。虚實を知て。實ならば朝廷に請申して。其冤を解かむ事を願ひ奉らむとなり。○葛城襲津彦。記老元に建内宿禰之子并九云々。葛城長江曾都毘古者。玉手臣。的臣。生江臣。阿藝那臣等之祖也。記傳云。葛城の事は上に出。此人の葛城に居りけむ事は。御女石之比賣命の御歌に。迦豆

良紀多迦美夜。和藝幣能阿多理。とよみ玉ひ。又允恭卷に。此人の孫玉田宿禰の家。葛城なりし趣見えたるなどを以て知へし。長江も地名とは聞ゆれど。何處ならむ詳ならず。記に河内、惠賀之長江と云地見えたるは。式に志紀郡志紀長吉神社ある此なり。されど其處とも定め難し。但し子孫。姓氏録に河内國に多く見ゆ。下に引るか如し。曾は熊曾の曾に同じ。此人甚勇健かりし故に。此名を負へるなるへし。さて此人。神功卷五年に初て見えて。仁徳の四十一年まで見ゆ。其間凡百五十年なり。壽長き人なりけん。萬葉十一に。葛木之。其津彦真月。荒木爾毛云々。とあり。駿河風土記に。荒木田。葛津彦とあり。伊賀風土記に。阿拜郡荒木山有神。號。須智明神。所祭。須智田。武内宿禰葛津彦也。とあり。式に須智荒木神社。古今著聞集に。伊賀荒木白。聖明神の相殿に坐。葛城。さて又續後紀に。武内宿禰第六男とあるに據れば。筑後高良社なる。借從五位上。津彦は。武内の御子なり。那男美命も。高良玉垂。命第六子と。當國帳に見えたるは。疑なく此公を祭れるなり。○組海水門。新羅地名なり。下の四十七年に。失道至沙比とあるこれなり。地理のさまを按るに。今の慶尙道金海あたりの水門なるへくおほゆ。

時新羅使者毛麻利叱智等。竊分船及水手。載微叱旱岐。令逃於新羅。乃造芻靈。置微叱許智之床。詳為病者。告襲津彦。曰。微叱許智忽病之將死。襲津彦使人令看病。即知欺。而捉新羅使者二人。納檻中。

以火焚而殺。乃詣新羅。次于蹈鞞津。拔草羅城還之。是時俘人等。今桑原。佐糜。高宮。忍海。凡四邑。漢人等之始祖也。

水手。カコの名義。應神紀十三年に見ゆ。一の訓フナコ。倭名抄に布奈古。萬葉九に三船子などあり。○芻靈。私記曰。久散比度加太。○微叱許智之床。本に許を脱せり。今考本集解本に从る。○令看病者。本に者字なし。今中臣本に从る。○檻中。入雲御抄に。宇奈夜は人を籠る處を云とあり。言義未詳。和訓栞に。うやなやといふ俗語に近し。うくなやまじき意にやと云つれど。あたれりともおほえす。さて天武紀には檻牢と訓り。但し人にはうなやと云。毛物獸にはヲリと云るか。雜令檻牢の義解に。檻者圈とありて。圈にもヲリの訓あり。○以火焚而殺。當時の刑なるへし。欽明紀に。馬飼首歌依か死する時のことを云て。收縛其子守石與中瀬水。將投水中とある本注に。投火爲刑蓋古之制也。とあるなどを合せ考ふへし。さて此時の事に似たる事あり。通證に。東國通鑑曰。新羅朴提上如倭死之。朴提上曰。於倭當以謀給。不可下以口舌論。臣若得罪而逃者。及臣既行。請囚臣家屬。乃以死自誓。不見妻子。倭王謂。提上實叛者。於是出師將襲新羅。仍以提上未斯欣爲鄉道。提上勸未斯欣潛還。乃焚殺木島中。文獻備考云。慶尙道。逃羅。在南三十里。新羅朴提。上死。子倭。其妻登。此室之。哭而死云々。とあり。今按三國遺事。三國史

記。亦有此事。而三國遺事。未斯欣作。美海。然爲晉義熙十四年事。則允恭天皇七年矣。時世大異。而事相似耳。と云れたり。されど此時の傳を。彼は混はせしものと見えたり。白石遺文にも説ありと。矢野玄道云り。○蹈輪津は。今詳ならねど。次なる草羅城に近き地とは知られたり。集解に。繼體天皇二十三年紀曰。入任那己叱己利城。伊叱夫禮智干岐。次于多々羅原。按蹈輪蓋新羅之地。其時得以屬任那。繼體天皇二十三年。遂爲新羅所掠。とあり。されど此蹈輪津は。今の慶尙道梁山郡の地にて。繼體紀なるとは異なり。敏達紀多々羅邑。推古紀多々羅城とあるも。繼體紀と同じ地ならん。○草羅城。雄略紀に。投身對馬之外。竄跡於匪羅之表。とあり。文献備考新羅地名に。良州本歙良洲。高麗曰。梁山。本朝慶尙道梁山郡。とある處なり。さて東國通鑑に。新羅慈悲王六年。倭侵新羅。歙良城。と云事あり。さて城をサシと訓るは韓語なり。紀中多く出。○桑原。倭名抄大和國葛上郡桑原。姓氏錄に。大和國桑原直。漢高帝十世孫。萬得。使主之後也。續紀二十。大和國葛上郡人。從八位上。桑原直。桑原直。直姓。同廿七。同國桑原村主。同麻呂等。四十人。賜姓桑原公。とあるは。此俘人の後なるへし。○佐糜。大和志に葛上郡神戶。今日佐味莊。東佐味。南佐味。二村あり。同書十市郡佐味村見ゆ。集解に。按徙於新羅沙比所俘之人。故有此名。とあり。○高宮。倭名抄葛上郡高宮。靈異記にもみえたり。○忍海。倭名抄忍海郡於之乃美。續紀養老六年三月。伊勢國忍漢人。疑脫海字。安得。近江國忍海郡手太須。播磨國忍海漢人麻呂。とあり。考證に。肥前國風土記云。三根郡漢部郷。昔者來目皇子爲征伐新羅。勅忍海漢人。將來居此村。令造兵器。因曰漢部郷。並可證。案忍海大和

十三年癸巳

國郡名。古工人多住其地。三年十一月紀忍海手人亦此。と云り。此漢人の後なるへし。○四邑漢人。此時に將て來りし俘人は。韓人なから。みな漢人なりけん。此例いと多し。然るを集解に。案謂新羅人。爲漢人。猶如今俗謂鮮人。爲唐人。と云れたるは。深く考へられさりしなり。

十三年春二月丁巳朔甲子。命武内宿禰。從太子。令拜角鹿筭飯大神。癸酉。太子至自角鹿。是日。皇太后宴太子於大殿。皇太后舉觴以壽于皇太子。因以歌曰。虛能彌企破。和餓彌企那羅儒。區之能伽彌。等虛豫珥伊麻輸。伊破多々須。周玖那彌伽未能。等豫保枳。保枳茂苔倍之。訶武保枳。保枳玖流保之。摩菟利虛辭彌企層。阿佐孺鳩齊佐々。武内宿禰爲太子答歌之曰。許能彌企鳩。伽彌雞武比等破。曾能菟豆彌。于輸珥多氏氏。于多比菟々。伽彌雞梅伽墓。許能彌企能。阿椰珥。于多娜濃芝作沙。

甲子は八日。○令拜角鹿筭飯大神。記云。故建内宿禰命。率其太子爲將。而。經歷淡海及若狹國。

之時。於高志前之角鹿造假宮而坐云々。とありて。此太子越海まで遠く行幸けるは。禊祓の爲なり。記傳云。そもく此御禊は。何事に因てと云事知られず。武郡云。鹿鹿は此御禊を。香坂王忍熊王を言向玉有を以知るへし。記には故字を其事より受たれと。此記には禊の事見えず。また年數を數多に過したれば。此記はいかゞあらん。また玄道云。この御禊は。平田翁又信友等の説に。神祇令なる道要祭の義解。臨時祭式に。番客云々の條を引て。漢人の朝れる時。又還れる時。又皇國の御使の諸蕃國に往て。還られし時にも。祓禊せられしは。蕃國よりつゝ來れる禊禊神をも。皇都に入れしとの御祭なれば。これも漢國より返り坐るに因ての。御禊わざなるへしと論はれし。實によき考なりと云れたれと。さらば皇后御自ら上り坐へき道理なるに。太子を下らしめ玉へるは。なほさる事にはあらし。守部か。彼伊弉諾尊の。日向海まで行幸し類にして。最重き所由そありけらし。と云れしは。さることなりけり。按ふに上代には。禊祓は貴も賤きも。聊も心にかゝる罪穢又禍事。又祈願ふ事などある時は固にて。又何となき時にも。爲しにそあらむ。さて其輕き禊は。郷里近き海川にてし。重きはやく遠き國の海邊に行ても物せしなるへし。さて又一處にも限らず。數處を重ねても爲しなるへし。武郡云。此に香坂王の伊勢に赴き玉ふ時。又京に歸坐時。路の間に處々の御禊あり。また後世に七瀬の祓と云事ある。みな上代の式の遺れるもなりしことなり。許に云れたり。本書に。されはこゝも。淡海海若狹の海若狹の海邊などにて。御禊つゝ經歷賜ひしなるへし。さて記の文のさま。云々之時とあるは。高志前と云處も。淡海若狹の内にある如聞ゆれども。此は古文のさまにて。淡海若狹を経て。高志前に到坐る時に。其國の角鹿にと云意なり。經歷とあるにて。淡海若狹は既に經過しこと知らる。さては淡海若狹を經歷と云こと。用なきに似たれども。かく云て。此國々を経て。處々に御禊しつゝ幸行る由を顯したるものなり。さて越前國に到坐るも。なほ御禊のためなるへし。と云れたり。故つらく考るに。淡海若狹を經歷玉ふは。實に御禊の爲なるへけれど。越前國に到坐るは。筒飯大神を拜み給はむ爲と見えたり。さるは此大神は。仲哀天皇また皇后の奉爲に。殊なる所縁坐す事は。始角鹿に幸しし時。行宮を造りて坐々ける時に。

此大神に御祈願ともありし事と見えて。紀には漏れたれども。八年の三月樞日宮より。皇后玉妃命武内宿禰安曇連を卒て。再ひ角鹿に到坐して。此大神を祭り玉ひし事ありて。其時大神の玉妃命に託して神教ありし事。氣比宮社傳に見えたり。此事は其全文を已に仲哀紀に引たれは。今は略けり。かくて此神教の如く。寇賊自服しかは。其報養の御祭に。必太子並に武内宿禰を下し給ふへきこと。もとより然あるへき理なり。故是以今太子と武内宿禰とを下して。此大神を祭らしめ玉ふになんありける。これを以おもへは。淡海若狹にて。祭らしめ玉ふは爲の御禊なる。さて氣比大神の事は。記の上のつゞきに。爾坐其地。伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云々。故亦稱其御名。號御食津大神。故於今謂氣比大神とあり。此大神は。式に越前國敦賀郡氣比神社七座地名是なり。此七座の祭神は。本殿三座御食津大神。又保食神とも。社傳に云り。左仲哀天皇。右神功皇后。東殿日本武尊。惣社應神天皇常宮大神。常宮は此社の攝社なるか。こゝも。西殿武内宿禰命。平殿玉妃尊。これ七座なり。なほ此餘に。七社御子神。銀神社。金神社。林神社。鏡神社。また二社。御子神。擬領神社。佐々別神社。などあり。御名義は。記傳に。氣は食なり。比は産靈などの靈なるへし。書紀に筒飯と書れたれど。御食津大神と稱奉れるに因て。其意を以て食靈大神と申すなり。さて又此御號に因て。此大神の坐す地名をも。氣比とは云なり。書紀垂仁卷に。既に此地名見え。又仲哀天皇二年にも。筒飯宮とあるなどは。後の名を以て語傳へたるものなり。と云れたれど。なほ按に。此御社には保食神の異なる御所縁ありて。大なる筒に飯を盛て供へ奉る式あり。其飯を眷くには。今も足にてふます。手杵もて精らけたるを。既に入れて蒸し。それをものに盛りて打ぬき。稻

くりまはる形容を。久留々々云。されは本岐玖流本斯と云も。壽廻らすなり。廻らすとは壽たる上にて。又壽て久理返し々祝壽よしなり。思廻す言廻すと云も。くりかへす意なるに合せて知へし。なほ此處の句等。神壽と豊壽とを相合せ。壽轉しと壽廻しとを。相對へてきけは。よく右の意は聞えたり。と云れたり。此説宜し。○摩菟利虛辭彌企屠。献來し御酒そなり。献るをたゞ麻都流とのみも云り。萬葉一に山神の奉る御調。十八に萬調麻都流となほ多し。さて此は少彦名神より。献り來し酒そなり。○阿佐孺鳩齊佐々。記傳云。阿佐受は阿佐々受か。其はまつ池川などの。水無くなりて潤るを。阿須と云へは。令酒を阿佐須と云へし。俗言にいへは。あせすなり。萬葉十 されは阿佐受は不令酒なるを。同言の重なる言は。一省きても云例にて。阿佐受と云るか。若然らば御盃を乾潤さず。引續々々飲賜への意なり。衰勢は飲めなり。明宮段國栖人の歌にも。云々岐許志母智衰勢とあり。食ふをも飲をも。共に衰須と云り。佐々は先つ萬葉に。佐々と云に神樂とも樂とも書るは。神樂に佐々と唱ふることある故なり。佐々那美を神樂聲浪と書る聲字を以て知へし。此事の由は上巻石屋戸 其神樂に唱る佐々と。今此佐々と本一なるへし。其は彼石屋戸の時の吉例に依て。凡て神樂の時は更にも云はす。人に酒食を進むるにも。自飲食にも祝て。佐々と云るなるへし。崇神卷に。活日と云人の。御酒を天皇に奉る歌の結に。伊句臂佐伊句臂佐とあるも。己か名を白して。佐々と勤奉れるなり。伊句臂は作者の名。二の佐は即此の佐々と同じきを離して。二たひに云るなり。凡ての歌のさまは。此の御歌と同きを以ても知へし。然るを私記にも契神も。これを以て久なりと注したるは非なり。祝て幾久と云ことはあれど。そは意異にして。歌語にはあらず。

さて今世には飲食のみならず。何事にも人を催し誘ふに。佐あ佐あと云は。又飲食の祝言より轉れるなるへし。但しかの石屋戸の神樂に。大御神の出坐さむことを。催しさいさひ奉 と云れたり。○一首の意は。此御酒は吾饜て献る御酒にはあらず。太子の御壽命を幸へ玉ふ。御樂神と坐すか上に。動きなき巖にさへ立玉ふ。少御神の懇なる神壽に壽廻し。豊壽に壽轉して。贈献來し御酒なれば。御盃乾潤さず飲せ。佐あ佐あと催し誘ひ玉ふなり。さて守部云。吾饜玉へる酒をかく白し玉へる。偽にはあらず。其日少御神を齋奉玉ひて。實に然か齋玉ひしにそある。酒は所謂醴酒の類なるへし。御兒に坐は。末酔ふ酒は奉るへからず。神代紀鹿葦津姫御子養育し玉ふ祭に。釀三天。甜酒一嘗之とあり。此御歌かけまくは恐かれど。御言少なるの中に。深き餘情こもりて。いともく愛く尊き御歌なるへしと云れたり。○許能彌企鳩。伽彌雞武比等破。此御酒を饜けむ人はなり。記傳云。那流といはすして那牟と云るは。其人誰となき故なり。大 後御歌に。少御神の歌賜ふとあるを承て。誰か願たりとも其人は知られぬさまに。○曾能菟豆彌。其鼓なり。守部云。曾能とは饜酒に。當昔口鼓を打て。歌ひつゝ舞つと饜ならひなりける故に。かみけむ人と云を承て。其とは云なり。次明宮朝云。吉野之國主等於吉野云々。献其大御酒之時。擊口鼓。爲伎而歌云々。また儀式に。且春且歌とあるも是なり。また彼明宮朝に。知饜酒人名仁蕃。又名須々許理等參來也云々。姓氏錄酒部公條に。大鷦鷯天皇御代。從韓國參來人兄曾々保利。弟曾々保利二人云々。令造御酒云々。とある此須々許理。曾々保利等の稱も。造酒とて口を饜るより出たるなり。倭姬命世記に。味酒鈴鹿とつゞけ。字鏡に饜須々保利

などある類を相合て知へし。今世にても。造酒家に立より見るに。米を洗ヒソク精るにも醸するにも。口
 笛を吹鳴し。是即須々 保流なり手つき足つき。やゝ儼に似たる態を爲すめるは。古の遺れるなり。いかにして
 然か爲るぞと尋ねたるに。只爲習しなれば。其所以は知されども。醸たる酒の弱き時は。故に口鼓を
 打事あるを見れば。諸實モロモロのよく涌立フキむことを。誘イサふわさなるへし。此外祝事忌事多かる。其爲なら
 はしに背く時は。極て酒熱サウすと云き。此等の事とも何處の國にても。造酒の人々は。其々に心得たる
 へければ。只聊採出たるのみ。と云り。○于輪珥多氏々は。立レ白也。私記曰。師説古時白邊立レ鼓。
 以ニ其聲助ニ杵聲也。とあり。記明宮段に。吉野之國主等。於吉野之白橋上。作ニ横白ニ而。於ニ其横白
 釀ニ大御酒云々。擊ニ口鼓ニ爲レ伎而歌曰。ともありて。上代には白に酒を醸しけり。なほ其事類神 紀に云へし。大神宮
 儀式帳。清酒作スミヤク物忌職掌に。陶内人作進ツクリ。碓ニ三ニ口ニ仁ニ。碓ニ春ニ白ニ御酒備備供奉。とあるを合せて知へ
 し。○于多比菟々。歌作なり。記傳云。儀式大嘗會儀に。造酒童女先春ツクリ御飯稻。次酒波等。共不レ易
 手。且春且歌。歌詞 當時 之とあるは。稻を春時の事なれど。醸時カウも准へて思ふへし。とあり。○伽彌雞梅
 伽墓。將レ釀哉なり。記には迦美祁禮加母カミケレカモとあり。さて記には此次に。麻比都々。迦美祁禮加母の二句
 あり。○許能彌企能句阿椰珥句。記には許能美岐能句美岐能句阿夜邇とあり。通説に。古事記作美岐能阿夜邇 六字一句也。と云れたれど。二句
 へし。○于多娜濃芝作沙。類史には作沙を佐沙ササに作る。釋紀中臣本考本ともに枳佐キサに作る。本の濃芝の傍 枳字を添
 たるも。さる本に。于多は契沖説に。宴の下略なるへしと云り。宴ウケ樂レきなり。記傳の 鴨樂の説 枳佐とあ

るによらは。枳は上の雞梅伽墓の辭の結なり。郷濃芝のみにては。伽墓の結になりかたし。類 枳四葉郷濃芝と云にて。辭上下とものへり。 さて沙々を沙との
 み一ツ云も。かの伊句臂佐の例の如し。又沙々として。上は郷濃芝にても。辭違へるには非ず。其時は
 上の雞梅伽墓にて語絶カレて。加の辭下へは係らず。然る格も例あることなり。辭のさとのひを。よ かつまへきなり。 と記傳に
 云れたるか如し。これは本のまゝに。于多郷濃芝作沙として。 叶はさるにはあらず。記と同じければなり。○一首の意は。けにも此御酒を醸しけむ人は。然
 も鼓を臼の邊に立置キて。擊キて歌ひつゝ醸カければ歎カも。其餘あり。 此御酒のあやに味く。今日の宴の樂しさ
 よ。佐あ佐あとなり。さて守部云。此歌あやに美味とはいはずして。あやに樂しと云るは。彼歌ひつ
 と醸カけれかも。舞つゝ醸カけれかも。とあるを承たるにて。酒の美味意は其中にこめたるなり。よく心
 つけて味ふへし。と云れたるか如し。○記云。此者酒樂サカケ之歌也とあり。記傳云。佐加本賀比と訓へ
 し。此に樂字サカを書るは。宴樂の時にうたふ歌なる故なり。水賀比と云言は。樂字の義はあたらされども。かの大股祭 のたぐひなり。祭字もホカロには當られども。彼祭に讀
 詞なる故に。やかとあり。○さて本には此次に。三十九年是年也大歳己未。魏志云。明帝景初三年六月。倭女王遣 大夫難斗米等。詣郡。求詣天子。朝 將送詣京師也。四十年。魏志云。正始元年。遣建忠校尉 携等。奉詔書印綬。詣倭國也。四十三年。魏志云。正始四年。倭王復遣使。の三章あり。
 もとより本文ならぬ事は著明ければ。集解本に據ニ古本及清家本ニ刪レ之とあるに從て。今も除けり。
 右の文にも。諸本に異同もあれども。本文なら ぬ上は。論ふも益なれば。今はおきていはず。さるは玄道云。天書曰。三十八年秋七月。皇后使ニ於魏ニ。令レ窺ニ異
 國之地形。並民之風俗ニ矣。とあり。馭戎慨言にも既に論はれし如く。天使を漢國へ賜ひて。音信を通
 はし賜ひし事は。更になきことなれど。王代一覽。歴史畧評注。八幡本紀などに。大后三十年。吳孫權

か日本を攻むとて。數萬の人数を渡せしか。海上にて疫疾にかゝりて。死者多かりし故に。其事をえ果さぬよし記せるは。皇國の何書に出たるか知らねと。宋司馬光が資治通鑑に。吳主孫權黃龍二年正月。使將軍衛温諸葛直。將甲士萬人。浮海求夷州。同五年二月。衛温諸葛直軍行經歲。士卒疾疫死者什八九。賈洲絶遠。卒不可得至。得夷洲數千人。還。温直坐無功誅。胡三省注。後漢書東夷傳曰。會稽海外有夷洲及賈洲。傳言秦始皇使徐福。將童男女數千人。入海求蓬萊神仙。不得。福懼誅不敢還。遂止此洲云々。沈瑩臨海水志曰。夷洲在臨海東南。去郡二千里。土地无霜雪。草木不死。四面是山谿云々。今人相傳。倭人即徐福止王之地。國中至今。廟祀徐福。といひ。吳志にも賈洲在海中。長老傳言云々とて。徐福が事をいひ。人民時有至會稽。貨市。會稽東治縣人。有入海行。亦有遭風流移至賈洲者。所在絶遠云々とて。衛温等か還る事を同年に係たり。或説に夷洲賈洲は琉球國ならむと云るも。然る説なるか。彼黃龍二年は。即御祖命攝政三十年にて。彼奴どもの皇國近く來りしことは論なければ。類聚大補任。楊鳴曉筆などに。此御代廿五年。三十七年。四十四年に。并に新羅と合戦ありし由見えたるは。若くは吳賊孫權が來寇せむとせしを。混傳へたるにや。とおほゆれば。御祖命及大臣大連たちの神策遠謀にて。密に人を吳魏の國に遣はして。異賊の情狀を窺はせ給ひけむ事は。あらずとも定めかたし。因に云む。徐福は王と爲るとあるは。皇國にまれ。琉球にまれ。偏阪の一小里を賜はりて棲しを云るにて。赤縣太古傳に。王とは小里に長とある者をいふ。彼國の例なりと論れたる

か如し。冬讀書餘にも。吾所云守者。彼或記爲王。薩摩王豊後王之類也。是不知皇國无封王制。且世有其土者。皆呼爲守而然也。とあるを案ふへし。と云れたり。

四十六年
丙寅

四十六年春二月乙亥朔。遣斯摩宿禰于卓淳國。於是卓淳王末錦旱岐告斯摩宿禰曰。甲子年七月。中。百濟人久氏。彌州流。莫古。二人到於我土。曰。百濟王聞東方有日本貴國。而遣臣等。令朝其貴國。故求道路。以至于斯土。若能教臣等。令通道路。則我王必深德君王。時謂久氏等曰。本聞東有貴國。然未曾有通。不知其道。唯海遠浪嶮。則乘大船。僅可得通。若雖有路津。何以得達耶。於是久氏等曰。然即當今不得通也。不若更還之。備船舶。而後通矣。仍曰。若有貴國使人來。必應告吾國。如此。乃還。爰斯摩宿禰即以倭人爾波移與卓淳人。過古二人。遣于百濟國。慰勞其王。時百濟肖古王。深之歡喜而厚遇

焉。仍以五色綵絹各一疋。及角弓箭。并鐵鋌四十枚。幣爾波移。便復開寶藏。以示諸珍異。曰。吾國多有是珍寶。欲貢貴國。不知道路。有志無從。然猶今付使者。尋貢獻耳。於是爾波移奉事而還。告志摩宿禰。使自卓淳還之也。

斯摩宿禰。出自詳ならず。卓淳國下に。本に斯摩宿禰者不知何姓人也とあり。集解に。古本无。私記攙入。と云て刪られたるは然る言なり。今其に从ふ。○卓淳國。本の傍訓に。卓を得とあり。淳は訓にシユとあれども。薩摩本にはシユンとあり。さて此國は。釋紀に兼方案之。卓淳國者任那國之別種也。とあれど。今其地詳ならず。欽明紀五年に。新羅に滅されたるよし見ゆ。○末錦早岐。末錦は王の名。早岐は號にて。諸韓にて王をも其族をも通はして云ること。既に云り。○甲子年は。四十四年なり。○七月中。通證に。應神紀九月中。皆謂中句也とあり。訓ナカノトワカセのみあれども。彌州流。莫古。三人の名なり。氏傍訓踏ヲイと訓む。釋紀に州音都とあり。音を通はせて云るなり。○百濟王聞東方云々。記傳云。此の文によるに。元年の紀に。高麗百濟二國王。聞新羅收國籍。降於日本國云々。自來于營外叩頭云々。とあるは。後に加へられたること。こゝこそ通えたれ。百濟の参りし

は。これより後の事にこそあれ。と云り。此事なほ次に云へし。○有日本貴國。集解に日本二字をは削りて。貴上原有日本二字。古本無。傍訓攙入。と云へり。されどこの古本と云もの疑はしければ。本のまゝにてあるなり。○斯土は。卓淳國なり。○徳の訓。オムカシミセム。雄略紀にも徳字をよめり。下文欣戚も同じ。さてオをウに通はして。ウムカシと云へる事。續紀宣命どもに見え。またオを畧きてムカシとのみ云へる事も。靈異記の訓。萬葉の歌どもに見ゆ。また字鏡には。偉慶於毛加志ともあり。序に云。字鏡に可成は見。而咲。阿奈加志とあり。さらば笑ふ方。に云も。於奈加志の略として。於の假字と定むへさか。なほよく考ふへし。○若雖有路津。本のまゝにては通えかたし。今按に若下は無船舶の三字を脱たるか。次文に更還備船舶と云事あるにて。しかおもはるゝなり。○倭人。繼體紀に毛野臣倭人。説文に倭從也とあれハ。トモヒトと訓へし。○爾波移。私記移音野とあり。欽明紀などにも。韓人の名に。多く移を也の音に用ゐたり。○肖古王。本に肖を肖とあり。永享本考本肖とあるに从ふ。續紀にも近肖古王とあれども。下文四十九年文また三國史記。東國通鑑等にも肖とあり。記に照とあるは。音同じきまゝに通はし書るにて。肖なることいよく明らけし。記傳云。肖古王は東國通鑑に依れば。百濟第六世の王にして。其元年は後漢桓帝永康元年にして。成務天皇三十七年にあたり。神功皇后の新羅を征賜ひし年。此王の三十四年に當れり。又欽明卷に。百濟聖明王曰。昔我先祖速古王貴首王之世。安羅加羅卓淳早岐等云々。とあるも。彼太后の御世の事にして。速古王即肖古王なり。此は肖と速と。彼國の音相通ひて書りて見ゆ。さて續紀四十に。延暦九年

津連眞道等上表言。眞道等本系。出自百濟國貴須王。貴須王者。百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者云々。降及近肖古王。遺慕聖化。始聘貴國。是即神功皇后攝政之年也。其後輕島豐明朝。御宇應神天皇云々。國主貴須王云々。と見ゆ。此れも肖古字を肖に誤れり。さて此は肖古王なるを。近肖古王とあるも。混れつる誤なり。四年に當りて。遙に後なり。さて貴須王は。書紀に肖古王の子にして。太后の六十四年に薨。とあり。武鄉熱按に。此眞道の上と見ゆ。貴首とも作り。東國通鑑には。仇首王とあり。又姓氏錄に。近貴首王と云も見たり。

言に據れば。彼國の肖古王第六世と。近肖古王第十世とを。一にせしか如くなれど。さにはあらて。其家の傳説には。我皇朝に始めて聘せしは。近肖古王と爲たるなり。己か家の本系を誤りて。いかてか。是則神功皇后攝政之年也。などは書くべき。さらば紀の年立はいかにと云に。古事記なる御世々々天皇の崩年に據て。紀と引合すれば。干支二廻の相違あり。此事は管政友か。古事記年紀考と云もの據て。その記作れる對照表に詳かなり。其説につきて云ふ。

の年紀と。韓史の年紀とは。いとよく合へれば。其方に附て次々に論はんとす。されど紀はもとより正史なれば。其を改め直さんとはあらねど。記の年紀はた。すてかたければなり。其記の年に據れば。近肖古王とある方。彼家の傳説にもあへれば。すてかたきか故なり。なほ此王の年立の。此紀と合はざる事など。應神紀に委しく云へし。○綵絹。通證に。志美。染也。齊明紀綵絹調同とあり。○一疋。疋小國雅。倍。兩謂之疋。をムラと云る言義未詳。後撰集に。くれはとりといふ綾を。ふたむら包て遣しける。くれはとりあやにこひしくありしかは。ふたむら山も越すなりにき。フムラ。フムラ。二疋に二村。山をかけたなり。垂仁紀

には。疋をマキと訓り。いづれか古へならむしらす。○角弓箭。倭名抄調度部。角弓。爾雅注云。弭

都能由美。今之角弓也。とあり。集注云。所引釋器注云。詩小雅。象弭魚服。傳云。象弭。弓反末也。所以解抄。鐵。說文云。和名久路加調。黑金也。箋注云。按仁德紀鐵訓。久呂加調。枕冊子亦有是名。即黑金之義。神功紀鐵鏡。孝德紀齊明紀鐵。新撰字鏡錄字。皆訓。彌利加彌。練熟鐵之義云々。彌利不爲レ語。當下依新撰字鏡及日本紀訓云。彌利加彌也。とあり。○四十枚の訓。フル詳ならず。通證に。今按刀劍曰。鐵柄。曰。彌利。是也。など云るは。更によしなし。

○幣爾波移。本に幣を弊に作る。今考本集解本に从る。○然猶。二字集解に古本无と云て刪れり。○還之也。薩摩本に也字なし。

丁四十七年

四十七年夏四月。百濟王使久氏。彌州流。莫古。令朝貢。時新羅國調使與久氏共詣。於是皇太后。太子譽田別尊。大歡喜之曰。先王所望國人今來朝之。痛哉不逮于天皇矣。群臣皆莫不流涕。仍檢按二國之貢物。於是新羅貢物者珍異甚多。百濟貢物者少賤不良。便問久氏等曰。百濟貢物不及新羅。奈之何。對曰。臣等失道。至沙比。則新羅人捕臣等。禁囹圄。經三月而欲殺。時久氏等向天而咒詛之。新羅人怖其咒

詛^レ而不^レ殺。則奪^レ我^レ貢物。因以爲^レ己國之貢物。以^レ新羅賤物。相易^レ爲^レ臣國之貢物。謂^レ臣等曰。若語^レ此辭者。及^レ于還日。當^レ殺^レ汝等。故久^レ氏等恐怖而從耳。是以僅得^レ達^レ于天朝。時皇太后。譽田別尊。責^レ新羅使者。因以祈^レ天神曰。當遣^レ誰人於百濟。將檢^レ事之虛實。當遣^レ誰人於新羅。將推問^レ其罪。便天神誨之曰。令^レ武內宿禰行^レ議。因以^レ千熊長彦爲^レ使者。當^レ如^レ所願。一云。千熊長彦武藏國人。今是額田部。規本首等之始祖也。百濟記云。職麻那那加比跪者。蓋是歟也。於是遣^レ千熊長彦于新羅。責^レ以^レ濫^レ百濟之獻物。

百濟王使云々。令朝貢。令字古本に无きに據て。集解本に刪れり。本高本に既にも云へる如く。此紀には新羅王の服へる時に。高麗百濟二國王も。營外に來りて歎曰云々とあれど。甚疑はし。上に引る桓武天皇延暦九年紀。津連眞道上表に。近肖古王に及びて。遂に聖化を慕ひ。始て貴國に聘る。これ則神功皇后攝政の年なりと云ひ。近肖古王の事上に云り三代格十七。又賦役令集解に引る。延暦十六年五月癸丑の勅に。百濟王等遠慕^レ皇化。航^レ海梯^レ山。輪^レ欵久矣。神功攝政之世。則肖古王遣^レ使貢^レ其方物云々。と宣

給へるも。皆この時のことを指せり。記傳に云れし如く。これを百濟國の朝貢せし初なるべき。なほ此事應神紀に云ふへし。○至沙比の下。本に新羅二字あり。本高本になし。集解に衍として刪れり從へし。上文に鉏海水門とある此地なり。○囹圄。倭名抄。唐韻云。囹圄獄名也。和名比度夜。とあり。仁賢紀敏達紀孝德紀などに獄。天武紀に囚獄を。みなしかよめり。靈異紀には。囚獄二合ヒトヤと見ゆ。記傳云。人屋の謂なり。凡て屋はみな人の屋なるに。別てかく名くるは。物を入るゝ如くに。人を籠置屋なるを以てなり。棺と同じ例なり。とあり。○咒詛。訓にノロヒトホフとあり。其本にホをコに作る。さらばのろひてとこひたる由なるへし。信友云。ノロヒは。怨ある人に禍を負ふせむと。ふかく一向に念ひつめて。ものする所爲ときこゆ。伊勢物語に。天のさか手をうちてなんのろひをる。むくつけき事。人ののろひことは。おふものにやあらむ。おはぬものにやあらむ。うつほ物語に。うけひのろひせむとて云々。此はうけひてのろひたるなり。榮花物語に。のろくしきと云る詞も見えたり。何れも怨めしげにのみものせるを云へるなり。トコヒは言靈によりてする術。ノロヒは言にいはす。念つめてものするなり。さてノロフと云ふ貢の意。ノロヒは。あからめせずして。視注やうの意なるへし。そは。應の一名をノロとも云ふ處あり。國人これを捕へむとするに。福羅羅ふ状をすれば。目を放たず視注をるを。傍よりうかねらひて捕ると云へり。本草にも國人羅來。則羅羅注視。とも見えたるも同じ。俗に一方にのみかこつらひて。傍の事に意のわたらぬ人を。ノロシと云ふも同意にて。かの羅のノロも同言なり。と云り。尙考へし。詛の事は神代紀注に云り。○語此辭者。本に語を誤に作れり。今信友校本の一本に从ふ。○祈天神。こゝにはたゞ天神とのみあれど。住吉神代記に。皇后祈^レ大神曰云々。使大神具指^レ人誨賜云云。とありて。住吉大神の御誨と爲り。上代はかく大事ある時は。天神地祇の命を

乞承まじき。己命の叡智のみは頼みまきて。神に祈て御政を行はせ給ひしこと。此段を見ても推量り奉られて。いとも貴し。○天朝は。御門より起り。皇國をも惣稱せるなり。○千熊長彦。詳ならず。千熊は地名にて。長彦は名なるへし。さらば千熊之と訓へし。栗田氏説あり。次に云。○本の注に。千熊長彦者。分明不知其姓一人の十二字あり。集解に。古本无。蓋私記攙入。と云て刪去れり。今それに従ふ。○一云千熊長彦武藏國人今は云々。本に千熊長彦四字無し。集解に。今以古本補。とあるに从れり。武藏國人は。神代紀に。天穗日命此武藏國造祖とあり。此事次に云。さて國造本紀に。思國造。思下太志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命。此五字栗田寛説に據て補へり。以下も同じ。十世孫志久麻彦定賜國造とあり。栗田寛云。志久麻彦は。此の千熊長彦又稱麻那加比跪と同人なるへし。和名抄を按るに。陸奥國色麻志加郡色麻高之加郷あり。是より出たる名にやあらん。次に。伊具國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。豐島命定賜國造。とある豐島命は見あたらず。前條に引る。千熊長彦一云武藏國人とあるは。實に志久麻彦ならむには。この豐島命の名は。武藏國豐島末郡より出しなるへし。また次に染羽國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。足彦命定賜國造。とある足彦命も。姓も考なし。阿岐國造同祖十世孫とあるを思ふに。阿尺國造比止禰命。阿尺國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。比止禰命定賜國造。思國造志久麻彦。伊具國造豐島命。此足彦命と兄弟なり。と云り。なほよく考ふへし。○額田部槻本首。考なし。神代紀に。天津彦根命額田部連等遠祖とあり。右に引る天穗日命。天津彦根命と兄

弟なれば。此氏にて武藏國人と云には。由ありけなり。なほ考ふへし。槻本氏は。天武紀朱鳥元年八月。槻本村主勝麻呂賜姓連。と見えたり。氏は。續紀十六槻本連若子。また同書三十五。槻本公老。後紀五。槻本公奈豆麻呂と云もあり。續後紀槻本連良棟等。賜姓安埴宿禰。其先出自後漢獻帝後也。とあり。此の氏は大友村主と同族なり。推古紀十年に云り。併せ考へし。また天武紀槻本村主の下にも云り。和名抄攝津國西成郡槻本都木乃毛止とあり。○百濟記云々は。後人の攙入なる事。首卷に云るか如し。さて此書は。其頃百濟國人の撰へる書にて。皇國に傳はれるなり。此作にも。續紀飲明紀等の細書に。百濟本記あり。續紀武烈紀の細書に。百濟新撰あり。職麻那々加比跪は。シマナナカヒク。と訓へきか。またはシクマナナカヒクか。さらば一の那は行なるへし。さて歟也の也字。永享本に無し。決く衍なり。○皇后の四十七年。魏志に。これより先卑彌呼。狗奴國の男王卑彌呼と和せず。ことに至て載斯烏等を魏につかはして。相攻撃する状をつく。魏王塞曹椽三張政等を倭國につかはして。檄もて告諭せしむ。卑彌呼の宗女壹與を立て王とす。壹與邪狗をして政等を送り還らしめ。物を献したりし事。見えたり。但しこれらみな。筑紫の偏土。又は倭國人などのしわざなり。此卑彌呼と云ものを。姫子りとか爲へき。男に姫と云ことあるへくもあらず。

四十九年 己巳

四十九年春三月。以荒田別鹿我別爲將軍。則與久氏等共勒兵而度。

之。至卓淳。因將襲新羅。時或曰。兵衆少乏。不可破新羅。更復奉沙白蓋盧。請增軍士。即命木羅斤資。沙沙奴跪。是二人不知其姓名也。但木羅斤資者。百濟將也。領精兵。與沙白蓋盧共遣之。俱集于卓淳。擊新羅而破之。因以平定比自林。南加羅。喙國。安羅。多羅。卓淳。加羅七國。仍移兵西廻。至古奚津。屠南蠻。忱彌多禮。以賜百濟。於是其王肖古。及王子貴須。亦領軍來會。時比利。辟中。布彌支。半古四邑。自然降服。是以百濟王父子。及荒田別。木羅斤資等。共會意流村。今云三州。流須祇。相見欣感。厚禮送遣之。唯千熊長彥與百濟王。至于百濟國。登辟支山。盟之。復登古沙山。共居磐石上。時百濟王盟之曰。若敷草爲坐。恐見火燒。且取木爲坐。恐爲水流。故居磐石而盟者。示長遠之不朽者也。是以自今以後。千秋萬歲。無絕無窮。常稱西蕃春秋朝貢。則將千熊長彥。至都下。厚加禮遇。亦副

久氏等而送之。

荒田別鹿我別は。應神紀十五年に。遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟。仍徵王仁。とあり。姓氏錄止美連條に。尋來津公同祖。豐城入彥命之後也。四世孫荒田別命。また田邊史條。豐城入彥命四世孫大荒田別命。また大野朝臣條。豐城入彥命四世孫大荒田別命。とあり。さて國造本紀。浮田國造。志賀高穴穗朝。瑞籬朝。五世孫。賀我別王定賜國造。とあり。此五世孫の上に。皇子豐城命の五字。脱たるものなるへしと。栗田寛云り。さらば賀我別王を。豐城命五世孫として。姓氏錄に合せて考ふれば。荒田別命の子なるへし。さて鹿我別巫別を。荒田別と並へ云るを。以てみれば。鹿我別巫別は同人なるへし。此賀我別王。成務朝に國造となされしをおもへは。當昔已に功勳ありし人なるへし。○爲將軍。玄道云。征伐の將軍を遣はされしは。新羅國の其罪に伏し奉らて。詔使を拒み奉りし故とぞ聞えたる。と云り。○因將襲新羅。因字。秘閣本中臣本永享本薩摩本に國と作り。卓淳國なり。さて此文に因る時は。今の慶尙道の邊海近き國と見えたり。○沙白蓋盧。集解に。按卓淳人也と云り。○木羅斤資沙々奴跪。本注に是二人不知其姓名也。但木羅斤資者百濟將也。の十九字あり。本高本になし。集解にも私記據入として刪れり。上の千熊長彥の下の注と同じければ。其に从ふへし。名の様をおもふに。けに百濟の將なるへけれと。これはもと皇國人にて。彼國に遣はされ。軍將となりたるものと通えたり。敏達紀なる大率北國遣送事日羅が。百濟に居りし事と思ふへし。○俱集。俱字本に但とあり。今中臣

本舊板本集解本に从ふ。又按に疑くは祖字の誤しものか。○擊新羅而破之。天書に。此時新羅和を請ふて貢物を奉る。とあり。○比自林。通證に釋林音益。今按ニ字書無ニ林字。當作レ林。玉篇林音木。とあれど。天智紀に答林春初。又林日比子など云人もあれは。強て誤とも云ひ難し。古からる字ありけらし。此國は文獻備考に。新羅火王郡。本比自火郡。一云比斯伐。高麗昌寧郡。顯宗入ニ密城。本朝昌寧縣。仁祖朝入ニ靈山。とある處なるへし。さて是より以下の七國は。欽明紀二十三年に見えたる。任那國十國の内なり。今此等の國等を平定しめ玉へるは。蒲生氏説に。新羅所侵地とあるか如くなるへし。○南加羅。私記に南は阿利比志とあり。韓語なり。加羅は數種あり。次に云。此なるは南方に依れる加羅なり。○味國。釋紀味音毒。音味此國詳ならず。文獻備考海防部に。慶尙道金海下に德島在南十里 德只島在南五十里 また熊川下加德島在東南海 德山浦在四十里 とあり。これらのうち味國にはよしあらぬか。○安羅多羅加羅。安羅は今慶尙道咸安郡に阿羅伽那あり。これなり。伽那の一種なり。文獻備考に。阿羅伽那國。一作阿那 法興王滅ニ阿良國。以ニ其地ニ爲州。景德王改爲ニ咸安郡。とあるこれなり。多羅は同書に。新羅江陽郡。本大真州郡。一作作。又作野。 高麗陝州。顯宗 本朝陝州郡。とある地なり。加羅は。又伽那とも云り。數種あり。金官加洛あり。輿地志に。今金海府。宮城在。府西三百步。有ニ首露王墓。云々。 大伽那國あり。輿地志に。大伽那今高靈縣。南一里有ニ宮闕遺址。云々。 小伽那國あり。高麗地志曰。固城縣本小伽那。新羅取之。置郡。 古寧伽那國あり。三國地志曰。古寧郡本古寧伽那。新羅取之。置郡。 阿羅伽那國あり。上 星山伽那國あり。東國地志曰。星山伽那。今星山。一云勢。三國遺事以ニ星山。爲ニ六伽那。一。 とあり。さて安羅も伽那の一種なれとも。後に此地に任那日本府を置

れしより。其在所によりて安羅日本府とも云へり。東國通鑑六。高句麗條に。晉ニ衆士ニ造梯。衝ニ於安羅。同四。安樂王と云も見えたり。さて此等の國とも。近き頃出たる。我允恭天皇三年高麗國にて立たる。東夫餘永樂王碑文にも。任那加羅安羅等と云名見えたり。○古奚津。詳ならず。集解に。全羅道有ニ古阜郡古阜縣とあるは。叶へりや否しや。○南蠻忱彌多禮。忱應神紀に枕と作り。一本には枕とあり。 何れにてもトと讀るれど。忱とある方宜しかるへし。さて南蠻は。百濟國の南邊を云るなり。通證に謂ニ韓國之蠻。非ニ四夷之蠻。 忱彌多禮をさして云るものなり。忱彌多禮。詳ならず。今全羅道南邊に同福縣あり。文獻備考に。百濟時豆夫只縣。新羅高麗時同福縣。初入。本朝同福縣。太宗朝入。和順。稱ニ福順。 とあり。もしくはこよなどにや。○王子を。セシムと讀るは韓語なり。○貴須。釋紀に須音主とあり。此王の事既に云り。なほ六十四年の下に云へし。○比利。辟中。布彌支。半古。本に支を友に誤れり。今釋紀又考本に據る。集韻支音祇とあり。この四邑も詳ならず。但し魏志馬韓五十四國の内ニ卑離國あり。南蠻の内なるへし。○意流村。今云州。流須。今詳ならず。 村をスキと訓るは天智紀にもあり。通證。須祇蓋韓語也。南史百濟國邑曰ニ樓魯。猶ニ中國言ニ郡縣。とあり。○送遺之。荒田別鹿我別木羅斤資を。皇國に送り返すなり。○至于百濟國。本に至字なし。中臣本永享本應永本薩摩本等に依て補ふ。南方の國より。百濟國境に歸り至るなり。さて按に。此時百濟の都は北漢城なり。即今の北漢山城なり。 近肖古王二十六年に。この地に都を移せり。○辟支山。支本に友に詭る。今釋紀に據て改む。辟支山詳ならず。今忠清道大興縣に。白日山

と云あり。名のさまを思ふに。もしくはその山にもあるへし。通證に。无例蓋韓語。八雲御鈔云。牟禮山々。今朝鮮語云ニ毛惠とあり。皇國にても山をムレと云り。記の雄略條の御製に。美延斯怒能。袁牟漏賀多氣爾。皇極紀御製に。伊磨紀那屢乎武例とあり。韓語の轉れるか。但し古言か。○古沙。詳ならず。欽明紀に古婁國とあるは同じからず。其は任那の一國なり。北史百濟傳に。其都曰古拔城云々。其外更有五方。中方曰古沙城とあり。○敷草爲坐。本に敷を敷と作り。今並河本考本集解本等に據る。坐の訓井シキ。應神紀に席をも訓り。今も然云り。○居磐石而盟。永享本石の下に上字あり。○都下は。通證に百濟の都城とあり。

五十年庚午

五十年春二月。荒田別等還之。夏五月。千熊長彦。久氏等。至自百濟。於是皇太后歡之。問久氏曰。海西諸韓。既賜汝國。今何事。以頻復來也。久氏等奏曰。天朝鴻澤。遠及弊邑。吾王歡喜踊躍。不任于心。故因還使。以致至誠。雖逮萬世。何年非朝。皇太后勅云。善哉汝言。是朕懷也。增賜多沙城。爲往還路。驛。

諸韓。上に南嶽忱彌多禮などあるを云。○踊躍。欽明紀にも見えて。何れもホトハシリと訓り。散々飛走にて。嬉しきにも哀しきにも云り。字鏡に。仲心憂也。心保止波志留。○多沙。繼體紀に。加羅多沙津とあり。文献備考云。新羅河東郡。本韓多沙郡。本朝慶尙道河東府とあり。此地なり。○路驛。通證に驛既館也。倭名抄無末夜とあり。驛の事は孝德紀に。扶桑畧記に。五十年始造路驛とあり。玄道云。天書扶桑畧記濫觴抄などに。夏四月諸州に詔して。驛路を作て行路に便にせしむとあるは。若くは此多沙城の事を。混じ傳たるにはあらざるか。と云り。

五十一年辛未

五十一年春三月。百濟王亦遣久氏朝貢。於是皇太后語太子及武内宿禰曰。朕所交親百濟國者。是天所致。非由人故。玩好珍物。先所未有。不闕歲時。常來貢獻。朕省此款。每用喜焉。如朕存時。敢加恩惠。即年以千熊長彦。副久氏等。遣百濟國。因以垂大恩曰。朕從神所驗。始開道路。平定海西。以賜百濟。今復厚結好。永寵賞之。是時百濟王太子。並類致地啓曰。貴國鴻恩。重於天地。何日何時。敢有忘哉。

聖王在上。明如日月。今臣在下。固如山岳。永爲西蕃。終無貳心。

五十二年
壬申

五十二年秋九月丁卯朔丙子。久氏等從千熊長彥詣之。則獻七枝刀一口。七子鏡一面。及種々重寶。仍啓曰。臣國以西有水。源出自谷那鐵山。其遶七日行之不及。當飲是水。便取是山鐵。以永奉聖朝。乃謂孫枕流王曰。今我所通海東貴國。是天所啓。是以垂天恩。割海西而賜我。由是國基永固。汝當善脩和好。聚斂土物。奉貢不絕。雖死何恨。自是以後。每年相續朝貢焉。

丙子は十日なり。○七枝刀。萬葉集に狗劍和射見我原。注釋に高麗國劍鋒有七枝。と云ことあり。年山紀開六。二鞘の刀七枝。刀の條に。萬葉四。人言をしけみや君を二さやの。家をへたてゝ戀つゝあらむ。御釋云。二鞘は兩枝。刀を刺す鞘か。中に隔のあれば。家を隔てゝと云んため也。神功皇后紀に。七枝刀一口。七子鏡一面。この七枝刀といふは。本は一にて。末の七つにわかれたる刀なるを。七

鞘にをさむる故に。なゝつさやのたちと云か。兩枝船をふたまたふねとよめることく。なゝまたのたちとよむへきか。六帖刀の歌に。あふ事の刀さしたる七子の。さやかに人の戀らるゝかな。又鞘の歌に。七子のさやのくちくつとひつゝ。われを刀にさして行なり。二首ともに神功紀によるか云々。今按に。六帖の歌に七子とよめるは。神功紀に七子鏡とあるを。刀の事とおもひ誤てよめるか。七子のさやとよめらは。本文にかなふへきにや。さて二さやの刀。七さやの刀といふは。いかに作れるにかあらむ。製法不審なり。上代の事はかりかたし。また兩枝船もおほつかなし。と云れたり。今按に。東大寺寶物中に。一つ鞘にて。口のあまたある小刀ありと云り。これ七枝刀ありし證なり。高麗國劍鋒有七枝とあるか如く。諸韓にはかゝる刀。上代に多かりしものと見えたり。○七子鏡。此は周りに七箇の子ありて。俗に七曜紋と云ものゝ状したる鏡と通えたり。今俗に七子と云ものは。此を多く集めたるものなれど。其もとに據て名けしなるへし。さて此七子鏡より轉化して。七子刀と云事は始りしなるへき事。右に云るか如し。藝文類聚天部に。樂補文鏡と云る。さて此刀また鏡等を献れることは。記應神段。百濟國貢三横刀及大鏡とあり。即此時の事を記したるなるへし。こゝに大后の御世に係たれど。即應神天皇の御世なれば。此に記せると御代違へるにあらず。○谷那鐵山。應神紀八年本注に。峴南。支侵。谷那。東韓之地とあり。天智紀に谷那首と見えたるは。此地に依れる人か。百濟の地なり。文献備考に。全羅道百濟欲乃郡。新羅。谷城郡。高麗。谷城郡。初入昇平。後入羅州。とあり。谷那鐵山はもしくは此處なるへし。○枕流王。枕一本耽ともあり。されど枕にてもトムの

音に妨なし。又悦字にてもあるへし。此王の事下に出。○自是以後。本に以字なし。今集解に據古本補とあるに从ふ。

五十五年
乙亥

五十五年。百濟肖古王薨。

肖本に背に謬る。今永享本に據る。其よしは已に上に云り。此王の事も已に出。上にも云るか如く。百濟に肖古王と近肖古王と二人ありて。時代も大に異なれど。まさき此王の子孫とも。皇國に多く歸化りて。姓氏録に。石野連。大丘連。三善宿禰。れやすし。この事はは次に云。 春野連。而氏。巴汝氏。汝野氏。眞野連。錦部造等。皆其末裔の氏なり。

五十六年
丙子

五十六年。百濟王子貴須立爲王。

貴須王。此王の事上にも云つれど。なほ次の六十四年の下に云へし。此王もまた彼國の籍に。仇首王と近仇首王と二人ありて。まさきれやすし。次に云。

六十二年
壬午

六十二年。新羅不朝。即年遣襲津彦擊新羅。

百濟記云。壬午年。新羅不奉貴國。貴國遣沙至比跪令討之。新羅人莊。飭美女二人。迎誘於津。沙至比跪受其美女。反伐加羅國。加羅國王已本早岐。及兒百久氏。阿首至。爾沙利。伊羅麻酒。爾汝至等。將其人民。來奔百濟。百濟厚遇之。加羅國王妹既殿至。向大倭啓云。天皇

遣沙至比跪。以討新羅。而納新羅美女。捨而不討。反滅我國。兄弟人民皆爲流離。不任憂思。故以來啓。天皇大怒。即遣木羅斤資。領兵衆來會加羅。復其社稷。一云。沙至比跪知天皇怒。不敢公遣。乃自竄伏。其妹有下幸。於皇宮者。比跪密遣使人。問天皇怒解不。妹乃託夢言。今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云。比跪何敢來。妹以皇言報之。比跪知不免。入石穴而死也。

遣襲津彦擊新羅。東國通鑑。晉大元十七年。新羅奈勿王三十七年。倭人來圍新羅金城。七日不解。云ふ事あり。これは仁德天皇八十年壬午のことなり。此時の事を傳誤りて記るものによ。按に今年は壬午なり。また仁德天皇十年も壬午なり。○沙至比跪。集解に。按襲津彦沙至比跪。此語相近。然據事跡。大祖語。蓋別人也。と云れたり。なほ次に云へし。○新羅人莊飭美女二人より復其社稷とあるまでの文。本傍注に。清本爲疏。猶可見。佗本也。とあり。薩摩本にも。禁御本同爲疏とあり。 疏なる事は本より云までもなければ。卷首にも云る如く。總て本文に異國の書名などを著して書る例ならねは。百濟記より以下入石穴。而死也まで。盡く疏にて。後人の摺入なる事は明らけし。○百久氏。阿首至。考に。此六字を一人の名と見えたりとあれど。なほ二人なるへし。さて氏を釋紀また考本に至に作る。阿首至の至を。永享本には亘と作り。○爾沙利。本に爾を國と作り。今釋紀考本薩摩本及傍注に从る。音は何れの本にも。ヲクイク兩音なり。○伊羅麻酒爾汝至。以上五人の名なるへし。○流離。本に離を沈とあり。今集解に據古本改とあるに依る。○來會加羅。本に會字集とあり。今考本に據て改む。○其妹。誰と

后皇后皆書崩。とあり。されど此紀には。此後も皇后には薨と作り。崩とあるは。紀より後なり。此皇后は上にも云へる如く。攝政とは申せども。さる名を眞せまつ。りしは後の事にて。大方一御代の天皇と同じく坐々しかは。其御卷を立てしさまも。餘の皇后とは同じからず。故天皇の御例と併しく崩と書るなり。此に至て書法を改めしにあらしかし。○時年一百歳。此五字本に細字と爲り。今考本集解本本高本ともに依て。連書して大字とせり。さて御年。天書には一百十二歳。記傳に引る或書には一百十一とあり。○壬申。十五日なり。○狹城盾列陵は。諸陵式に狹城盾列池上陵。磐余稚櫻宮御宇神功皇后。在大和國添下郡。兆域東西二町南北二町。守戸五烟。今山陵村にありて。字五社神と云塚。即此御陵なり。此等の事。なほ成務天皇の御陵の下に云り。は既にも云る如く。狹城になほ比婆須比賣命。寺間陵と。稱徳帝の高野陵とあり。續後紀十三に。承和十年云々。搜檢圖錄。北則神功皇后之陵。南則成務天皇之陵也。世人相傳以三南陵。爲三神功皇后之陵。偏依三此口傳。每三神功皇后之崇。空謝三成務天皇之陵。今日改云々。とありて。南北二山陵のまかひしことあり。この二陵の事を。記傳山陵志などに種々論ひて。口傳の方や却りて正しからんとあれど。近頃世に現れし西大寺所藏天平年中の班田圖に。北を神功皇后の敷地。南を成務天皇の敷地と録せれば。尙圖錄は正しかりける。さて又記にも。仲哀天皇の御陵を記せる次に。皇后御年一百歳崩。葬于狹城。楯列陵也。と云十六字の細書あり。記傳に。後人のしわざなりと師の云れたる。此は決々然り。文のさま此記の例に非ず。又御代々々段終の細書の例にも異なればなり。そはまつ皇后と申すことも。下巻に至ては二所に見えたりとも。此巻に

は例なき文字なり。又凡て御世々の天皇の御年の數。多くは書紀と異なるに。此一百歳は書紀と同じとも。中々にいかり。又狹城楯列も。書紀の文字のまじり。此記には狹木又沙記と書き。多他那美と書るをや。さればこの細書は。後世になりて。書紀に依りて書入れたるものなり。と云れたり。○是日追尊云々は。記傳云。いと心得ず。此は漢國にて葬て諡を著る例に倣ひて。書なされたる例のしわざなるへし。と云へり。按に追尊は必有しものなるへし。されど是日などあるは。記傳に云れしごとく。あまり際やかなる心ちす。○氣長足姫尊。記傳云。此御名を後の諡の如く記されたれども然らず。御弟をも息長日子と申しよかは。此も生時よりの御名なりしこと著し。彼息長日子の例を以思へは。此姫尊も本は息長日女命と申ししを。崩坐て後に。足日女とは加へ申せるにやあらむ。と云れたるか如くなるへし。此御名の總ての義は。仲哀記の首に委しく云へるか如し。さるは此御時迄。未追尊して諡を奉る等の事はなかりしかと。此皇后は始て海外國を征伐玉ひて。彼國の者ども。服從來し御世なりければ。其人どもなど。漢國にて葬て諡を著る例ある事を申上て。さてしか定められ玉ひけむ。さるは此皇后を祭れる宮を。香椎廟と申せるなども。彼國人の申せるに倣ひ玉ひけむ事。下に云るか如きをも思合せて知へし。さるを記傳に。此は漢國の例に倣て。書なされたる例のしわざなるへし。と云れたるは一個の論なり。さて此皇后を祭れる社は。諸國にいと多かる中に。最著明きは。筑前國糟屋郡香椎廟。今も香椎村にあり。續紀二十二に。天平寶字三年八月。遣三太宰帥船親王於香椎廟。奏下應レ伐三新羅之狀。同六年十一月。遣三參議藤原朝臣巨勢麻呂。散位土師宿禰犬養。奉三幣于香椎廟。以爲下征三新羅調習軍旅也。續後紀一に。天長十年夏四月。遣三和氣臣眞綱。奉三御劍幣帛於八幡大菩薩宮。及香椎廟。告三新即位也。とあり。記傳云。抑此廟は。仲哀天皇な

○日本書紀通釋卷之三十一

りとも申し。神功皇后なりとも申して。決らざる由なり。右の續紀の趣に依るに。神功皇后なるへし。兵範記にも。香椎、大多羅志姫宮とあり。さて此をば。神社と申さずして。古書に廟とのみあること。他に例なき事なり。又神名帳にも載らず。いかさまにも所以あることなるへし。故思ふに。まつ漢國の意を以て云はく。諸の神社はみな廟とも云へき物なれども。然云る例なく。凡て皇國に廟と云ることは無きに。此をのみ殊に廟と云は。神功皇后の征け賜ひし後。三韓國のひたふるに服従ひ參來し御代に。彼國より此皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ。されは皇國のなへての神社の例に非ず。異國より奉齋れる宮なるか故に。其例を別む爲に。廟とは號奉り玉へるにやあらむ。此はこゝろみに推度りて云のみなり。さて後世の歌に。香椎宮とよめるは。此廟の御事なり。又字佐八幡宮縁起に。嵯峨天皇の御世。神功皇后の託宣に因て。弘仁十四年に勅して。新に大帶姫宮を造らしむるよし云るは。式に豐前國宇佐郡大帶姫廟神社とある社なるべし。宇佐宮三坐の一なり。是をしも廟と申すは。香椎廟に倣ての稱なるへし。と云れたり。故つら／＼考るに。廿二社注式に引る或書に。每襲宮者。昔足仲比古天皇の后。息長足比賣命。及大臣武内宿禰命。此の行宮に在りて新羅を伐んと謀り玉へりき。かくて後便廟堂と爲て。后宮は東にあり。臣廟は西にあり。とある文に因るに。新羅を伐玉はむと謀り玉ふ廟堂なりしか故に。その名を存して。宮といはず。廟とは申し習ひしものなるへし。さるは韓國にて。事謀りする屋をば。廟堂といひし故に。なほかの記傳に云れし如く。韓人か後に。其事謀り玉ひし處なりと聞奉りて。廟堂と申し奉りしか。皇國人も其ことのまよに。廟とは稱したるものなるへし。彼或書には。其由を聞傳へて書しよものと思ひやるへし。

みえたり。信友も記傳説に因て。本朝无題詩に。釋運行か同宮の詩註に。古岸有蘆草之藂。古老語云。古人殖唐蘆之種。四時不枯也。とあるも。韓人か殖奉れるにやあらむと云り。共に理たる説共也。また同集釋運禪か詩註に。香椎宮行牒威權滿日域。抱關者不能行留。とあり。當時御社の御榮の程思ひやるへし。

日本書紀卷第九終

日本書紀通釋卷之三十七

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十

譽田天皇

應神天皇

天中記帝王曰。帝王世紀曰。天子至尊之定名也。應神受命。為天所生子。故謂之天子。とあり。

譽田天皇。足仲彥天皇第四子也。母曰氣長足姬尊。天皇以皇后討新羅之年。歲次庚辰冬十二月。生於筑紫之蚊田。

蚊田は。神功紀に號其產處曰宇瀨也とあり。其處の舊名なるへし。此御產處は筑前國怡土郡深江の地にあるとも。成は糟屋部宇瀨村に在とも。或は那珂郡宮崎濱に在とも云へり。既に前紀に云へり。
宇佐託宣集に。伐三韓歸本朝。於筑前國蚊田郡而生皇子とあり。

紀
應神天皇

幼而聰達。立監深遠。動容進止。聖表有異焉。皇太后攝政之三年。立爲皇太子。而天神地祇授三韓既產之。穴生腕上。其形如輶。是肖皇太后爲雄裝之負。輶。故稱其名。謂譽田天皇。上古時俗。號輶。謂褒武多。

動容進止。安康紀に威儀。天武紀に進止。共にフルマヒと訓り。萬葉三に咲比振麻比。○有異。舊事紀に異を契に作れり。○立爲皇太子。時年按するに。天皇仲哀帝九年庚辰に生れ給へれば。皇后攝政三年癸未に至りて。四歳に成坐れば。三は四とあるへし。水鏡編年紀には四とあり。集解には古本に據て。時年三の三字を刪たり。○在孕而云々。授三韓。この事仲哀紀に見えて既に云へり。記云。凡此國者。坐汝命御腹之御子之所知國者也。○爲雄裝負輶。肥前風土記。松浦郡登望驛。在郡昔者氣長足姫尊到於此處。留爲雄裝。御臂之輶落於此村。因號輶驛。驛東西之海有蛇云々。とあり。負は佩なり。背に負ふ物には非されはなり。○肖は。貫之集源氏うつほの物語また盛衰記七などに。あえものごあるあえに同じ。あえものはあやかりものなり。拾遺集雜に。風はやみ峯の葛葉のともすれば。あやかりやすき人のこころか。ともあり。あやかりは。背假の義なるへし。今も人によく似ることを。かりうつしなど云ひり。○謂譽田天皇。こころは謂大輶別

尊と有へきなり。○上古時俗云々。永享本に上古上に一云の二字あり。輶は登毛と訓む事既に云り。褒武多是河内國古市郡の地名なる事も。既に云るか如く。輶の古名に非ず。此十字は後人の附註なり。除くへし。

一云。初天皇爲太子。行于越國。拜祭角鹿筭飯大神。時大神與太子名相易。故號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。然則可謂大神本名譽田別神。太子元名去來紗別尊。然無所見也。未詳。

一云は。通證に見古事仲哀記。大同小異。とあるか如し。集解に古事記所載説也とあるはたかへり。○大神與太子名相易。かくては大神と太子と。互に御名を取替て易玉ふなり。按するに記にては。特大神のみ天皇の御名を乞て易玉ふなり。此時天皇の御名大輶別尊と申せるを。それを神の乞て御名と爲玉ふなり。○號大神曰去來紗別神。記云。坐其地。伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云。以吾名欲易御子之御名。とあり。これに據れば去來紗別神は。大神の本の御名なること明らかなり。然るに此紀に。號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。とありては。互に御名を取替玉ふにて。一書の説にはあるへけれど。謬傳なるへし。○然則可謂云々より。未詳まで二十八字は。決て後人の攙入なり。

集解に古本に無じとて削られたるは。まことに然ることなり。

攝政六十九年夏四月。皇太后崩。

崩下。本注に時年百歳の四字あり。集解に古本無じて刪去たり。今もそれに従ふ。

元年庚寅

元年春正月丁亥朔。皇太子即位。是年也大歳庚寅。

大日本史に。天皇即位時年七十一。注に年據ニ水鏡愚管抄皇代記及本書生年とあり。

二年辛卯

二年春二月庚辰朔壬午。立_{ナカ}仲_{ナカ}姫_{ナカ}爲_シ皇后_ノ。后_ノ生_シ荒_ア田_ア皇_ノ女_ニ。大_{オホ}鷓_{トビ}天_ノ皇_ニ。
根_ネ鳥_{トリ}皇_ノ子_ニ。先_ニ是_{ヨリ}。天_ノ皇_以皇_ノ后_ヲ。姉_ノ高_{タカ}城_ノ入_リ姫_ヲ爲_シ妃_ト。生_シ額_ノ田_ノ大_ノ中_ノ彦_ノ皇_ノ子_ニ。
大_{オホ}山_ノ守_ノ皇_ノ子_ニ。去_リ來_リ眞_ノ稚_ノ皇_ノ子_ニ。大_{オホ}原_ノ皇_ノ女_ニ。澹_ニ路_ノ御_ノ原_ノ皇_ノ女_ニ。紀_ノ之_ノ菟_ノ野_ノ皇_ノ女_ニ。次_ノ妃_ノ和_ノ珥_ノ臣_ノ祖_ノ日_ノ觸_ノ使_ノ主_ノ之_ノ女_ニ。宮_ノ主_ノ宅_ノ媛_ノ。生_シ菟_ノ道_ノ稚_ノ郎_ノ子_ノ皇_ノ子_ニ。矢_ノ田_ノ皇_ノ女_ニ。雌_ノ鳥_ノ皇_ノ女_ニ。次_ノ妃_ノ宅_ノ媛_ノ之_ノ弟_ノ小_ノ。

甌_ウ媛_ノ。小_ノ説_ノ。此_ノ云_ニ。生_シ菟_ノ道_ノ稚_ノ郎_ノ姫_ノ皇_ノ女_ニ。次_ノ妃_ノ河_ノ派_ノ仲_ノ彦_ノ女_ノ弟_ノ媛_ノ。生_シ稚_ノ野_ノ毛_ノ二_ノ。
派_ハ皇_ノ子_ニ。麻_ノ多_ノ。次_ノ妃_ノ櫻_ノ井_ノ田_ノ部_ノ連_ノ男_ノ鉏_ノ之_ノ妹_ノ系_ノ媛_ノ。生_シ隼_ノ總_ノ別_ノ皇_ノ子_ニ。次_ノ妃_ノ日_ノ向_ノ泉_ノ長_ノ姫_ノ。生_シ大_ノ葉_ノ枝_ノ皇_ノ子_ニ。小_ノ葉_ノ枝_ノ皇_ノ子_ニ。凡_レ是_レ天_ノ皇_ノ男_ノ女_ノ并_ニ二_ノ十_ノ王_ノ也_。

庚辰朔壬午。本に辰を戌に。午を子に作る。通證に推_ニ長_ノ曆_ノ當_レ作_レ庚辰朔壬午三日也とあり。集解にも。推_ニ長_ノ曆_ノ而_レ從_ニ古_ノ本_ノとて。今_ノの如_ク改_メたり。水_ノ戸_ノ本_ノにも其_ノ説_ノあり。さる事_ナれば今_もそれ_に依_ツ。○立_ニ仲_ノ姫_ノ爲_シ皇_ノ后_ト。仁_ノ德_ノ紀_ノに。母_曰仲_ノ姫_ノ命_{。五百城入彦皇子之孫也。とあり。皇子は景行帝の御子。本紀に見えたり。記云。品陀眞若王之女三柱女王。一名高木之入日賣命。次中日賣命。次弟日賣命。此女王之父品陀眞若王者。五百木之入日子命。娶_ニ尾_ノ張_ノ連_ノ之_ノ祖_ト。建_ニ伊_ノ那_ノ陀_ノ宿_ノ禰_ノ之_ノ女_ト。志_ニ理_ノ都_ノ紀_ノ斗_ノ賣_ノ一_ノ生_シ子_{者。とあり。なほ仁德紀に云ふへし。○荒田皇女。記に木之荒田郎女とあり。式紀伊國那賀郡荒田神社。在_ニ廣_ノ田_ノ庄_ノ毛_ノ利_ノ村_ノと通證にあり。○大鷓鷯天皇。倭名抄鷓鷯和名佐々木。此鳥を名に負玉へるよしは本紀に見ゆ。○根鳥皇子。名義未詳。地名か。○額田大中彦皇子。額田は地名にて。彼此にある中に。通證に。倭名抄大和國平群郡額田沼加多。或曰河内國河内郡額田村有_レ祠。祭_ニ大_ノ中_ノ彦_ノ皇_ノ子_ニ云_ニとあり。○大山守皇子。御名_ノの事_。下_ニ見_エたる處_ニ云_へし。○去來眞稚皇子。記に伊奢之眞若命に作}}

妻なるを。書紀及上宮記には。此天皇の妃として。二侯王の御母とし。又上宮記には。中比賣を其御妻とせり。かくて書紀には。二侯王の御妻の事は見えされは。御母を弟比賣とせるも。異なる傳としてあるへきを。上宮記は聊か心得す。其故はまつ中と云。弟と云名にて。中比賣は御姉なりしことは論なきに。御母の御姉を御妻とし賜はむこと。いかうなればなり。古は母の弟を妻とせし例。これかれあれとも。母の姉を妻とせむことあるへくもおほえす。されは此は記の傳を正かるへき。抑此まされは。中比賣をも息長真若といひ。弟比賣をも弟比賣真若と云へれば。真若の同じきよりまされけむ。と云はれたる。さることなるへし。○稚野毛二派皇子。御名義未詳。記に成務天皇の御子にも。和訶奴氣王あり。二派は河派に據れる地名なるべし。河内志。志紀郡二侯新田と云地見ゆ。神名式に周防國郡連部二侯神社ありさて姓氏錄皇別に。此皇子の御末に。息長真人。山道真人。坂田酒人真人。息長丹生真人。坂田宿禰。息長連等數氏あり。○櫻井田部連男。記に櫻井田部之祖島垂根とあり。記傳云。櫻井は。和名抄に河内國河内郡櫻井郷とあり。是れなるへし。崇峻卷に。河内國言。於餌香川原云々。爰有櫻井田部連膽傳所養之犬云々。これ彼國に此氏人のありし據なり。かくて此氏は。河内の櫻井に住居て。田部を掌りつる氏なり。安閑卷に。以櫻井屯倉與每國田部。給賜香々有媛。また云々。以河内縣部曲。爲田部之元於是乎起とある。此氏これらに由あるへし。さて此氏は。誰の子孫と云こと物に見えたることなければ。姓氏錄に載らす先祖傳に知かたし。たゞ國造本紀に。穴門國造。經向日代朝御代。櫻井

田部連同祖。邇伎都美命四世孫。速都鳥命定賜國造とあれは。此邇伎都美命と云か末とは聞ゆれど。此名も未物に見あたらず。天武紀に。十三年十二月。櫻井田部連賜姓曰宿禰。三代實錄に氏人是かれ見ゆ。撰國にありと云へり。貞觀元年三月。遣右衛門大夫從六位上櫻井田部連良雄。於河内和泉兩國。辨決山之事。と云ること。安閑紀二年。詔置屯倉。九月。詔櫻井田部連云々等。主守屯倉之稅。と云ふ事も見ゆ。なほ次に云。○男。名義未詳。記には島足根とあり。記傳に。島は地名か。垂根と云例は。伊邪河宮段に出どあり。重胤云。丹後舊事記に。浦島子の事を叙して云。櫻井田部祖島垂根は。當國吉佐郡筒川郡日置里浦島太郎之祖と。國名風土記に見ゆ。又風土記云。日下部首等先祖筒川島子云々。記云。沙本吐古王日下部連。按に神功紀に依羅吾彦男垂見あり。姓氏錄に。依羅宿禰は彦坐命之後也とあり。古事記に。建武天皇之阿比古之祖也。とあり。彦坐命と。御兄弟の同傳の異なるにあらん。此事は神功紀にも云り。これに據れば。日下部首と同流なり。垂見島垂根は。蓋し一人或は父子ならん。和名抄河内國河内郡櫻井郷日下郷。並出たるをも考ふへし今試に其系を考るに。狹穗彦命彦坐命の子子爾伎都美命。其子依羅吾彦。其子垂見。其子島垂根。其子速津島か。但し神功紀に。穴門直祖踐立云々。啓皇后曰。神欲居之地必宜奉定。則以踐立爲下祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田邑。踐立の所屬未考へす。と云り。然るに此踐立は。天御產命の後なりと云る傳あり。この事は神功紀に云り。○糸媛。記に糸井媛とあり。地名なるへし。神名帳に大和國城下郡糸井神社あり。此地なるへし。姓氏錄大和諸蕃に糸井造あり。○隼總別皇子。倭名抄に鶺鴒和名波也布佐。隼訓同上とあり。通證に蓋速郎也とあり。此皇子の事も隼の事も。仁德紀に出てそこに云へり。○日向泉長媛。本に媛を姫に作る。今類史及舊事紀に據る。泉は

和名抄に薩摩國出水郡。これなるへし。長は未だ詳ならず。○大葉枝皇子。小葉枝皇子。本に大を太
 に作る。今永享本考本舊事紀等に據て改む。葉枝未詳。安寧紀孝昭紀孝安紀に。磯城縣主葉江。顯
 宗紀に羨媛波曳などあり。さて記に小羽江王の次に。幡日之若郎女を載たり。此郎女此紀には洩た
 れども。記は正しき傳にて。後に履中天皇の皇后となりたまへる。草香幡梭皇女と申せるは。即此郎
 女なり。此事は下に委く云へし。然るに此郎女は。仁徳の皇女にて。御母日向長媛なるが。日向の皇長媛の名の。似たるを以て。まさされて此にも入たるものと見ゆ。と云はれたるは善からず。○男女
 二十王也。記に二十王の外に。又娶_二迦具漏比賣。生_三御子川原田郎女。次玉郎女。次忍坂大中比賣。次登
 富志郎女。次迦多遲王。柱五又娶_二葛城之野伊呂賣。生_三御子伊奢能麻和迦王。柱一此天皇之御子等并二十六
 王。男王十一女王十五とあり。按に川原田郎女以下は。二派皇子の生ませる御子なり。此天皇の御子
 にはあらず。また伊奢能麻和迦王は重複せり。右の六柱。此紀に无きそ正しかるへき。また記の并二
 十六王男王十一の數ともあはず。疑ふへし。

根鳥皇子。是太田君之始祖也。大山守皇子。是土形君榛原君。凡二族之
 始祖也。去來真稚皇子。是深河別之始祖也。

太田君。太本に大に作る。今永享本考本に據る。記には大碓命太田君之祖とあり。此と異なり。和名抄

に美濃國安八郡太田郷。大野郡太田郷。又石津郡に今太田郷太田村あり。加茂郡蜂屋郷に太田村あり。
 また式山城國愛宕郡太田神社あり。姓氏錄には載せず。續紀四十に。太田首豐。總あるは異姓なり。○土形君。和名抄遠江國城飼
 郡土形郷比知加多。土形郷に今下土形村あり。此氏姓氏錄に載せず。○榛原君。和名抄に遠江國葦原
 郡葦原郷波以八良。又丹波國多紀郡榛原郷日置郷。今俱に存せり。記に云。大山守命者。山形君。幣岐
 君。榛原君等之祖。姓氏錄攝津國皇別。榛原公。息長真人同祖。大山守命之後也。河内皇別。葦原。譽田天皇々子。大
 山守命之後也。とあり。按に息長真人は。稚淳毛二侯王の後なり。然るに榛原君と同祖とあるは誤な
 るへし。○深河別は。和名抄に飛驒國荒城郡深河布加々波。式に山城國葛野郡深川神社あり。大和志
 山邊郡深川村あり。考ふへし。○上にも云へる高麗國なる永樂王碑銘に。百殘新羅。舊是屬民。由來朝
 貢。而倭以_二辛卯年_一來渡_レ海。破_二百殘口口新羅_一。以爲_二臣民_一。以_二六年丙申_一。王躬率_二水軍_一。討_二利殘國_一云々。
 とあるは。此年の如くにも聞こゆれど。碑文のさま。また東國通鑑によるに。仁徳天皇七十九年辛卯。
 また其五年後の丙申のことと聞ゆ。この紀には混あるへし。この事なほ次に云ふ。

三年冬十月辛未朔癸酉。東蝦夷悉朝貢。即役蝦夷而作厩坂道。

癸酉は三日。○東蝦夷は。東國蝦夷なり。○厩坂。高市郡にあり。名義下文十五年紀にみゆ。

十一月。處々海人訕詭之不從命。訕詭。此云。則遣。阿曇連祖大濱宿禰。平其訕詭。因爲海人之宰。故俗人諺曰。佐麼阿摩者。其是緣也。

海人は。倭名抄。白水郎。辨色立成云。白水郎阿萬。今按日本紀云。用漁人二字。一云用海人二字。とあり。海人は海子漁父潛女等の屬也。名義網部の約なり。佐麼賣玖の佐麼は。萬葉集に言佐敷久とある佐敷と同じ。さて佐敷久とは。鳥の喙と云るに同じく。さわさわと喧響て聞ゆるを云り。敏達紀に韓婦用韓語言といひ。源氏赤石に。あやしき海人ともなどの。たかき人おはする所と。集り参りて。聞も知玉はぬ事とも。さへつりあへるも。いとめつらかなれと云々。またサセツルのサヒ。字義にサハチ氏綱角巻。さばくさえあきらめ玉口て。是日異意と成るへし。賣玖は其状を云言なり。説文訕謗也。小爾雅雅言曰。詭。とあり。○不從命。永享本に命の上皇。字あり。さて海人とものかくさはめきしは。いかなる由に依てなりけん。知かたし。○遣阿曇連祖云々。此氏は海神の裔なるから。固より海人の事をとりし故に。其訕詭を平けしめ給ひしなり。さて其宰となりては。いよく其事を掌りつるなるへし。履中紀に。阿曇連演子か。淡路野島の海人を引率て。仲皇子に與せし事なども考ふへし。○海人之宰。宰は御命持なるよし既にいへり。この氏の事に就て。氏族志云。應神帝時。以阿曇連祖大濱。爲海人之宰。日本書紀。爾後安曇氏與

高橋朝臣。俱掌御膳之事矣。本朝。皇極天智朝。有阿曇山背連比羅夫。或單稱阿曇連。天武帝時安曇連賜宿禰。日本。桓武帝時。內膳奉膳安曇宿禰繼成。以與高橋氏爭訟。不遵詔旨。流于佐渡。史。清和帝時。阿波名方郡人正六位上安曇部栗麻呂自言。安曇百足宿禰之後。乃勅賜安曇宿禰。實錄。三條後一條間。有阿曇貞信。安曇元高等。朝野群載。小右記。とあり。○佐麼阿摩とは。後世にも海人のさへつりなど云ふ詞ありて。海人は性として口さかなく。言のふしりし事など。上古もありしから。かゝる名稱のありしなるへし。

是歲。百濟辰斯王失禮於天朝。故遣紀角宿禰。羽田矢代宿禰。石川宿禰。木菟宿禰。嘖讓其无禮狀。由是百濟國殺辰斯王。以謝之。紀角宿禰等便立阿花爲王而歸。

辰斯王の事は上に出。○失禮於天朝。本に失禮於貴國天皇とあり。集解に。天朝二字。原作貴國天皇。據古本改。今從之。とあるに據る。わか正史に。貴國天皇と書く。きよしあるまじければなり。○紀角宿禰以下四人は。武内宿禰の子なり。第一羽田矢代宿禰。次に石川宿禰。次に木菟宿禰。次に木角宿禰なり。記云。木角宿禰者。木臣。都奴臣。坂本臣之祖とあり。紀は景行紀に。屋主忍男武雄心命。娶紀國造祖菟道彦女影媛。生武内

宿禰。とあるに因れるなり。角は和名抄周防國都濃郡都濃郷これなり。國造本紀に。都怒國造。難波高津朝。紀臣同祖。都怒足尼兒。田島足尼定。賜國造。續紀に。紀田島宿禰之孫半多臣。難波高津宮御宇天皇御世。從周芳國。遷讚岐國。などあり。角臣と稱するよしは。雄略紀に出て。そこに云へり。天武紀十三年十一月。紀臣角臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別紀朝臣。石川朝臣同祖。建内宿禰男。紀角宿禰之後也。角朝臣。紀朝臣同祖。紀角宿禰之後也。坂本朝臣。紀朝臣同祖。紀白城宿禰後也。など見ゆ。又續紀九に角朝臣家主。十七に角朝臣道守など。朝臣の姓は多く見えたり。其他紀岡崎來目連。掃守田首。紀祝。紀部。紀辛梶臣。大家臣。文部。曰佐など。みな此人の裔なり。式大和國平群郡平群坐紀氏神社。名神大月さて仁德紀四十一年三月にも。此人百濟に遣はされしことあり。かく度々の功勳ありしによりて。其子田島宿禰を。國造に任されしなるへし。田島足尼は。續紀延暦十年十二月に見えて。岡田臣。佐婆部首。などの祖なり。氏は。續紀元正紀。紀臣龍麻呂等朝臣を賜。光仁紀。實龜四年。紀益人為庶人。賜姓田後部云々。賜姓朝臣。紀朝臣伊保等不服。仍舊爲寺奴。と云事あり。同時に紀伊安諸郡人紀臣馬養。今昔物語に見えたり。仁明紀。紀伊人紀臣奈須等。朝臣姓を賜はり。紀臣清繼。改賜紀朝臣。文德紀。雀部朝臣春枝。林朝臣並人等。俱改賜紀朝臣。清和紀。左京人山村忌寸安野。川田首安雄等。並紀朝臣を賜はり。陽成紀。右京人紀臣關雄賜朝臣。など見えたり。○羽田矢代宿禰。記云。波多八代宿禰者。波多臣。林臣。波美臣。星川臣。淡海臣。長谷部君之祖也。とあり。羽田は居地の名

なり。神武紀に。屠富縣波哆丘岬。有新城戸岬者。今添下郡に新木村あれば。波哆も添上下郡にあるへし。また式に高市郡波多神社。和名抄同郡波多郷あり。此人の裔。河内和泉に多くあり。これに據れば。和名抄河内國茨田郡幡多。式和泉國和泉郡波多神社。日根郡波多神社等の地もよしあるへし。矢代未詳。天武紀十三年十一月。波多臣賜姓曰朝臣。姓氏錄右京皇別八多朝臣。石川朝臣同祖。武内宿禰命之後也。三代實錄九。右京人岡屋公祖代等。賜姓八多朝臣。とあるも此裔なり。氏族志云。除目大成抄。後三條朝臣。據姓氏錄。八田氏皇別有眞人朝臣。神別。朝臣皇有遺。唯宿禰不知所出。とあり。○石川宿禰。記云。蘇賀石河宿禰者。蘇我臣。川邊臣。田中臣。高向臣。小治田臣。櫻井臣。岸田臣等之祖也。とあり。蘇我は式大和國高市郡宗我坐宗我都比古神社。又萬葉にも見ゆ。石川は和名抄河内國石川郡以之加波これなり。三代實錄三十二。石川朝臣木村言。始祖武内宿禰男。宗我石川。生於河内國石川別業。故以石川爲名。賜宗我大家爲居。因賜姓宗我宿禰。天武紀十三年十一月。石川臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京石川朝臣。孝元天皇皇子。彥太忍信命之後也。などあり。三代實錄三十二。右京人石川朝臣木村。箭口朝臣岑業。改石川箭口。並賜姓宗岳朝臣。と云事も見えたり。○木菟宿禰。記云。平群都久宿禰者。平群臣。佐和良臣。馬御權連等祖也。平群は和名抄平群郡倍久里是なり。木菟名義仁德紀に見えたり。三代實錄に武内宿禰第三男とあり。天武紀十三年十一月。平群臣賜姓曰朝臣。姓氏錄右京平群朝臣。石川朝臣同祖。武内宿禰男。平群都久宿禰之後也。とあり。按するに。姓氏錄。平群文室朝臣。都保朝臣。額田首。韓海部首。三代實錄。味酒首。など。みなこの

裔なり。氏人は。東大寺古文書に。聖武帝時。平群文屋朝臣益人あり。三代實錄に。光孝帝時。右京人平群臣春雄等に。朝臣を賜ふことあり。氏族志云。按續紀稱德帝時。安房平群郡人壬生美與曾廣主等。賜姓平群王。生朝臣。桓武帝時。有平群豐原朝臣靜女。是皆平群朝臣之族歟。とあり。○殺辰斯王以謝之。この事東國通鑑に。晉大元十七年。百濟辰斯王八月十一日。百濟王辰斯堯_ニ於狗原行宮。枕流王之子阿華立。とあり。晉大元十七年。我仁德八十年壬辰に當れば。百二十一年後の事なり。上にも引る高麗王の碑銘に。倭以辛卯年。來渡_レ海。破_ニ百殘新羅。以爲_ニ臣民。とある。この前年の事なるへければ。仁德御世の事とする方正しきか如し。されど今正すへき由なし。按政友云。此辛卯年は。日本紀に據れに應せたる。天皇崩御の干支を推て考ふるに。仲哀天皇崩り玉ふて。三十年の後に當れり。紀にはもと神功皇后崩御の間に。甲子二運り(百二十年)の差異あり。此事は古事記年記考に委く歸へり。さて右の碑銘に。破_ニ百殘新羅。とある。此辛卯の年にあたる事なるを。次の年(壬辰)に誤りたるは。雄略紀に。百濟辰斯王の殺されし十九年を誤りて。明る二十年に記したるに異なることなし。失禮とば。其處を詳にせされども。或は朝貢を缺き。或は叛逆を謀りしなどの類を云へるものならむ。若し此失禮のたかりそめの事ならましかば。天朝にて四人の宿願に仰せて。其元禮を噴噴しめ玉ひ。其國にて亦其を恐れて。殺_レ王謝_レ之。とまで記す。深き罪あるへきやは。故に紀に記されたる事共に。この破_ニ百殘新羅。以爲_ニ臣民。と云へるを合せて。つらく當時のあり様を想像るに。辰斯王はもと舊事の主にて。天朝の御覺もよからざりしにや。王も亦年頃心安からず。竊かに新羅と謀を協はせて叛きたりしにて。紀角宿願を兩國に遣はせられて。共に其罪を問はせ玉ひしなるへし。ざるを紀には。百濟の事のみ記るされて。一語たにも新羅の事に及ばず。其は獨此のみならず。新羅にありては。必しするすへきものをも。紀には大方略かれたり。たまくこの辛卯の事の如き。他の關係あるによりて。推して考ふることとも。謝をウヘナた無きにもあらず。蓋紀を修められし時。新羅には材料とすへき書の乏しかりし故ならん。とあり。なほよく考ふへし。 謝をウヘナフと訓るは。神代紀に服字。神功紀謝罪の二字をもしか訓たれども。なほカシコミマツリキ。などよみてあるへし。

五年甲午

五年秋八月庚寅朔壬寅。令_ニ諸國。定_ニ海人部及山守部。

壬寅は十三日なり。○海人本に部の字なし。今小山田本校本。及信友校本にあるに據て補ふ。集解にも部字あり。記云。定_ニ賜海部山部山守部伊勢部。とあり。海人部即海部にて。海人の屬なり。部字なくしては。なへての海人即海子漁父。海女など。の事となりて。部屬の事とはならず。必脱れたる事著し。さて海人部をアマへとは訓まじきこと。已にいへり。○山守部は。山を守る職の部民なり。この事は顯宗紀に見えたり。さて記に山部山守部とあるに就て記傳に。本二種にあらず。記に並舉たるは是ならず。紀に山部なきを正しとすへし。と云へり。さて萬葉集二に。神樂浪乃大山守云々とあるは。大宮に近きを以て。天皇の御料の山として。大とは稱へたるなるへし。御巫を大御巫と云へるか如くなるへし。さて今この部を定玉ふは。其部屬を集めて。其統治の首領を定め玉ふなり。いはく海人部を阿曇連に。山守部は山部連に隸給ふなり。かくて記なる伊勢部は詳かならず。とあり。さて山守の首領は。姓氏錄。大和皇別。山公内臣同祖。味内宿禰之後也。和泉山公。垂仁天皇皇子五十日彦別命之後也。攝津山守同上。東大寺正倉院文書。聖武帝時。伯耆久米郡人山守連伊等志などなるへし。

冬十月。科_ニ伊豆國。令_レ造船。長十丈。船既成之。試浮_ニ于海。便輕泛疾行。

如馳故名其船曰枯野

科を。フレオホセテと訓るは。被_レ經_レ仰_レなり。フレの訓天武紀に見えたり。後世の命令を。○科伊豆國云々。伊豆風土記云。應神天皇五年甲午冬十月。課_二伊豆國_一造_レ船。長十丈。船成泛_レ海。而輕如_レ葉馳。傳云。此船木者。日金山麓與野之楠也。是本朝造_二大船_一始也。とあり。此文據實記第三にあり。信女云。此文は親房記に。萬葉集に伊豆手舟と云るあり。八雲御抄に伊豆に出る舟也とあり。さて伊豆國は。國造本紀。伊豆國造云々。扶桑畧記。天武九年七月條。別_二駿河二郡_一爲_二伊豆國_一。同國風土記。割_二駿河國伊豆之崎_一號_二伊豆國_一。これ倉實記など併思_レに。此御世に今の如く一國に立_レ立_レさりしは。定かならされと。泊瀬國難波國の例に_レ出_レても見るへし。○枯野。記の傳は此と聊異なり。高津宮段云。此之御世兎寸河之西有_二一高樹_一。其樹之影。當_二旦日_一者速_二淡道島_一。當_二夕日_一者越_二高安山_一。故切_二是樹_一以_レ作_レ船。甚捷行之船也。時號_二其船_一謂_二枯野_一云々。とあり。枯は借字にて輕疾の義なり。野は_{重胤は樂反ならむと云ひ。記傳に}未考。あるひは主意かと云へり。或人説に。枯野は舟を造りたる所の地名を以。船名に呼取たるれり。然るは式に伊豆國田方郡輕野神社。和名抄に同郡狩野郷もみゆと云れたり。この説然るへし。さて此下に。本に由_二船輕疾_一名_二枯野_一。是義違焉。若謂_二輕野_一後人訛歟。と云注あり。集解に此十九字古本無。蓋私紀攪入。と云へり。今も其説に就て刪れり。

六年乙未

六年春二月。天皇幸_二近江國_一。至_二菟道野上_一而歌之曰。知婆能。伽豆怒塙彌例磨。茂茂智儂蘆。夜珥波母彌喩。區珥能朋母彌喩。

菟道野上。記云。天皇越_二幸近淡海國_一之時。御_二立宇遲野上_一。望_二萬野_一歌云。云々。菟道は山城國宇治郡。萬野は山城郡名既に出つ。記傳云。古は乙訓も亦萬野に係て云へり。然らば萬野は大名にて。萬野乙訓紀伊三郡に亘りて。其平原の地の總稱なり。ゆゑに菟道野上より遠望すへし。此を久世郡萬野富野村_置なりといへるは誤なり。と云へり。○智婆能。千葉之なり。萬野といはん料の發語なり。守部云。千羽は鳥羽の古言なるへし。知と登と音通へり。鳥羽今上鳥羽下鳥羽ありて。甚廣き地なりければ。鳥羽之萬野と謂へきものなり。_{此時未だ郡名にあらず。只一郡の小名なり。}今古圖を以て推考るに。宇治野と指處は。宇治郡の西の極小栗栖野なり。其小栗栖野より。竹田鳥羽萬野と並ひて。直向ひたり。故に其圖に就て如此は定め云なり。といへり。この説是に近し。○伽豆怒塙彌例磨。見_二萬野_一者なり。守部云。なほ此地のこと垂仁紀に。竹野媛云々。到_二萬野_一自墮_レ輿而死之。故號_二其地_一謂_二墮國_一。今謂_二弟國_一。説とあれは。上代は乙訓郡までをも。萬野と稱し事知るへし。鳥羽之萬野とつゞけ玉へる。是をも思ひ合はすへし。と云へり。○茂茂知儂蘆。百千足なり。守部云。民の家居の。百千と足り行くを詔ふなり。古昔は今の皇都邊はさもなく。難波の船舶の入來る。伏見竹田鳥羽邊を榮えけらし。日本紀畧延曆十三年十

○日本書紀通釋卷之三十七

月詔詞に。今の平安京の事を。葛野乃大宮地者。山川毛麗久。四方乃百姓乃參出事毛。便之互云々。と見えたる鳥羽の邊は。殊に便よろしき地とぞみえたる。と云へり。○夜珥波母彌噲。家場所見なり。民居の處在を家庭といふ。庭は場なり。○區珥能朋母彌噲。國之秀毛所見なり。秀は國原の中央に顯れて。其真秀たる宜き處々見ゆるよしを詔ふなり。

七年丙申

七年秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並來朝。時命。武内宿禰。領諸韓人等。作池。因以名池。號韓人池。

高麗人。海東諸國記云。七年丙申。高麗始遣使來。とあり。按に高麗の朝貢。既に神功御世にありしことば。本紀に見えたるか如くなれど。其疑はしきよしありて其處に云へり。されは記傳にも。高麗國の朝貢せし事は。まことに是や始ならむ。たとひこれ始ならずとも。此御代になりての事なりけむ。と云はれたり。この事は既に云へり。○韓人池。大和志に。在城下郡唐古村。今呼三柳田池。とあり。新選六帖。輕島の明宮のむかしより。作りそめけん韓人の池。記には新羅國人參渡來。是以建内宿禰命。引率。爲役之堤池。而作百濟池。記傳云。韓人池百濟池同異未詳かならず。大和志の説も頼には信かたし。恐らくは唐古の名に據て説をなしものならん。と云へり。按政友云。高麗水樂王碑銘に據るに六年丙申(六年)は此王の六

年なり。丙申即ち此七年に當れり。されまことば。仁德天皇八十四年丙申なり。の戦に。百濟は隣國をも畏ふべき形勢なるに。韓史には東國通鑑に。晋大元十七年のこととせり。此十七年は壬辰にて。丙申より五年前なれど。全く此戰なるを。年をも事をも誤りて。其面影を留めしのみ。地紀には。百濟の事なれば。載せられずと覺して。もとより考へ合すへき由もあらねど。應神紀七年(丙申)秋九月云々。韓人池。また能羅島明宮段に。亦新羅人參渡來云々。是以建内宿禰命引率。爲役之堤池。而作百濟池。と見えたるは。地紀にも同じ事なるを。傳の異なるによりて。韓かの差違をはなせるなり。來朝とは。國王みつかからか。或は王命もて來れるもの。稱なるを。それに池を作らしめしも似合しからず。又新羅の人を役はして作れるもの。百濟の稱を貢せしも。これもまた其實にそむけり。と思はるれば。此は二書ともに誤りにて。實は今年の戦に。伴等なども多く。又新羅を始めとし。彼さしものも夥しかりつらん。それらを送り來りて。此役をば成されしならん。武内宿禰の其を引率と云るも。故ある事なるべし。と云り。この事は次の八年の下に云り。考へ合すへし。

八年丁酉

八年春三月。百濟人來朝。百濟記云。阿花王立。无禮於貴國。故奪我忱彌多禮。及峴南。支侵。谷那。東韓之地。是以遣王子直支于天朝。以脩先王之好也。

忱彌多禮。既出。本に枕に作る。今神功紀及集解に依る。○支侵。詳ならず。魏志東夷傳。馬韓五十四國の内に支侵國見え。東國通鑑外紀にも見えたり。○谷那。既に出つ。○東韓は。十六年紀に見ゆ。○王子直支。通鑑。三國史記。腆支或作直支。東國通鑑。一名映。又曰。丁酉晋安帝隆安元年。百濟阿莘王六年夏五月。百濟與倭結好。遣太子腆支爲質。當仁德天皇八十五年丁酉のこととなれり。とあり。按に阿莘王。事を通鑑に等と書けるは誤なり。三年は。通鑑に因れば。わか仁德帝八十五年丁酉のこととなれり。年紀大にたかへり。よりにて又彼の高麗王碑銘を按するに。九年己亥。仁德八十七年。百殘違誓。合倭云々。倭人滿其國境。潰破城地云々。と云事あり。此紀には更に思ひあたる事なれども。合倭といふ文を見れば。通鑑の與倭結好。遣太子腆支爲質。とあるに所由ありげなり。されは是も百濟記をこ

よに書き入れしは猶誤にて。仁徳紀八十五年の下に入るへきか。かにかくに本文ならねば。強かち論するに及はず。愛にまた菅政友云、是百濟の賈を厭れる始にて。戦ありし明年の事なり。無禮於貴國。其故を知るに由なれり。高麗と和をなし。賈を送りたるは。もとより力盡ての事なれば。其を怒らせ玉ひて。賈を致し地を厭らしめしにはあるへからず。或は此時より新羅を討ち野め。高麗を征け玉はんとの大御心おはしまして。かねて百濟王の心の動かさらん爲に。賈をもめされ。また統多禮等は。戦に便なる地なれば。試らしめけんも亦知るべからず。かにかくに今は決めかたしと云り。

九年戊戌

九年夏四月。遣武内宿禰於筑紫。以監察百姓。時武内宿禰弟甘美内宿禰。欲廢兄。即讒言于天皇。武内宿禰常有望天下之情。今聞在筑紫而密謀之。曰。獨裂筑紫。招三韓。令朝於己。遂將有天下。於是天皇則遣使。以令殺武内宿禰。時武内宿禰歎之曰。吾元無貳心。以忠事君。今何禍矣。無罪而死耶。於是有壹伎直祖真根子者。其爲人能似武内宿禰之形。獨惜武内宿禰無罪而空死之。便語武内宿禰曰。今大臣以忠事君。既無黑心。天下共知。願密避之。參赴于朝。親辨無罪。而後死不晚也。且時人每云。僕形似大臣。故今我代大臣而死之。以明

大臣之丹心。則伏釁自死焉。

監察百姓。此時此宿禰の居られし處は。知へからざる如くなれど。筑後國御井郡高良神社の社記に。宿禰此地に居て。九國を鎮められし由云へり。此時の事なるへしと重胤云り。○甘美内宿禰。記云。比古布都押信命。娶尾張連等之祖。意富那毗之妹。葛城之高千那毗賣。生味師内宿禰。此者山代内臣之祖也。とあり。武内宿禰の異母兄弟也。甘美は美稱。内は武内の内とおなじく。天皇の親しみ睦まじみし玉ふより。負れたる美稱なること。既に云へり。この甘美内の宿禰の子孫。後に山城國綴喜郡の地に住みて。其祖名を取て内村と名く。雄略紀山背内村。式經喜郡内神社。これ山城内臣の祖なり。姓氏錄大和國。内臣。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。山公。内臣同祖。味内宿禰之後也。とあるは。山城より後到大和に移りし人の屬なるへし。○欲廢兄。本に欲字脱せり。今熱田本永享本並河本中臣本薩摩本通證等に依る。○讒言。齊明紀機訓同。萬葉集に人言之。讒乎聞而。催馬樂葦垣に。親にまうよこしけらしも。などあり。言義は令横なり。横さまに人を悪く云なすなり。成務紀に。横をヨコシと訓めるは異なり。この横は。體言なり。○獨裂。裂は分裂して。己か領く地と爲ることか。もしくは裂は製にはあらざるか。○吾元無貳心。本に元字なし。今永享本中臣本考本に據て補ふ。○忠の訓いか。マコトと訓

むへし。字鏡集類聚名義抄に。忠をマコトとよみ。書仲勉之語に。顯忠マコト。遂良スエリョウなどあり。次にもマ
 メと訓めり。○壹伎直祖真根子。本に祖字を脱せり。今永享本薩摩本集解等に據て補へり。姓氏錄
 右京に。壹伎直。天兒屋根命九世孫。雷イカサ大臣之後也。とあり。松尾社家系圖に。天兒屋根命十二世孫。
 雷大臣命有四子。其一大小橋命。次真根子命。壹伎大明神。在筑前國那珂郡壹伎地。所祭神一坐。神功皇后御世。真根子隨父趣于三
 韓。歸朝之後尙留于壹伎島。戊三韓國。因其子孫以其本姓。或稱中臣。稱ト部。或依地名。稱壹伎。
 壹伎本雪字訓也。次日本大臣。神功皇后御世。雷大臣使于百濟。娶彼土女。生一男。名日本大臣。次弟
 子命。弟子命六世孫意富乃古命。雄略天皇御宇云々。真根子命子天兒屋根 御身足尼命云々。とあり。神社
 啓蒙諸社篇云。壹伎社。在筑前國那珂郡壹伎地。所祭之神一坐。壹伎直真根子。好古曰。筑前國早良郡壹
 伎社。在生イキ松原之中。所祭一座。真根子。とあり。生松原。歌にも詠みて名處なり。○似の訓。タウハ
 レリ。義未詳。されど紀中他にも見えなれば。誤にはあらず。○空死之。本に之字なし。今永享本に
 據て補ふ。

時武内宿禰獨大悲之。竊避筑紫。浮海以從南海。廻之。泊於紀水門。僅得逮朝。乃辨無罪。天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰。於是二

人各堅執而爭之。是非難決。天皇勅之。令請神祇探湯。是以武内宿禰
 與甘美内宿禰共出于磯城川濱。爲探湯。武内宿禰勝之。便執橫刀。
 以毆仆甘美内宿禰。遂欲殺矣。天皇勅之令釋。仍賜紀伊直等之祖也。

争之。訓アラカフは。アラソヒと同じ。物語歌集等に多き詞なり。字鏡に諱をよめり。○探湯。允恭
 紀云。諸氏姓人等。沐浴齋戒。各爲盟神探湯。則云々坐探湯。而引諸人一令赴日。得實則全。僞者必
 害。盟神探湯。此云區阿陀智。或說納釜煮湯。於是諸人各著木綿手繩。而赴釜探湯。則得實者自全。不得實
 者皆傷。記同段に。於是天皇云々。於味白橋之言八十禍津日前。居玖珂。而定賜天下之八十友緒
 氏姓。とあり。記傳云。玖珂は手を熱湯の中に漬して探りて。神に盟ふなり。雲沸湯の釜なり。言義詳
 ならず。陀智は其事に赴くをいふ。役の立のタテマシことし。また繼體紀に見えたり。允恭紀注に。或塗納
 釜云々。以下十九字。後人加入なり。或說に玖珂は探攪なりと云り。いかゞあらむ。さてこの事は。
 後世に所謂湯起請のオホクワシものとなり。といへり。○磯城河濱。大和同城上下郡あり。河は泊瀬川なるへし。
 此邊に大神神社坐せば。其神に盟ひて祈請すなり。敏達紀に。蝦夷魁帥綾糟等か。泊瀬中流に下り
 て。三諸岳ミヤケに面て。漱水カキスミて盟ひしことあるにてしるへし。○紀伊直等之祖。紀伊直は武内宿禰の母

家なる事。既に云へり。今それに賜ひしは。其家の孽となして。辱かじめ玉ひしなり。奴婢の事。神代には火闌降命の。天孫火出見尊の臣僕となり玉ひし事は見えなれど。これは皇族の御上の御事なれば別なり。皇代に至りて。こゝに始めて見えたり。さて雄略紀十四年に。根使主の子孫を以て。茅渟縣主に賜ひて。負囊者フノカフキセトと爲し玉ひしこと見えなれば。當時の刑に此制ありしなるべく。また根使主の子孫とあるにて。こゝも甘美内宿禰の子孫をも。長く紀伊直の家に賜ひしものなること知られたり。按るに永樂王碑銘に。此間に十一年(己亥)の事あり。されどこれ。仁德天皇八十七年己亥の事にて。こゝにありしことにはあらず。されど上の因にこゝにいたすべし。銘云。九年己亥。百發達ハツハツ。誓合チカヒ。倭云々。王巡下平磯。而新羅遣使白王云。倭人滿其國境。漢破城地。以奴客爲民。歸王命云々。とあり。政友云。遠誓は。上の歸王自誓とあるに違へるなり。合倭とは。丁酉の年王子直支を賀として。皇國に送れるをいふ。此二句は今年より以前の事にかゝれり。王巡下平磯。とあるは。此王此年。また其國都より平磯に來れるなり。平磯の磯は。漢音通ひて。今の平安道平磯府をいふ。倭人滿其國境云々。この倭人はいかなる人を指せるか明文なし。武内宿禰命の子葛城襲津彥ならんと思はるゝ由あり。此人は父命とも。筑紫に下りて。其より韓國に赴かれたりけん。ざるを紀には十四年の處にありて。こゝより六年の後に記されしかば。宿禰の命の遺言にあらざる故も。この碑文に載せられたる事とも。共に明かならずなりゆきたるなり。其故は。紀の上文九年夏四月。遣武内宿禰於筑紫云々。とみえたるは。此碑文の九年己亥の前年にて。襲津彥は。此時はやく兵士を率ゐて。韓國に渡れる後ならん。さればこそ襲津彥。三韓令朝。於己。など云へる遺言もあるべきや。故に襲津彥は。父形なからんには。遺言のいか巧にいひなしたればとて。二人各堅執而争之。是非難決。とまで深き疑のあるべきや。故に襲津彥は。父とも筑紫に下れり云々の事なり。然るに下文十四年(癸卯)是歲弓月君云々。爰遣葛城襲津彥云々。經三年。而襲津彥不來。とある十四年は誤にて。實は父の宿禰命の諱にあらざるより前に。韓國に赴きたらんとおもはるゝ由は。上に云へり。さて紀には。遣武内宿禰於筑紫。以監察百姓。又遣葛城襲津彥。而召弓月君之大夫。と事もなげに記されたれど。此碑銘に。倭人滿其國境。或は倭不軌。侵入物方界。などあるに合せて。前後のありさまを考ふれば。ざる尋常の事にあらざる。新羅はさきに百濟の辰斯王をそののちして。皇國に叛かしめ。又高麗は。我官家國なる百濟を侵したる。其罪はもとよりのことながら。是も亦新羅のすゝめならん疑なきにあらねば。新羅は云々ともなし。合せて高麗をも征けまして。永く國根を絶ちてんなど。内々謀らせ玉ふことのおはしましたれど。其はたやすき事ならねば。遂に宿禰命を筑紫に下されて。其諸政を總へ掌らしめ。襲津彥をば。衆多の將士をそへて。新羅に遣はされしこと。この後ながら。宣化天皇朝に。大伴旅手彦連を任那に遣はされて。其國を鎮められし時。其兄の船連は。筑紫に留りて。其政を執られし姿にぞ似たりけん。抑宿禰命。さきには上に聰明數智なる皇后の坐まして。其才略をも赤心を。もとより知ろしめされたるにより。謀りしことも思ふかまはらば。なしとけたりと覺しき。今皇后崩しまし。後なれば。遺言に親しき中より起りて。都にかへり上りしに。力をのふるに由なり。

くして。遂に平磯の敗れを取りしものなるべし。といへり。此は下文十四年の下に見合せて考ふべし。

十一年庚

十一年冬十月。作劔池。輕池。鹿垣池。厩坂池。是歲。有人奏之曰。日向國有孃子名髮長媛。即諸縣君牛諸井之女也。是國色之秀者。天皇悅之。心裏欲覓。

劔池は。大和國高市郡石川村。東にあり。東西徑凡四町と云ふ。按に開化紀に。葬孝元天子劔池島上陵とあり。此時に直し修理へるものなるべし。○輕池。同郡大歌留村に在り。崇神紀に既に出つ。○厩坂池。厩坂は高市郡にあり。大和志に在二十市郡内膳村。今云美作池とあるは。恐らくは非なるべし。○髮長媛は。髮の長きを以て稱へたるか。又按するに。景行紀に日向髮長大田根とあるに因れば。地名ならむか。○諸縣君。和名抄日向國諸縣郡牟良加多。舊事紀に豐國別命日向諸縣君祖とあり。豐國別命は景行皇子なり。諸縣君泉姬已に景行紀に見えたり。記云。天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣。其顔容美。將使而喚上とあり。下文には日向諸縣君牛。又記高津宮段には。日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣とあり。此には牛諸井とあり。但し熱田本には。諸井二字。又淡路風土記に。諸縣君牛とあり。みな同人なり。記には名を脱せるなり。さて又彼永樂王碑銘に。十年庚子遣步騎五萬。往救新羅。從男居城。至新羅城。倭浦。其中。官兵方至。倭口退。口口口口。任那加羅。從拔。